

令和 2 年度事業報告書（案）
【船員保険事業】
（2020）

事業期間：2020（令和 2）年 4 月 1 日～2021（令和 3）年 3 月 31 日



全国健康保険協会
船員保険

目次

加入者及び船舶所有者の皆様へ	1
第1章 全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針	
1. 理念	2
(1) 基本使命	2
(2) 基本コンセプト	2
2. 事業運営の基本方針	2
第2章 2020年度の事業運営方針と総括	3
第3章 加入者、船舶所有者、医療費の動向	
(1) 加入者、船舶所有者の動向	5
(2) 被保険者の年齢構成	7
(3) 医療費及び医療給付費等の動向	8
(4) 現金給付費等の動向	11
(5) 年金給付費の動向	12
第4章 事業運営、活動の概況	
1. 基盤的保険者機能	14
(1) 正確かつ迅速な業務の実施	14
(2) 適正な保険給付の確保	14
(3) 効果的なレセプト点検の推進	15
(4) 返納金債権の発生防止の取組の強化	16
(5) 債権回収業務の推進	17
(6) 制度の利用促進	18
(7) 福祉事業の効果的な実施	24
(8) サービス向上のための取組	25
(9) 健全な財政運営の確保	25
(10) オンライン資格確認の円滑な実施	33
2. 戦略的保険者機能	35
(1) 特定健康審査等の推進	37
(2) 特定保健指導の実施率の向上	39
(3) 加入者に対する支援	40
(4) 船舶所有者等に対する支援	43
(5) ジェネリック医薬品の使用促進	48
(6) 情報提供・広報の充実	51
(7) データ収集活用方法の研究	59

3. 組織・運営体制の強化	60
(1) 人事評価制度の適正な運用	60
(2) OJT を中心とした人材育成	60
(3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等	60
(4) コンプライアンスの徹底	61
(5) リスク管理	61
(6) 内部統制の強化に向けた取組	62
(7) システム関連の取組	63
(8) ペーパーレス化の推進	63
4. 運営に関する重要業績評価指標（KPI）一覧	64
第5章 その他	
(1) 新型コロナウイルス感染症拡大への対応	67
(2) 東日本大震災への対応	69
(3) 毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付	69
2020 年度の財務諸表等	71
国の特別会計における収支を合算した決算と船員保険勘定決算との関係	93

加入者及び船舶所有者の皆様へ

はじめに、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

また、加入者及び船舶所有者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により厳しい生活や事業経営を強いられる中においても、当協会の事業運営や船員保険料等のご負担に対してご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2010（平成 22）年 1 月に、船員保険事業が国から移管されてからこれまでの間、私どもは、わが国の海運及び水産を支える船員の皆様及びそのご家族の健康と福祉の向上を図るため、公的保険の運営という重責を自覚し、職員が一丸となって事業運営に取り組んでまいりました。

事業運営にあたっては、船員保険協議会をはじめ加入者及び船舶所有者の皆様のご意見を反映した自主自律の運営に努めるとともに、サービスの向上を図ってまいりました。おかげさまで、関係者の皆様のご協力とご支援をいただき、コロナ禍においても事業を運営できておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

一方で、今般のコロナ禍により経済情勢の不透明さが増す中においても、我が国全体の課題である急速な高齢化と医療費の伸びは着実に進行しており、2020（令和 2）年度は、汽船、漁船の被保険者数の減少により、全体の被保険者数が 2 年連続で減少するとともに、平均標準報酬月額についても、不漁等の影響により、漁船の平均標準報酬月額が 2 年連続で減少しました。このような傾向が続くかどうかは不透明ですが、今後も医療費の増加が見込まれることから、中長期的な観点からは、引き続き慎重な財政運営を図る必要があると認識しています。

2020 年度は、加入者の皆様のメタボリックシンドロームリスクの保有率及び喫煙率の減少に向けた取組を柱として策定した第 2 期船員保険データヘルス計画の 3 年目に当たり、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化を図るとともに、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検などの医療費の適正化に向けた取組を総合的に推進してまいりました。船員労働の特殊性に対応した無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業についても着実に実施しました。

今後とも、加入者及び船舶所有者、関係団体等の皆様のご協力をいただきながら、現金給付やレセプトの審査といった基盤的な業務に加え、ジェネリック医薬品の更なる使用促進や加入者の皆様の健康の維持・増進を図るための保健事業の推進など、戦略的な保険者機能をさらに発揮してまいりますので、引き続き、皆様からのご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021（令和 3）年 7 月
全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹

第1章 全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針

1. 理念

(1) 基本使命

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

(2) 基本コンセプト

基本使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的にとり入れ、保険者の機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組んでいます。

- ・加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

2. 事業運営の基本方針

協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組みます。

第 2 章 2020 年度の事業運営方針と総括

協会は、船員保険の保険者として、各種現金給付の支払いや保険証の交付などの基本的な業務を着実に実施することに加え、保険者機能の強化を図り、その発揮による総合的な取組を推進し、加入者の健康づくりを積極的に支援しています。

2020（令和 2）年度については、

- （１） 基盤的保険者機能については、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施する。
- （２） 戦略的保険者機能については、第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図るための取組の支援を行うこと、利用者にとってわかりやすく、時宜を得た広報・情報提供を積極的かつ計画的に行うこと、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。
- （３） 組織・運営体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図り、組織基盤を強化していく。

また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営を強化していく。

この 3 つを運営方針として掲げ、事業運営を行ってきました。それぞれについての 2020 年度の総括は、以下のとおりです。

（１） 基盤的保険者機能

現金給付の審査の適切な実施や、傷病手当金等の支給に要する標準日数を定めたサービススタンダードの 100%達成、保険証の発行に要する日数について資格情報の取得から 3 営業日以内を 100%達成しました。また、レセプト点検については、外部事業者が査定額向上に積極的に取り組むよう委託契約内容を見直したこと等により、内容点検効果額は向上しました。

財政状況については、漁船の被保険者数と平均標準報酬月額は依然として減少傾向が続いていること、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済情勢の悪化が今後の船員保険財政に及ぼす影響が不透明であること等から中長期的な観点から慎重な財政運営を行う必要がある旨船員保険協議会にお示しし、2021（令和 3）年度の疾病保険料率は現行の料率を維持することとしました。

福祉事業については、海上という特殊な環境下で労働する船員の健康と生命の安全を守る上で、重要な役割を果たしている無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業について、円滑かつ着実に実施しました。

（２）戦略的保険者機能

メタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率の減少に向けた取組を柱とした第２期船員保険データヘルス計画に基づいた事業を実施しました。

健診・保健指導については、第３期特定健康診査等実施計画の目標達成に向けた取組を進めましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、健診実施率、保健指導実施率ともに目標を達成できませんでした。オンライン禁煙プログラムについては、前年度を大幅に上回る 182 人の方に参加いただき、終了者の約 7 割の方が禁煙に成功しました。また、船員保険コラボヘルス「プロジェクト“S”」のエントリー募集を、2020 年 9 月から開始しました。

広報・情報提供については、紙媒体を中心としつつホームページのリニューアルやメールマガジンも活用して実施しました。

ジェネリック医薬品の使用促進については、その使用割合は医療保険全体の平均を上回る水準で推移しており、2020 年度末時点(2021 年 3 月診療分)の使用割合は 82.6%となりました。

（３）組織・運営体制の強化

基盤的保険者機能を確実なものとし、戦略的保険者機能を一層発揮していくために組織体制を強化していけるよう、OJT や各種研修等による人材育成を通じて組織力の強化を図りました。

コンプライアンスやリスク管理の徹底を図るため、各種規程やマニュアルを改定し、研修実施により全職員に周知したほか、職員の目標管理を明確にした人事評価制度により、組織目標の達成、高い実績を上げた職員に対する適正な処遇、職員のモチベーションの維持・向上を図っています。

また、国土交通省交通政策審議会船員部会で検討されている船員の働き方改革において、産業医制度の導入等を含めた船員の健康確保に関する事項について検討するため、国土交通省海事局船員政策課に「船員の健康確保に関する検討会」が設置され、船員保険部からもオブザーバーとして、計 8 回（2019（令和元）年 9 月～2020 年 9 月）の議論に参加しました。

検討会では、船員保険加入者にかかるデータ提供や、船員保険部の健康づくりに関する取組事例の紹介等を行いました。

2020 年 10 月に公表された議論の取りまとめでは、船員の健康診断の在り方や、船員向け産業医の必要性和役割について確認されました。また、効果的な運用体制を確保する観点から、無線医療助言事業の課題を共有する場を設ける必要性や、船員保険部が実施している健康づくりに関する取組を活用することとされました。

引き続き、船員の健康づくりをすすめていくため、プロジェクト“S”をはじめとした各種事業の質を向上させるとともに、関係省庁とも連携を図っていきます。

今後とも、船員労働の特殊性を十分考慮した事業運営を行うとともに、各種指標の動向、中期的な財政見通し等を踏まえながら、安定的な事業運営に努めます。

第3章 加入者、船舶所有者、医療費の動向

(1) 加入者、船舶所有者の動向

2020（令和2）年度末現在の被保険者数は57,858人であり、前年度末と比べて451人（▲0.8%）の減となりました。船舶種別ごとに見ると、「汽船等」は2013（平成25）年度から増加傾向にありましたが、2020年度末では前年度末と比べて163人（▲0.4%）の減となりました。「漁船（ろ）」は減少傾向にあり、前年度末と比べて444人（▲3.3%）の減となりました。

被扶養者数は57,819人であり、前年度末と比べて1,554人（▲2.6%）の減となりました。

加入者数は115,677人であり、前年度末と比べて2,005人（▲1.7%）の減となりました。

2020年度の被保険者1人当たりの平均標準報酬月額（年度平均）は421,398円であり、前年度と比べて281円（0.1%）の増となり、9年連続の増加となりました。また、船舶種別ごとに見ると、「汽船等」は前年度末と比べて4,303円（1.0%）の増となりました。「漁船（ろ）」は11,970円（▲2.9%）の減となりました。

【(図表 3-1)加入者、船舶所有者等】

(加入者：人、平均標準報酬月額：円、平均標準賞与年額：円)

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
被保険者数		57,919 (0.3%)	58,031 (0.2%)	58,291 (0.4%)	58,413 (0.2%)	58,309 (▲0.2%)	57,858 (▲0.8%)
	汽船等※1	38,949 (1.4%)	39,213 (0.7%)	39,645 (1.1%)	40,162 (1.3%)	40,565 (1.0%)	40,402 (▲0.4%)
	漁船 (い) ※2	1,627 (1.3%)	1,600 (▲1.7%)	1,621 (1.3%)	1,620 (▲0.1%)	1,616 (▲0.2%)	1,544 (▲4.5%)
	漁船 (ろ) ※3	14,236 (▲1.9%)	14,161 (▲0.5%)	14,098 (▲0.4%)	13,927 (▲1.2%)	13,640 (▲2.1%)	13,196 (▲3.3%)
	疾病任意 継続被保険者数	3,107 (▲3.5%)	3,057 (▲1.6%)	2,927 (▲4.3%)	2,704 (▲7.6%)	2,488 (▲8.0%)	2,716 (9.2%)
被扶養者数		65,842 (▲2.2%)	64,161 (▲2.6%)	62,637 (▲2.4%)	61,060 (▲2.5%)	59,373 (▲2.8%)	57,819 (▲2.6%)
加入者数		123,761 (▲1.1%)	122,192 (▲1.3%)	120,928 (▲1.0%)	119,473 (▲1.2%)	117,682 (▲1.5%)	115,677 (▲1.7%)
平均標準報酬月額		403,073 (1.0%)	411,999 (2.2%)	417,256 (1.3%)	420,000 (0.7%)	421,117 (0.3%)	421,398 (0.1%)
	汽船等※1	414,306 (0.6%)	421,319 (1.7%)	425,087 (0.9%)	427,760 (0.6%)	431,272 (0.8%)	435,575 (1.0%)
	漁船 (い) ※2	379,304 (▲0.1%)	375,292 (▲1.1%)	378,151 (0.8%)	375,916 (▲0.6%)	391,093 (4.0%)	393,990 (0.7%)
	漁船 (ろ) ※3	390,992 (2.1%)	406,807 (4.0%)	416,562 (2.4%)	417,411 (0.2%)	408,986 (▲2.0%)	397,016 (▲2.9%)
	疾病任意 継続被保険者	325,644 (1.8%)	327,723 (0.6%)	328,924 (0.4%)	338,914 (3.0%)	336,361 (▲0.8%)	336,739 (0.1%)
平均標準賞与年額		582,064 (3.3%)	600,527 (3.2%)	594,179 (▲1.1%)	625,101 (5.2%)	606,426 (▲3.0%)	582,181 (▲4.0%)
船舶所有者数		5,670 (▲1.0%)	5,619 (▲0.9%)	5,608 (▲0.2%)	5,623 (0.3%)	5,626 (0.1%)	5,621 (▲0.1%)

※1「汽船等」とは、漁船以外の船舶をいう。

※2「漁船 (い)」とは、直接漁業に従事しない漁船をいう。

※3「漁船 (ろ)」とは、直接漁業に従事する漁船をいう。

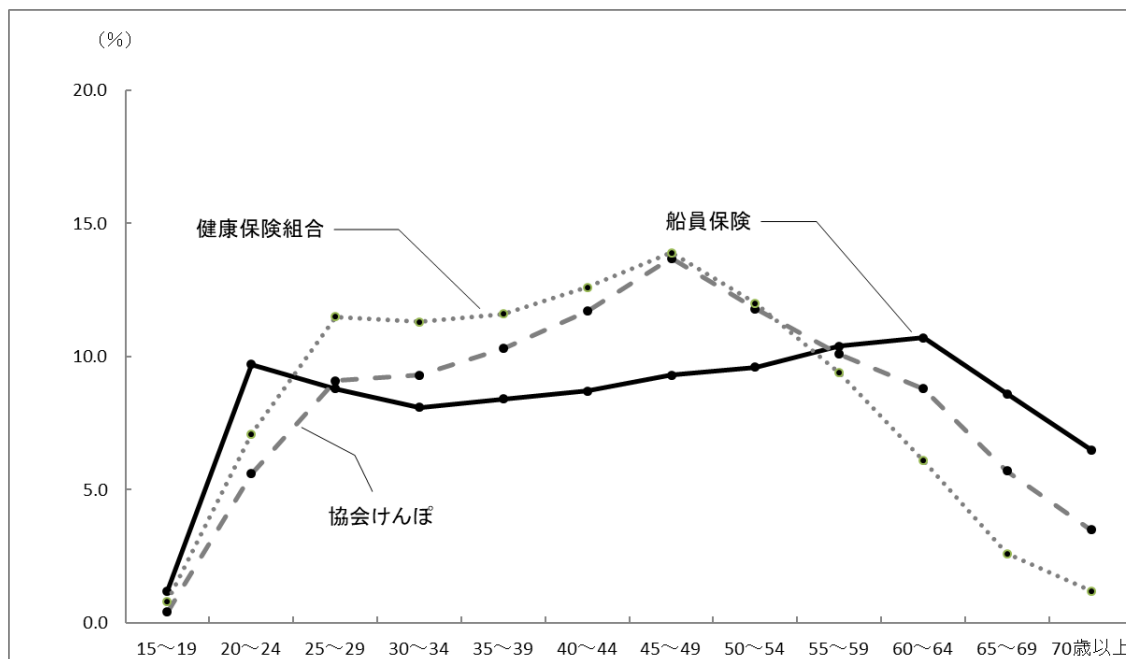
注) () 内は対前年度増減率

(2) 被保険者の年齢構成

船員保険は、協会けんぽ、健康保険組合と比べて、1人当たりの医療費が比較的低額である30歳代の被保険者の割合が少なく、1人当たりの医療費が高額となる60歳代の被保険者の割合が高いという特徴があります。(図表3-2参照)

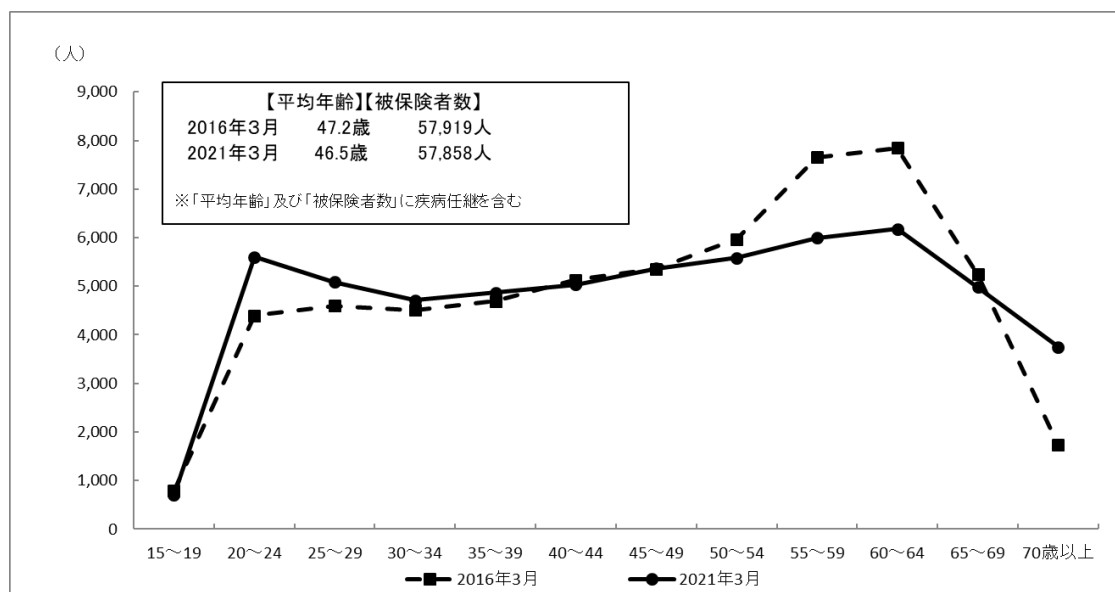
2020(令和2)年度末現在の被保険者の平均年齢は、46.5歳であり、5年前の2016(平成28)年3月末における平均年齢が47.2歳であったのに比べて、若干若くなっていますが、60歳以上の被保険者の構成割合が高い状況は変わっておらず、船員保険事業の安定的な運営を図っていく上で、引き続き、この点に十分留意していく必要があります。(図表3-3参照)

【(図表3-2) 制度別被保険者の年齢構成の比較】



※船員保険、協会けんぽ 2021(令和3)年3月末現在、健康保険組合 2019(令和元)年10月1日現在

【(図表3-3) 船員保険被保険者の年齢階層別の推移】



(3) 医療費及び医療給付費等の動向

2020（令和2）年度の医療費総額は約230億円であり、前年度と比べて4.9%の減となりました。

このうち、医療給付費は約184億円であり、前年度と比べて4.2%の減となりました。その内訳は、現物給付費が約181億円（前年度と比べて4.6%減少）、現金給付費（療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付費に限る）が約4億円（前年度と比べて15.9%増加）でした。

また、その他の現金給付費（傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計）は約29億円であり、前年度と比べて2.3%の減となりました。

医療給付費にその他の現金給付費を加えた合計は約214億円であり、前年度と比べて4.0%の減となりました。

【(図表 3-4) 医療費と保険給付費【全体】】

(単位：百万円)

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
医療費総額	24,304 (1.7%)	24,666 (1.5%)	24,525 (▲0.6%)	23,849 (▲2.8%)	24,226 (1.6%)	23,049 (▲4.9%)
加入者1人 当たり(円)	195,314 (2.9%)	200,480 (2.6%)	201,629 (0.6%)	198,652 (▲1.5%)	203,970 (2.7%)	197,546 (▲3.1%)
医療給付費①	19,246 (1.9%)	19,626 (2.0%)	19,450 (▲0.9%)	18,894 (▲2.9%)	19,265 (2.0%)	18,449 (▲4.2%)
加入者1人 当たり(円)	154,662 (3.0%)	159,518 (3.1%)	159,909 (0.2%)	157,381 (▲1.6%)	162,204 (3.1%)	158,121 (▲2.5%)
現物給付費	18,888 (2.2%)	19,239 (1.9%)	19,135 (▲0.5%)	18,550 (▲3.1%)	18,951 (2.2%)	18,085 (▲4.6%)
現金給付費 (注1)	358 (▲11.9%)	387 (8.1%)	315 (▲18.4%)	344 (9.2%)	314 (▲8.8%)	364 (15.9%)
その他の現金給付費 (注2)②	2,666 (▲1.5%)	2,931 (10.0%)	2,822 (▲3.7%)	2,885 (2.2%)	2,973 (3.0%)	2,904 (▲2.3%)
① + ②	21,911 (1.4%)	22,557 (2.9%)	22,272 (▲1.3%)	21,779 (▲2.2%)	22,238 (2.1%)	21,353 (▲4.0%)

注1)「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付費に限っています

注2)「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です

注3) () 内は、対前年度の増減率です（以下、図表 3-5 から図表 3-11 についても同様）

医療費のうち、職務外の事由に関する給付、下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付並びに経過的な職務上の事由による給付の内訳は、それぞれ図表 3-5、図表 3-6 及び図表 3-7 のとおりです。

職務外の事由に関する給付（図表 3-5）のうち、現物給付費は約 167 億円であり、前年度と比べて 3.8%の減となりました。また、加入者 1 人当たりの現物給付費は 143,801 円であり、前年度と比べて 2.0%の減となりました。

【(図表 3-5) 職務外の事由に関する給付】

(単位：百万円)

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
医療費総額	22,602 (2.2%)	22,873 (1.2%)	22,834 (▲0.2%)	22,232 (▲2.6%)	22,591 (1.6%)	21,560 (▲4.6%)
医療給付費①	17,544 (2.5%)	17,833 (1.6%)	17,760 (▲0.4%)	17,277 (▲2.7%)	17,631 (2.0%)	16,960 (▲3.8%)
現物給付費	17,219 (2.6%)	17,507 (1.7%)	17,467 (▲0.2%)	16,990 (▲2.7%)	17,338 (2.0%)	16,685 (▲3.8%)
加入者 1 人 当たり (円)	138,770 (3.9%)	142,783 (2.9%)	144,216 (1.0%)	142,204 (▲1.4%)	146,792 (3.2%)	143,801 (▲2.0%)
現金給付費 (注 1)	325 (▲4.7%)	327 (0.5%)	292 (▲10.5%)	287 (▲1.7%)	293 (1.9%)	274 (▲6.3%)

その他の現金給付費 (注 2)②	2,323 (▲1.9%)	2,562 (10.3%)	2,504 (▲2.3%)	2,560 (2.2%)	2,621 (2.4%)	2,582 (▲1.5%)
---------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	------------------

① + ②	19,867 (1.9%)	20,395 (2.7%)	20,264 (▲0.6%)	19,837 (▲2.1%)	20,252 (2.1%)	19,542 (▲3.5%)
-------	------------------	------------------	-------------------	-------------------	------------------	-------------------

注 1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付費に限っています

注 2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です

下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付（図表 3-6）のうち、現物給付費は約 14 億円であり、前年度と比べて 12.7%の減となりました。また、被保険者 1 人当たりの現物給付費は 23,153 円であり、前年度と比べて 11.9%の減となりました。

【(図表 3-6) 下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付】

(単位：百万円)

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
医療費総額	1,628 (▲4.5%)	1,716 (5.4%)	1,608 (▲6.3%)	1,546 (▲3.8%)	1,569 (1.5%)	1,429 (▲8.9%)
医療給付費①	1,628 (▲4.5%)	1,716 (5.4%)	1,608 (▲6.3%)	1,546 (▲3.8%)	1,569 (1.4%)	1,429 (▲8.9%)
現物給付費	1,597 (▲2.6%)	1,656 (3.7%)	1,585 (▲4.3%)	1,498 (▲5.5%)	1,548 (3.4%)	1,352 (▲12.7%)
被保険者 1 人 当たり(円)	27,359 (▲2.8%)	28,309 (3.5%)	27,007 (▲4.6%)	25,485 (▲5.6%)	26,268 (3.1%)	23,153 (▲11.9%)
現金給付費 (注 1)	31 (▲51.9%)	60 (94.5%)	23 (▲62.0%)	49 (112.6%)	21 (▲57.4%)	77 (273.0%)

その他の現金給付費 (注 2)②	188 (17.7%)	180 (▲4.3%)	159 (▲11.6%)	172 (8.2%)	173 (0.2%)	163 (▲5.6%)
---------------------	----------------	----------------	-----------------	---------------	---------------	----------------

① + ②	1,816 (▲2.6%)	1,897 (4.4%)	1,767 (▲6.8%)	1,719 (▲2.8%)	1,741 (1.3%)	1,592 (▲8.5%)
-------	------------------	-----------------	------------------	------------------	-----------------	------------------

注 1) 「現金給付費」は、医療に係る現金給付である療養費（一部負担額相当額の支払を含む）に限っています
(図表 3-7 についても同様)

注 2) 「その他の現金給付費」は、休業手当金、行方不明手当金の合計です

経過的な職務上の事由による給付（図表 3-7）のうち、現物給付費は約 0.5 億円であり、前年度と比べて 27.1%の減となりました。

【(図表 3-7) 経過的な職務上の事由による給付（注 1）】

(単位：百万円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
医療費総額	74 (4.6%)	76 (3.2%)	82 (7.8%)	71 (▲14.0%)	66 (▲6.8%)	60 (▲9.0%)
医療給付費①	74 (4.6%)	76 (3.2%)	82 (7.8%)	71 (▲14.0%)	66 (▲6.8%)	60 (▲9.0%)
現物給付費	72 (3.4%)	76 (5.9%)	82 (7.3%)	62 (▲23.8%)	65 (4.8%)	48 (▲27.1%)
現金給付費	2 (81.8%)	0 (▲99.6%)	0 (5,367.6%)	8 (2,001.6%)	1 (▲92.5%)	12 (1,872.1%)

その他の現金給付費 (注2)②	154 (▲12.8%)	189 (22.6%)	159 (▲16.1%)	153 (▲3.8%)	154 (1.1%)	159 (3.2%)
--------------------	-----------------	----------------	-----------------	----------------	---------------	---------------

① + ②	228 (▲7.8%)	266 (16.3%)	241 (▲9.2%)	224 (▲7.3%)	220 (▲1.4%)	219 (▲0.5%)
-------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

注 1) 「経過的な職務上の事由による給付」とは、2009（平成 21）年 12 月以前に発生した職務上の事由又は通勤による傷病手当金や障害年金等の給付であり、2007（平成 19）年の法律改正により、改正前の船員保険法の規定に基づく給付として経過的に協会から支給するものです

注 2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料の合計です

(4) 現金給付費等の動向

i) 職務外の事由による給付

職務外の事由による現金給付費及びその他の現金給付費の支給額等は、図表 3-8 のとおりであり、高額療養費（償還払い）が約 1.1 億円（前年度と比べて 1.0%増加）、柔道整復施術療養費が約 1.2 億円（前年度と比べて 11.2%減少）、その他の療養費約 0.4 億円（前年度と比べて 21.7%減少）、傷病手当金約 20.2 億円（前年度と比べて 1.8%減少）、出産手当金約 0.2 億円（前年度と比べて 83.7%増加）、出産育児一時金約 3.7 億円（前年度と比べて 6.8%減少）となりました。

【(図表 3-8) 職務外の事由に関する現金給付費等】

(単位：件、千円、1 件当たり金額：円)

			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
職務外の事由による給付	高額療養費	件数	14,182 (4.9%)	14,393 (1.5%)	14,345 (▲0.3%)	14,066 (▲1.9%)	13,418 (▲4.6%)	13,535 (0.9%)
		金額	1,471,613 (5.9%)	1,587,157 (7.9%)	1,547,340 (▲2.5%)	1,508,227 (▲2.5%)	1,601,927 (6.2%)	1,662,142 (3.8%)
		1件当たり金額	103,766 (1.0%)	110,273 (6.3%)	107,866 (▲2.2%)	107,225 (▲0.6%)	119,386 (11.3%)	122,803 (2.9%)
	現物給付分	件数	11,393 (6.6%)	11,275 (▲1.0%)	11,364 (0.8%)	10,675 (▲6.1%)	10,777 (1.0%)	10,560 (▲2.0%)
		金額	1,337,778 (7.6%)	1,456,213 (8.9%)	1,436,589 (▲1.3%)	1,395,331 (▲2.9%)	1,493,026 (7.0%)	1,550,235 (3.8%)
		1件当たり金額	117,421 (0.9%)	129,154 (10.0%)	126,416 (▲2.1%)	130,710 (3.4%)	138,538 (6.0%)	146,803 (6.0%)
	現金給付分 (償還払い)	件数	2,789 (▲1.6%)	3,118 (11.8%)	2,981 (▲4.4%)	3,391 (13.8%)	2,641 (▲22.1%)	2,975 (12.6%)
		金額	133,836 (▲8.2%)	130,945 (▲2.2%)	110,751 (▲15.4%)	112,896 (1.9%)	110,751 (▲1.9%)	111,868 (1.0%)
		1件当たり金額	47,987 (▲6.7%)	41,996 (▲12.5%)	37,152 (▲11.5%)	33,293 (▲10.4%)	41,935 (26.0%)	37,603 (▲10.3%)
	療養費	件数	38,487 (▲0.2%)	38,526 (0.1%)	36,861 (▲4.3%)	36,360 (▲1.4%)	33,976 (▲6.6%)	30,178 (▲11.2%)
		金額	184,829 (▲1.4%)	188,811 (2.2%)	174,765 (▲7.4%)	174,008 (▲0.4%)	174,859 (0.5%)	150,537 (▲13.9%)
		1件当たり金額	4,802 (▲1.3%)	4,901 (2.1%)	4,741 (▲3.3%)	4,786 (0.9%)	5,147 (7.5%)	4,988 (▲3.1%)
	柔道整復 施術療養費	件数	36,406 (▲0.2%)	36,349 (▲0.2%)	34,746 (▲4.4%)	34,357 (▲1.1%)	31,748 (▲7.6%)	27,968 (▲11.9%)
		金額	151,862 (▲1.1%)	151,295 (▲0.4%)	139,952 (▲7.5%)	139,306 (▲0.5%)	129,603 (▲7.0%)	115,107 (▲11.2%)
		1件当たり金額	4,171 (▲0.9%)	4,162 (▲0.2%)	4,028 (▲3.2%)	4,055 (0.7%)	4,082 (0.7%)	4,116 (0.8%)
	その他の 療養費	件数	2,081 (0.3%)	2,177 (4.6%)	2,115 (▲2.8%)	2,003 (▲5.3%)	2,228 (11.2%)	2,210 (▲0.8%)
		金額	32,967 (▲2.9%)	37,515 (13.8%)	34,813 (▲7.2%)	34,702 (▲0.3%)	45,256 (30.4%)	35,430 (▲21.7%)
		1件当たり金額	15,842 (▲3.1%)	17,233 (8.8%)	16,460 (▲4.5%)	17,325 (5.3%)	20,312 (17.2%)	16,032 (▲21.1%)
	傷病手当金	件数	6,075 (▲1.1%)	6,830 (12.4%)	6,418 (▲6.0%)	6,712 (4.6%)	6,819 (1.6%)	6,624 (▲2.9%)
		金額	1,721,450 (0.6%)	1,959,789 (13.8%)	1,891,490 (▲3.5%)	1,988,134 (5.1%)	2,056,403 (3.4%)	2,018,654 (▲1.8%)
		1件当たり金額	283,366 (1.7%)	286,938 (1.3%)	294,716 (2.7%)	296,206 (0.5%)	301,570 (1.8%)	304,749 (1.1%)
	出産手当金	件数	6 (▲71.4%)	23 (283.3%)	13 (▲43.5%)	40 (207.7%)	29 (▲27.5%)	48 (65.5%)
		金額	6,236 (▲50.6%)	9,539 (53.0%)	11,247 (17.9%)	13,970 (24.2%)	12,668 (▲9.3%)	23,267 (83.7%)
	出産育児一時金	件数	1,114 (▲3.0%)	1,061 (▲4.8%)	1,023 (▲3.6%)	975 (▲4.7%)	959 (▲1.6%)	891 (▲7.1%)
		金額	467,576 (▲2.6%)	445,332 (▲4.8%)	428,628 (▲3.8%)	408,856 (▲4.6%)	401,136 (▲1.9%)	373,884 (▲6.8%)

ii) 職務上の事由による上乗せ給付・独自給付及び経過的な職務上の事由による給付

職務上の事由による上乗せ給付・独自給付^(注1)及び経過的な職務上の事由による給付^(注2)

の支給額等は、図表 3-9 のとおりであり、休業手当金約 1.6 億円（前年度と比べて 4.1%減少）、行方不明手当金約 147 万円（前年度と比べて 65.5%減少）、傷病手当金約 1.5 億円（前年度と比べて 5.7%減少）となりました。

注1)「職務上の事由による上乗せ給付」とは、2007（平成 19）年の法律改正により、2010（平成 22）年 1 月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付（労災保険相当分）が労災保険に統合されたことに伴い、改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、休業手当金が該当します。また、「独自給付」とは、労災保険にはない船員保険独自の給付であり、行方不明手当金等が該当します

注2)「経過的な職務上の事由による給付」とは、2009（平成 21）年 12 月以前に発生した職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする傷病手当金であり、2007 年の法律改正により、改正前の船員保険の規定に基づく給付として経過的に協会から支給するものです

注3) この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、2019（令和元）年度に約 7,219 千円、2020（令和 2）年度に約 106 千円の支払いを行いました

【(図表 3-9) 職務上の事由による現金給付等】

(単位：件、千円、1 件当たり金額：円)

			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
上乗せ給付・独自給付 職務上の事由による	休業手当金	件数	1,134 (7.0%)	1,133 (▲0.1%)	914 (▲19.3%)	952 (4.2%)	934 (▲1.9%)	919 (▲1.6%)
		金額	188,299 (17.7%)	180,158 (▲4.3%)	159,219 (▲11.6%)	165,602 (4.0%)	168,507 (1.8%)	161,656 (▲4.1%)
		1件当たり 金額	166,049 (10.1%)	159,010 (▲4.2%)	174,200 (9.6%)	173,951 (▲0.1%)	180,414 (3.7%)	175,904 (▲2.5%)
	行方不明 手当金	件数	8 (33.3%)	4 (▲50.0%)	12 (200.0%)	7 (▲41.7%)	1 (▲85.7%)	4 (300.0%)
		金額	5,674 (▲1.5%)	2,404 (▲57.6%)	11,098 (361.6%)	6,753 (▲39.2%)	4,262 (▲36.9%)	1,469 (▲65.5%)
		1件当たり 金額	709,243 (▲26.1%)	601,041 (▲15.3%)	924,808 (53.9%)	964,646 (4.3%)	4,262,360 (341.9%)	367,190 (▲91.4%)
経過的な職務上の 事由による給付	傷病手当金	件数	318 (▲8.4%)	288 (▲9.4%)	295 (2.4%)	283 (▲4.1%)	271 (▲4.2%)	295 (8.9%)
		金額	147,348 (▲11.1%)	182,202 (23.7%)	151,527 (▲16.8%)	148,781 (▲1.8%)	160,274 (7.7%)	151,117 (▲5.7%)
		1件当たり 金額	463,358 (▲3.0%)	632,646 (36.5%)	513,652 (▲18.8%)	525,728 (2.4%)	591,416 (12.5%)	512,263 (▲13.4%)

(5) 年金給付費の動向

2020（令和 2）年度の年金給付費は図表 3-10 のとおり約 39 億円（この他に、毎月勤労統計調査に伴う追加給付として支払った約 2 百万円があります）であり、前年度と比べて 0.8%の減となりました。受給権者数は 2,048 人であり、前年度と比べて 2.2%減少しました。

内訳は、障害年金・遺族年金約 0.5 億円（2020 年度末の受給権者数 47 人）、障害手当金・遺族一時金約 0.5 億円（97 件）、経過的な職務上の事由による障害年金・遺族年金約 37.9 億円（2020 年度末の受給権者数 2,001 人）、障害手当金・遺族一時金約 0.4 億円（2 件）でした。

【(図表 3-10) 年金給付費と受給者数】

(年金給付費：百万円、受給者数：人)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
年金給付費 (注1)	4,138 (▲2.4%)	4,046 (▲2.2%)	4,052 (0.2%)	4,025 (▲0.7%)	3,961 (▲1.6%)	3,929 (▲0.8%)
受給者数 (注2)	2,230 (▲0.9%)	2,212 (▲0.8%)	2,193 (▲0.9%)	2,157 (▲1.6%)	2,093 (▲3.0%)	2,048 (▲2.2%)

注1) 年金給付費は、障害手当金、遺族一時金等の各種一時金を含めています

注2) 受給者数は、各年度末における障害年金及び遺族年金の受給者の合計です

注3) この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、2019 (令和元) 年度に約 288 百万円、2020 年度に約 2 百万円の支払いを行いました

【(図表 3-11) 年金給付費の内訳】

(単位：件、千円、1 件当たり金額：円、受給者：人)

			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
職務上の事由による上乗せ給付 (注1)	障害年金	受給者数	4 (33.3%)	10 (150.0%)	13 (30.0%)	14 (7.7%)	14 (0.0%)	19 (35.7%)
		金額	7,679 (4.8%)	9,294 (21.0%)	15,704 (69.0%)	11,573 (▲26.3%)	12,417 (7.3%)	14,545 (17.1%)
	遺族年金	受給者数	13 (44.4%)	13 (0.0%)	22 (69.2%)	25 (13.6%)	26 (4.0%)	28 (7.7%)
		金額	16,760 (100.1%)	14,610 (▲12.8%)	27,385 (87.4%)	24,651 (▲10.0%)	31,871 (29.3%)	30,530 (▲4.2%)
	障害手当金	件数	140 (▲2.8%)	98 (▲30.0%)	93 (▲5.1%)	85 (▲8.6%)	101 (18.8%)	85 (▲15.8%)
		金額	65,796 (0.7%)	46,506 (▲29.3%)	44,097 (▲5.2%)	44,332 (0.5%)	44,444 (0.3%)	45,873 (3.2%)
	遺族一時金	件数	11 (83.3%)	4 (▲63.6%)	6 (50.0%)	1 (▲83.3%)	5 (400.0%)	12 (140.0%)
		金額	7,792 (▲2.2%)	3,240 (▲58.4%)	8,883 (174.2%)	1,431 (▲83.9%)	3,699 (158.5%)	7,217 (95.1%)
	その他の一時金	件数	1 (-)	1 (0.0%)	0 (▲100.0%)	2 (-)	0 (▲100.0%)	0 (-)
		金額	3,010 (-)	1,647 (▲45.3%)	0 (▲100.0%)	607 (-)	0 (▲100.0%)	0 (-)
経過的な職務上の事由による上乗せ給付 (注2)	障害年金	受給者数	488 (▲2.8%)	475 (▲2.7%)	464 (▲2.3%)	451 (▲2.8%)	428 (▲5.1%)	414 (▲3.3%)
		金額	879,000 (▲2.7%)	838,103 (▲4.7%)	808,669 (▲3.5%)	793,092 (▲1.9%)	779,477 (▲1.7%)	765,050 (▲1.9%)
	遺族年金	受給者数	1,725 (▲0.6%)	1,714 (▲0.6%)	1,694 (▲1.2%)	1,667 (▲1.6%)	1,625 (▲2.5%)	1,587 (▲2.3%)
		金額	3,145,020 (▲0.3%)	3,123,065 (▲0.7%)	3,120,910 (▲0.1%)	3,094,458 (▲0.8%)	3,078,939 (▲0.5%)	3,027,489 (▲1.7%)
	障害手当金	件数	3 (▲50.0%)	1 (▲66.7%)	1 (0.0%)	3 (200.0%)	1 (▲66.7%)	0 (▲100.0%)
		金額	7,325 (▲74.9%)	7,056 (▲3.7%)	8,712 (23.5%)	10,797 (23.9%)	2,668 (▲75.3%)	0 (▲100.0%)
	遺族一時金	件数	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)	3 (-)	0 (▲100.0%)	2 (-)
		金額	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)	44,377 (-)	0 (▲100.0%)	37,814 (-)
	その他の一時金	件数	0 (▲100.0%)	0 (-)	2 (-)	0 (▲100.0%)	1 (-)	0 (▲100.0%)
		金額	0 (▲100.0%)	0 (-)	17,672 (-)	0 (▲100.0%)	7,607 (-)	0 (▲100.0%)

注1) 「職務上の事由による上乗せ給付」とは、2007 (平成 19) 年の法律改正により、2010 (平成 22) 年 1 月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付 (労災保険相当分) が労災保険に統合されたことに伴い、改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、障害年金や遺族年金等が該当します

注2) 「経過的な職務上の事由による給付」とは、2009 (平成 21) 年 12 月以前に発生した職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする障害年金や遺族年金等であり、2007 年の法律改正により、改正前の船員保険の規定に基づく給付として、経過的に協会から支給するものです

注3) この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、2019 年度に約 288 百万円、2020 年度に約 2 百万円の支払いを行いました

た

第4章 事業運営、活動の概況

1. 基盤的保険者機能

(1) 正確かつ迅速な業務の実施

i) サービススタンダードの達成

職務外給付の支払いまでに要する日数及び保険証の発行に要する日数について、サービススタンダード（所要日数の目標）を設けています。

職務外給付のサービススタンダードについては、申請書の受付から振り込みまでの期間を10営業日以内としています。年度を通じた達成率は100%であり、平均所要日数は6.59日でした。

保険証発行のサービススタンダードについても、船員保険部に必要な情報が届いてから発行までの期間を3営業日以内としています。年度を通じた達成率は100%であり、平均所要日数は、船舶所有者に使用される被保険者の保険証は2.00日、疾病任意継続被保険者の保険証は2.03日でした。

ii) 現金給付に関する適切な審査の実施

傷病手当金等の審査にあたって申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者や担当医師に照会を行うほか、船員保険部の審査医師に意見を求めるなどしました。

2020（令和2）年度の審査総件数15,380件*のうち、担当医師に52件、審査医師に33件の照会等を行った結果、支給要件を満たしていないと判断した申請は10件でした。

※ 柔道整復施術療養費を除きます

(2) 適正な保険給付の確保

i) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

多部位かつ頻回の施術が行われている申請や、1年以上の長期受診となっている申請について、対象の加入者に文書による照会を実施しました。

2020（令和2）年度は、多部位かつ頻回の施術の傾向を分析し、文書照会の対象とする部位数や日数を見直しながら1,085件の照会を行い、2021（令和3）年5月末時点で698件の回答があり、回答率は64.3%でした。

また、加入者への文書照会の際には柔道整復師へのかかり方を説明したチラシを配付するなど、適正受診の促進に努めるとともに、2020年度から新たに、多部位かつ頻回の施術が行われている施術所に対しても注意喚起を促す文書を送付しました。

このような取組の結果、柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請割合は、2019（令和元）年度を0.14%ポイント下回る0.67%となり、KPI（同申請割合0.81%以下）を達成しました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による受診動向の変化が生じた影響も考えられますが、申請総件数は28,042件で2019年度と比べて3,787件減少し、支払総額は約116百万円で2019年度と比べて約14百万円減少するとともに、1年以上の長期受診の施術の申請割合

は 6.75%で 2019 年度と比べて 1.13%ポイント減少しました。

ii) 不正の疑いのある事案に対する実地調査

職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、適用（制度への加入や報酬等）に関して不正が疑われる案件については、選定基準を設けて日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行うこととしていますが、2020 年度においては調査を必要とする申請はありませんでした。

なお、規制改革実施計画（2020 年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえた厚生労働省関係省令等の改正※を受けて、2020 年 12 月より、船員保険部への各種手続きの際に申請者等より求めている押印を廃止しました。押印廃止後も引き続き、給付申請の内容審査や確認を徹底し、申請者と証明者（医師や事業主等）の筆跡が同一であるなど不正が疑われる事案については、証明者等への照会を実施していくなど、不正対策の徹底に努めてまいります。

※ 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号）及び押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 397 号）

(3) 効果的なレセプト点検の推進

協会は、レセプトの審査を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）に委託して実施しており、支払基金による審査の後、船員保険部において内容点検・資格点検・外傷点検を行っています。

船員保険部が行うレセプト点検のうち、内容点検については外部事業者に委託して実施していますが、2020（令和 2）年度からは外部事業者が査定額※¹向上に積極的に取り組むよう委託契約内容の見直しを行い、査定率※²に応じて委託費を支払うこととしました。

このような取組の結果、船員保険部による内容点検査定額は 2019（令和元）年度を約 3 百万円上回る約 12 百万円、査定率は 2019 年度を 0.021%ポイント上回る 0.064%となり、K P I（査定率 0.050%以上）を達成しました。

また、2020 年度の外部委託費用は約 3 百万円（2019 年度は約 2 百万円）であり、内容点検査定額から外部委託費用を差し引いた内容点検効果額は、約 9 百万円（同約 6 百万円）でした。

このほか、資格点検については、資格喪失後受診の疑いのあるレセプトの照会等を 2,252 件、外傷点検については、対象者へ負傷原因の照会を 1,010 件行うなどしました。

※¹ 査定額とは、船員保険部のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求が行われたレセプトのうち、支払基金で査定され、船員保険の支払額が確定した金額を集計したものであり、支払基金における一次審査分は含みません

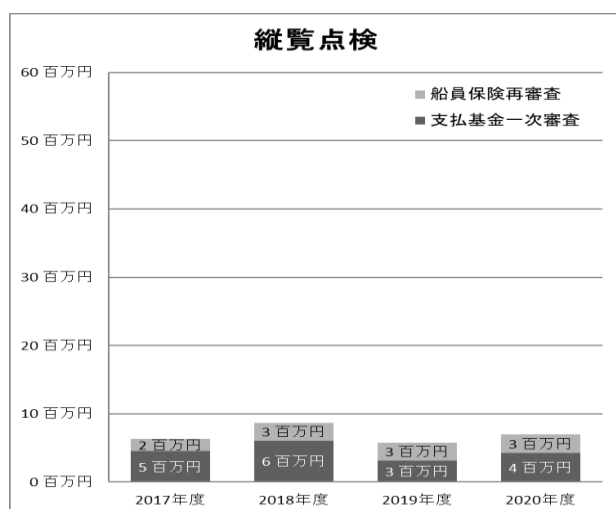
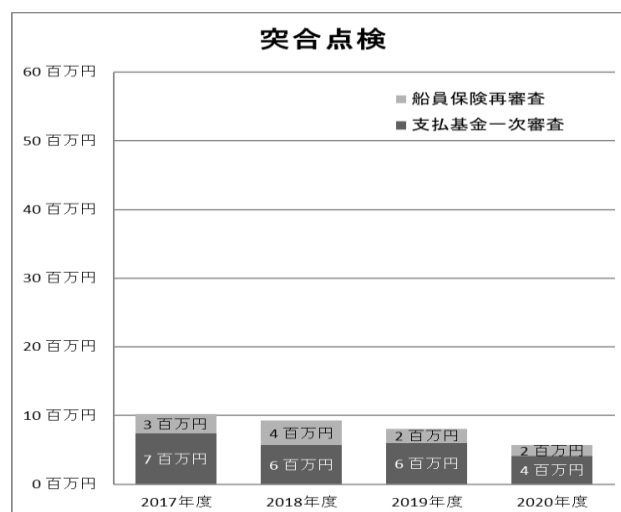
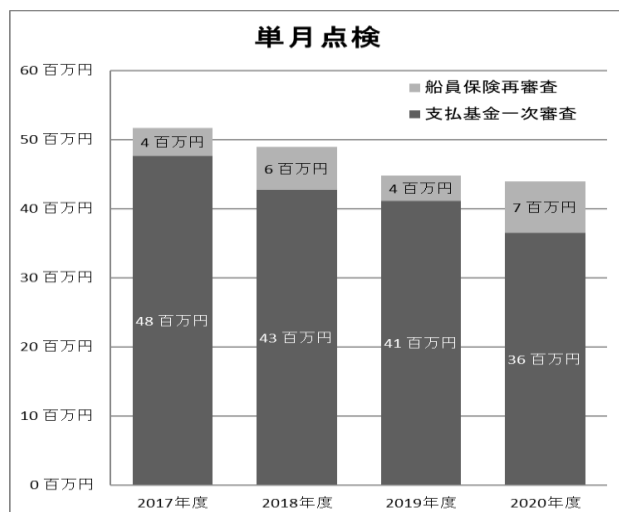
※² 査定率は、査定額÷船員保険の医療費総額により算出しています

【(図表 4-1) 加入者全体の内容点検査定額（医療費ベース）】

【単位：百万円】

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2019 年度比
加入者全体の内容点検査定額※ ¹	9	12	8	12	+3
診療報酬請求金額	19,544	19,127	19,460	18,363	▲1,098
請求金額に対する査定額割合	0.044%	0.064%	0.043%	0.064%	+0.021%

※ 端数整理のため、計数が一致しない場合があります



【(図表 4-2) 加入者 1 人当たりの点検査定額】

【単位：円】

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
内容点検	72	102	70	101
資格点検	2,296	2,218	2,198	2,478
外傷点検	269	258	312	175

(4) 返納金債権の発生防止の取組の強化

i) 保険証回収の強化

資格喪失後受診による債権を発生させないよう、無効となった保険証の早期かつ確実な回収を図るため、被保険者や被扶養者の資格を喪失した際に保険証を返却されていない方に対して、日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に返納催告を行いました。また、保険証回収の必要性について、船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等を通じて周知するとともに、回収率の低い船舶所有者や船員保険事務組合に対して、個別に文書で保険証の早期回収についての依頼を行いました。

その結果、2020（令和 2）年度中に資格喪失した方の資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率は、2019（令和元）年度を 1.7%ポイント上回る 90.8%となり、K P I（同回収率 89.1%以上）を達成しました。

また、資格喪失後 1 か月を経過しても保険証を返却されていない方に対しては再度返納

催告を行っており、2020 年度中に資格喪失した方の 2021（令和 3）年 5 月末時点の保険証回収率は、96.4%でした。

このような取組を行いました。医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合は、2019 年度を 0.033%ポイント上回る 0.117%となり、K P I（同割合 0.081%以下）を達成できませんでした。

引き続き、保険証回収率の向上に努めるとともに、オンライン資格確認^{※1,2}の普及定着により、資格喪失後受診の抑制に努めてまいります。

※1 オンライン資格確認とは、マイナンバーカードの IC チップまたは保険証の記号番号等により、医療機関がオンラインで医療保険の資格情報の確認ができることをいいます

※2 オンライン資格確認に対応した医療機関では、仮に資格喪失後の保険証が提示された場合、窓口で船員保険の資格が喪失していることが確認できます

ii) 被扶養者資格の再確認

被扶養者の資格喪失の届出が正しく提出されていない場合、本来、資格がない方に対しても保険給付が行われるおそれがあるため、対象船舶所有者 954 に対し、被扶養者資格の再確認を実施しました。

2020 年度は、マイナンバーを活用し事前に収入状況等を確認のうえ対象者の絞り込みを行い、収入が認定要件を超えている方や被保険者と別居している方、合計 1,533 人を対象としました。

提出期限を経過しても再確認リストの提出がない船舶所有者に対しては、2021 年 3 月下旬から文書及び電話による督促等を行った結果、2021 年 5 月末時点^{※1}の提出率は 2019 年度を 2.3%ポイント上回る 93.7%となり、K P I（船舶所有者からの確認書の提出率 93.1%以上）を達成しました。

また、確認書類の添付を求めたことで事務担当者が改めて対象者の収入額を確認する契機となったことも要因となり、資格喪失の届出が未提出であると判明した被扶養者数は 2019 年度を 117 人上回る 270 人でした。これにより、図表 3-5 の加入者 1 人当たりの医療給付費をもとに機械的に計算した場合、年間約 39 百万円の無資格受診等が発生するリスクを未然に防止することができました。

なお、2020 年度は、削除した被扶養者に占める前期高齢者（65～74 歳）の割合が高かったことから、高齢者医療制度への納付金等^{※2}は約 1.5 百万円の増加が見込まれます。

※1 2019 年度は、2019 年 9 月に送付した再確認リストの 2020 年 3 月末時点の提出率で業績評価を行いました。2020 年度はマイナンバーを活用した対象者の絞り込みに一定の作業期間を要したため、2021 年 1 月に送付した再確認リストの 2021 年 5 月末時点の提出率で業績評価を行っています

※2 高齢者医療制度への納付金等のうち前期高齢者納付金は、前期高齢者（65～74 歳）の偏在による保険者間の負担の均衡を図るための財政調整を行うものであり、各保険者の前期高齢者加入率等に応じて納付金額が増減します

(5) 債権回収業務の推進

発生した債権について早期かつ確実な回収を図るため、文書等による納付催告を半年以内に複数回実施しました。また、催告後も納付が確認できない高額債務者（債権額 5 万円以上）に対しては、裁判所へ督促を申し立てる支払督促を行うこととしていますが、2020（令

和 2) 年度は年度内に支払督促に至った債権はありませんでした。このほか、高額債務者に対しては保険者間調整※の案内を積極的に行った結果、保険者間調整による収納額は 2019 (令和元) 年度を約 4 百万円上回る約 6 百万円となりました。

一方、現年度の返納金債権の回収率は 2019 年度を 3.9%ポイント下回る 83.4%、過年度の返納金債権の回収率は 2019 年度を 3.6%ポイント上回る 12.8%となり、いずれも K P I (①現年度の返納金債権回収率を 2019 年度実績 (87.3%) 以上、②過年度の返納金債権回収率を過去 3 年度の平均実績 (14.5%) 以上) は達成できませんでした。これは、2018 (平成 30) 年度や 2019 年度に特に高額な債権を収納した一方で、2020 年度はそのような高額債権が少なかったこと等によるものです。

債権の回収及び整理を進めたこともあり、2020 年度末の債権残高は約 128 百万円で、2019 年度末と比べて約 15 百万円減少しました。

※ 保険者間調整とは、資格喪失後受診等により発生した債権について、船員保険と国民健康保険との間で返納金と給付金を直接精算する方法です

【(図表 4-3) 返納金債権の内訳】

【単位：百万円】

		2017年度末		2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		金額	収納率※5	金額	収納率※5	金額	収納率※5	金額	収納率※5
現年度	調定額	92	83.0%	85	80.2%	97	87.3%	68	83.4%
	収納額等	76		68		85		56	
	収納額	76		68		85		56	
	欠損額※3	0		0		0		0	
	残額	16		17		12		11	
過年度 ※1	調定額	94	10.1%	99	24.2%	80	9.2%	85	12.8%
	収納額等	9		36		7		19	
	収納額	9		20		7		10	
	欠損額※3	0		16		0		9	
	残額	84		63		72		66	
承継 ※2	調定額	133	0.9%	63	1.3%	59	1.7%	58	2.1%
	収納額等	70		5		1		7	
	収納額	1		1		1		1	
	欠損額※3	69		4		0		6	
	残額	63		59		58		50	
計	調定額	319		247		236		210	
	収納額等	155		109		93		82	
	収納額※4	86		89		93		67	
	欠損額※3	69		20		0		15	
	残額	163		138		142		128	

※1 「過年度」は、前年度以前に調定された債権のうち、前年度末までに収納されず、債権残が当年度に繰り越された債権です

※2 「承継」は、2010(平成22)年1月の全国健康保険協会船員保険部発足時に、社会保険庁から引き継いだ債権です

※3 「欠損額」は、債務者の破産や不存在等を理由に、全国健康保険協会債権管理規程に従い償却した債権です

※4 収納額のうち保険者間調整による収納額は、2018(平成30)年度が約2百万円、2019年度が約2百万円、2020年度が約6百万円です

※5 収納率は、収納額÷(調定額－欠損額)により算出しています

(6) 制度の利用促進

i) 高額療養費の申請勧奨

高額療養費は、医療機関窓口での自己負担額が高額となった場合、申請により、一定額を超えた額について後日お支払いする制度ですが、未申請の方に対しては、申請漏れを防止するため、「ターンアラウンド方式」によりあらかじめ請求月等の必要事項を記載した高額療養費支給申請書を送付しました。

2020 (令和 2) 年度は、2,245 件の申請勧奨を実施した結果、2021 (令和 3) 年 5 月末時点で 1,713 件の提出があり、提出率は 2019 (令和元) 年度を 1.0%ポイント上回る 76.3%とな

りました。

ii) 限度額適用認定証の使用促進

高額療養費を申請することによって、自己負担額を超えた額については後日還付されますが、医療機関の窓口では、一旦、自己負担額全額を負担する必要があります。しかし、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口に提示することにより、1 か月の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

限度額適用認定証の利用を促進するため、制度説明のチラシを作成し、高額療養費の支給決定通知書に同封したほか、関係団体の機関誌等に掲載していただきました。

また、限度額適用認定申請書や制度案内のチラシ等を医療機関の窓口を設置していただく取組も進めており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に配慮しながら、新たに 30 の医療機関の窓口を設置していただきました（2021 年 3 月末時点の設置医療機関数の累計は 106 医療機関）。医療機関に設置した申請書を使用した申請は 2020 年度の累計で 340 件（2019 年度は 206 件）でした。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大による受診動向の変化などによって入院件数が減少したこと等により、限度額適用認定証の交付枚数は 2019 年度を 469 枚下回る 4,189 枚となりました。また、限度額適用認定証の使用割合についても、2019 年度を 2.3%ポイント下回る 78.0%となり、K P I（高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合 80%以上）を達成できませんでした。

引き続き、限度額適用認定証の使用促進に努めるとともに、オンライン資格確認※に対応する医療機関で受診する場合には、限度額適用認定証の提示が不要になることから、その普及にも努めてまいります。

※ オンライン資格確認とは、マイナンバーカードの IC チップまたは保険証の記号番号等により、医療機関がオンラインで医療保険の資格情報の確認ができることをいいます

【(図表 4-4) 限度額適用認定申請書設置医療機関】

都道府県名	医療機関名	所在地	受付窓口
北海道	函館五稜郭病院	函館市五稜郭町38番3号	医療相談課
	社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院	小樽市住ノ江1-6-15	入退院支援窓口
	市立稚内病院	稚内市中央4-11-6	
	釧路赤十字病院	釧路市新栄町21番14号	
	函館中央病院	函館市本町33-2	
	市立釧路総合病院	釧路市春湖台1-12	
青森県	八戸市立市民病院	八戸市田向3-1-1	入退院受付
	青森労災病院	八戸市白銀町南ヶ丘1	
	八戸赤十字病院	青森県八戸市田面木字中明戸2	
岩手県	岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	
	独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター	盛岡市青山1-25-1	
	岩手県立久慈病院	久慈市旭町第10地割1番	
	岩手県立釜石病院	釜石市甲子町第10地割483-6	
宮城県	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢8番2	入院説明室
	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下71番地	
	東北大学病院	宮城県仙台市青葉区星陵町1-1	入退院センター 外来受付窓口
福島県	いわき市医療センター	いわき市内郷御殿町久世原16	患者サポートセンター
千葉県	国保直営総合病院 君津中央病院	千葉県木更津市桜井1010	
神奈川県	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2-36	入院窓口
石川県	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1-1	
	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	石川県七尾市富岡町94	
福井県	独立行政法人国立病院機構あわら病院	あわら市北潟238-1	
	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3	患者総合支援センター
三重県	伊勢赤十字病院	伊勢市船江一丁目471番2	患者支援センター
鳥取県	鳥取県済生会 境港総合病院	境港市米川町44	
	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	
	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	医療サービス課 入退院管理センター
山口県	山口赤十字病院	山口市八幡馬場53-1	総合受付
	下関市立市民病院	下関市向洋町1-13-1	
	都志見病院	山口県萩市大字江向413-1	
徳島県	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	入院総合案内
香川県	高松赤十字病院	高松市番町4-1-3	医事課 入院係
愛媛県	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	東温市横河原366	
	松山赤十字病院	松山市文京町1	入院管理室
	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	
	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	
高知県	高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3-1	
	高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	入退院支援センター
	独立行政法人国立病院機構高知病院	高知市朝倉西町1-2-25	
佐賀県	唐津赤十字病院	唐津市和多田2430	1階入院窓口
長崎県	佐世保市総合医療センター	佐世保市平瀬町9番地3	
	長崎労災病院	佐世保市瀬戸越2-12-5	
	長崎みなとメディカルセンター	長崎市新地町6-39	1F 総合受付
	長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11	
	諫早総合病院	諫早市永昌東町24-1	入院受付(6番窓口)
	国家公務員共済組合連合会 佐世保共済病院	長崎県佐世保市島地町10-17	入院受付窓口
	長崎県五島中央病院	長崎県五島市吉久木町205	医療情報 医事係
	長崎県対馬病院	長崎県対馬市美津島町鶏知乙1168-7	1F 受付窓口
熊本県	社会福祉法人恩賜財団 済生会熊本病院	熊本市南区近見5-3-1	101入退院支援窓口、103お支払相談受付
	天草地域医療センター	天草市亀場町食場854-1	
	熊本大学病院	熊本市中央区本荘1-1-1	10番 入院受付窓口
	済生会みすみ病院	熊本県宇城市三角町波多775-1	
大分県	大分中村病院	大分市大手町3-2-43	1F受付窓口
	津久見市医師会立 津久見中央病院	津久見市大字千怒6011	
	大分大学医学部附属病院	大分県由布市狭間町医大ヶ丘1-1	入院受付
宮崎県	宮崎県立延岡病院	延岡市新小路2-1-10	
	宮崎県立日南病院	日南市木山1-9-5	医療連携科 患者相談窓口
	宮崎県済生会日向病院	宮崎県東臼杵郡門川町南町4-128	
鹿児島県	独立行政法人国立病院機構指宿医療センター	指宿市十二町4145番地	入院窓口
	公益社団法人 いまきいれ総合病院	鹿児島県鹿児島市高麗町43-25	
	鹿児島厚生連病院	鹿児島県鹿児島市与次郎1-13-1	
	医療法人厚生会小原病院	鹿児島県枕崎市折口町109	医事課
	鹿児島大学病院	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	入院支援室

※公表について、了解を得られている医療機関のみ掲載

iii) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

休業手当金、障害年金、遺族年金等の職務上上乗せ給付については、その円滑な支給を行うため、厚生労働省から、毎月、支給に必要な労災保険給付の受給者情報の提供を受け、当該情報を活用し、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行いました。

また、これらの給付に併せて支給される休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金及び経過的特別支給金についても同様に申請勧奨を行いました。

このうち休業手当金については、休業手当金以外の給付の申請と比べて申請割合が低い傾向[※]にあります。船員保険の上乗せ給付については、本人や家族が労災保険給付の手続きの際に労働基準監督署から案内を受ける方が一定数おられますが、休業手当金については、労災保険への休業(補償)給付の手続きを、本人に代わって事務担当者が行うことも多いことから、2020年12月からは本人に申請勧奨を行うと同時に、船舶所有者にも案内文書を送付し、船舶所有者からも本人に申請を促すよう依頼しました。

このような取組を行った結果、2020年度に申請勧奨を行った休業手当金215件のうち、2021年3月末時点で152件の申請があり、申請割合は2019年度を6.8%ポイント上回る70.7%でした。また、休業手当金以外の申請割合は2019年度を2.3%ポイント上回る85.7%でした。

職務上の上乗せ給付等全体の申請割合は、2019年度を4.6%ポイント上回る81.7%となり、KPI(職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合77.1%以上)を達成しました。

※2019年度の申請勧奨に対する申請割合：休業手当金63.9%、休業手当金以外83.4%(2020年3月末時点)

【(図表 4-5) 上乗せ給付等の申請勧奨】

【単位:件】

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
休業手当金	286	251	266	238	215
障害年金等	108	84	98	105	99
遺族年金等	8	13	3	9	12
休業特別支給金	402	300	317	307	355
障害特別支給金	33	25	22	26	39
遺族特別支給金	4	12	4	4	14
経過的特別支給金(障害)	41	40	29	44	46
経過的特別支給金(遺族)	4	15	9	5	16

【(図表 4-6) 特別支給金の内訳】

【単位:件、百万円】

		2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
休業特別支給金	件数	539	517	526	478	586
	金額	92	66	56	64	92
障害特別支給金	件数	79	110	105	111	133
	金額	23	27	22	35	44
遺族特別支給金	件数	200	220	250	261	286
	金額	18	29	18	18	24
経過的特別支給金(障害)	件数	39	44	24	42	42
	金額	22	27	20	22	39
経過的特別支給金(遺族)	件数	2	18	10	4	15
	金額	3	52	26	12	24

注1)「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より1等級以上低い場合など、一定の要件に該当する場合に支給するものです

注2)「経過的特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間において特別給与（賞与等）が支給されていないなど、一定の要件に該当する場合に支給するものです

注3) この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、2019年度に約112百万円の支払いを行いました

iv) 下船後の療養補償に関する周知

下船後の療養補償は、乗船中に発生した職務外の傷病を対象とした制度ですが、対象外の傷病について利用される方がいます。このようなケースは、2020年度に受け付けた申請で不承認としたものの約7割（2021年5月末現在で147件）を占めています。このため、療養補償証明書の用紙に設けている記載例に、傷病が制度の対象となるかどうかを質問に沿って確認できるフローチャートを追加し、適正利用の促進を図りました。

また、制度が適正に利用されているかを船員保険部で審査するためには、船舶所有者が証明した「療養補償証明書」を医療機関と船員保険部に提出する必要がありますが、船員保険部に証明書を提出いただけていない場合が多く見受けられます。

船員保険部に未提出の場合には、被保険者及び船舶所有者への督促等を行うとともに、医療機関には証明書が提出されているか確認を行っています。2020年度は被保険者に407件の督促、船舶所有者に564件の確認、医療機関等に541件の確認を行いました。

「療養補償証明書」提出の必要性について、船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等を通じて周知するとともに、「療養補償証明書」の不備返戻が多かった船舶所有者については個別に注意喚起を行いました。

【(図表 4-7) 下船後の療養補償に関するリーフレット】

全国健康保険協会 船員保険部からのお知らせ

下船後の療養補償についてのご案内

■「下船後の療養補償」とは？

船員保険の被保険者の方は、原則として**乗船中にはじめて発生した職務外の病気やケガ**で医療機関を受診する際、「船員保険療養補償証明書」を医療機関（または調剤薬局）に提出することにより、**下船日※1から3か月間※2に限り**、保険診療分について自己負担なしで受診することができます。

（※1. 乗船中に病気やケガが発生してから最初に寄港、上陸した日（療養を受けられるようになった日）となります。）

（※2. 下船日から3か月目の日の属する月の末日までが有効期限となります。

例）9/1下船→満了日11/30・9/2下船→満了日12/31

■下船後の療養補償を使用したときは、「船員保険療養補償証明書」を船員保険部にも必ず提出してください。

「船員保険療養補償証明書」を使用して受診された病気やケガが下船後の療養補償の給付対象であるか否か、発症の状況等について確認させていただく必要があります。

※船員保険部への提出がないときは、後日、被保険者の方に医療機関等の窓口でお支払いいただくはずであった一部負担金相当額（職務上の傷病の場合は医療費の全額）を船員保険部へ返還いただく場合があります。

■次の場合は、「船員保険療養補償証明書」を使用することはできません。

- ◆乗船前から医療機関で治療していた病気やケガを下船後に治療する場合
- ◆職務上の病気やケガの治療を行う場合（労災保険の給付の対象となりますので、管轄の労働基準監督署へご相談ください。）
- ◆自宅などの船舶外で発生した病気やケガを治療する場合
- ◆健康診断で見つかった病気についての精密検査、治療などを行う場合
- ◆歯科(虫歯・歯周病等)での治療（1年以上継続して乗船中に発症した場合を除きます）を行う場合



全国健康保険協会 船員保険部

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
TEL 03-6862-3060（標準電話・PHS・IP電話ご利用の方）
0570-300-800（国定電話ご利用の方は市内通話料金）

船員保険

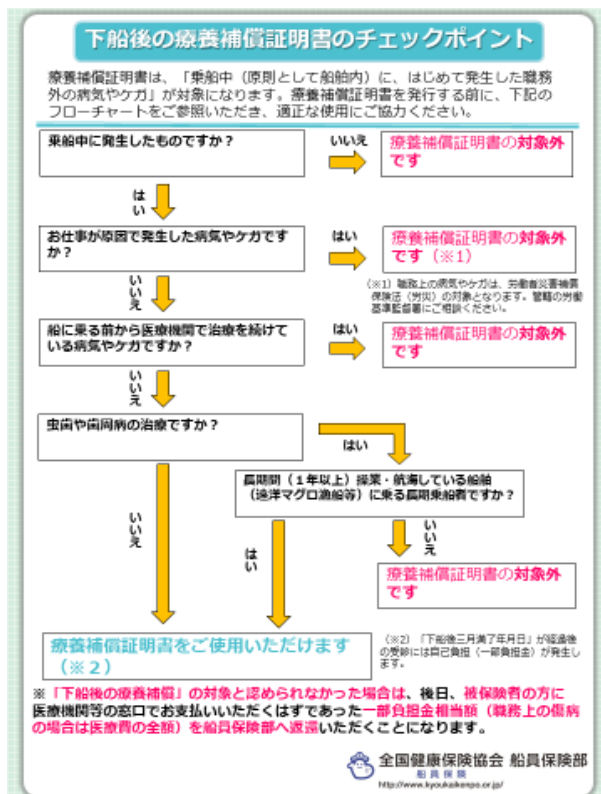
検索

<https://www.kyokaikenpo.or.jp/senpo>

《広報実績》

- 5月 関係団体の機関誌、納入告知書、メールマガジンに記事を掲載
- 8月 「船員保険通信」に記事を掲載
- 11月 療養補償証明書の不備返戻が多い船舶所有者に案内文書を送付（66件）
- 12月 関係団体の機関誌、納入告知書、メールマガジンに記事を掲載
- 3月 「船員保険のご案内」に記事を掲載

【(図表 4-8) 下船後の療養補償に関するフローチャート】



(7) 福祉事業の効果的な実施

i) 無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業の円滑かつ着実な実施

無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院）に委託し、また、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会に委託し、円滑かつ着実に実施しました。

2020（令和2）年度は、無線医療助言事業の質の向上を図るため、委託先2病院の事務担当者から、受付などの流れについてヒアリングを行いました。ヒアリングでは、医療助言依頼時にお伝えいただく情報の項目が統一されておらず受付に時間がかかることがあり、速やかな応急措置を要する場合に支障を来す恐れがあるとの意見がありました。これを受け、船舶所有者に対し、医療助言を適切に受けていただくための依頼方法について周知を行いました。さらに、海上保安庁からの依頼もあることから、無線医療助言と洋上救急医療との効率的な連携について同庁と意見交換を行いました。意見交換では、洋上の船舶で傷病者が発生した場合、まずは無線医療助言事業などの医療相談を活用し医師の指示を仰いでいただくことについての周知が不十分であるとの意見があったため、日本水難救済会が船舶所有者や船員向けに作成している洋上救急の概要を記載したパンフレットの記載を見直すよう働きかけを行いました。

また、適切な助言を行うためには、無線医療助言事業に携わる医師等に海上労働の特殊性について理解を深めていただくことが重要です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響から研修会等の実施は控えましたが、海上労働の特殊性や医療へのアクセスが制限されている船員にとっての当事業の重要性等をまとめた資料を委託先2病院に提供し、院内の研修等で医師などに配布していただくよう依頼しました。

ii) 保養事業の利用促進

保養事業及び契約保養施設利用補助事業については、一般財団法人船員保険会等に委託して実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令によって、都道府県をまたぐ移動の自粛が求められ、利用者増加に向けた広報についての実施を控えたことも要因となり、全体の利用数は2019（令和元）年度と比べて減少しました。

旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業については、今後を見据えた加入者の利便性向上のため、2020年度、新たにインターネットのみで手続きが行える旅行代理店と契約を行いました。

【(図表 4-9) 福祉事業の実績】

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2019 年度比
無線医療助言事業（通信数）		1,060	1,140	1,045	▲95
	横浜保土ヶ谷中央病院	741	762	522	▲240
	東京高輪病院	319	378	523	145
洋上救急医療援護事業	出動件数	21	26	15	▲11
保養事業	利用宿泊数	12,556	12,301	10,776	▲1,525
	入浴利用数	18,395	18,673	12,184	▲6,489
契約保養施設利用補助事業	利用宿泊数	1,587	2,010	1,865	▲145
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業	利用者数	938	1,040	425	▲615
	利用宿泊数	1,544	1,704	559	▲1,145

(8) サービス向上のための取組

加入者のご意見を適切に把握しサービスの改善や向上に生かすため、疾病任意継続保険に加入する方、傷病手当金・高額療養費の支給を行った方、限度額適用認定証を発行した方、旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用申込をした方に対し、アンケートはがきによるお客様満足度調査を実施しました。

疾病任意継続に加入する方の満足度は 82.9%、傷病手当金・高額療養費の支給を行った方の満足度は 92.5%、限度額認定証を発行した方の満足度は 94.5%、保養所の利用申込をした方の満足度は 94.1%でした。

調査対象全体の満足度は 2019（令和元）年度と同率の 90.2%となり、K P I（お客様満足度 90.2%以上）を達成しました。

一方、「不満」と回答した方についてその理由を聞いてみると、「保険証到着までの時間が長かった」、「申請してから振り込みまでの期間が長かった」という回答が多くありました。

また、「傷病手当金や高額療養費の支払い時期を知りたい」、「旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用にあたっての手続きをインターネットからできるようにしてほしい」といったご意見が寄せられました。

これらのご意見に対しては、傷病手当金等の支払い時期については、申請された方のうち、照会や返戻によって支給決定までにお時間を要する場合は、お知らせ文書を送付するよう改善しましたが、支払いまでの所要日数の目安の周知についても、引き続き検討を進めます。旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用手続きについては、2020（令和2）年度、新たにインターネットのみで手続きが行える旅行代理店と契約を行いました。

また、規制改革実施計画（2020年7月17日閣議決定）を踏まえた厚生労働省関係省令等の改正※を受けて、2020年12月より、船員保険部への各種手続きの際に申請者等より求めている押印を廃止しました。

※ 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）及び押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第397号）

【(図表 4-10) お客様満足度調査※1の結果】

	2018 年度	2019 年度	2020 年度
保険証を送付した疾病任意継続の方	75.3%	77.6%	82.9%
傷病手当金・高額療養費の支給決定通知書を送付した方※2	89.8%	91.2%	92.5%
限度額適用認定証を送付した方※3	-	94.4%	94.5%
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用申込をした方※3	-	98.2%	94.1%

※1 「満足度」とは、船員保険部の対応についての満足度を 0（不満）～5（満足）までの 6 肢から選択し、そのうち 3～5 のいずれかと回答した方の割合です

※2 2018（平成 30）年度と 2019 年度以降では質問内容が異なるため、2018 年度の満足度については「サービス全体としての満足度」の結果を記載しています

※3 限度額適用認定証を送付した方、旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用申込をした方については、2019 年度から調査を実施しています

※4 回収率は約 30.1%（送付数 7,230 人、回答数 2,174 人）でした

(9) 健全な財政運営の確保

i) 2020（令和2）年度の決算の状況

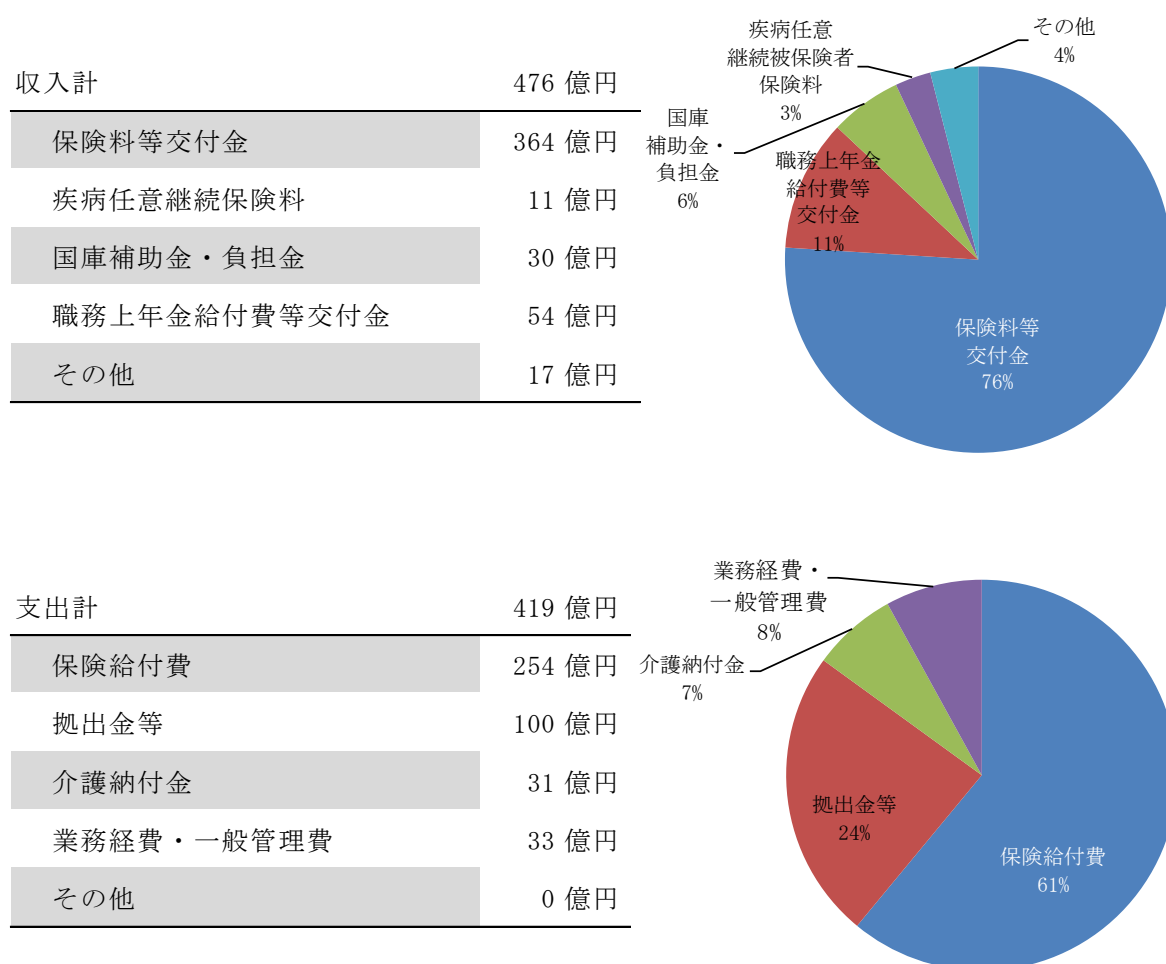
2020 年度の決算は、収入が約 476 億円、支出が約 419 億円であり、収支差は約 57 億円となりました。

収入の主な内訳は、保険料等交付金が約 364 億円、疾病任意継続保険料が約 11 億円、国庫補助金・負担金が約 30 億円、職務上年金給付費等交付金が約 54 億円であり、この他に被保険者の保険料負担を軽減するための準備金からの取崩し額として約 16 億円などが計上されています。

一方、支出の主な内訳は、保険給付費が約 254 億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が約 100 億円、介護納付金が約 31 億円、業務経費・一般管理費が約 33 億円となっています。

船員保険の財政状況は、近年比較的安定していますが、収支差は年々減少する見込みであり、近い将来には単年度赤字となることが想定されること、加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済情勢の悪化が今後の船員保険財政に及ぼす影響が不透明であることから、引き続き、中長期的な観点から慎重な財政運営を図っていく必要があります。（（図表 4-13）中期的収支見通し（疾病保険分）」参照）

【（図表 4-11）2020 年度 船員保険勘定決算の概要】



また、保険料率の算出に用いるため、国の特別会計における収支を合算した部門別の決算のうち、疾病部門と災害保健福祉保険部門の決算見込みは以下のとおりです。（【図表 4-11】船員保険勘定決算との関係は、巻末の参考資料を参照）

【(図表 4-12) 2020 年度 協会会計（船員保険）と国会計との合算ベース決算の概要（見込）】

【疾病部門】

(単位:億円)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
収入	保険料収入	303	308	310	312	304
	国庫補助金等	29	29	29	29	29
	準備金戻入	16	16	16	16	16
	その他	2	1	1	1	1
	計	350	354	356	359	351
支出	保険給付費	205	204	200	204	196
	拠出金等	99	101	100	99	100
	その他	6	6	7	7	7
	計	311	311	307	311	303
収支差		40	42	49	48	48
準備金残高		266	293	326	358	390
(うち被保険者保険料軽減分)		118	102	86	70	54

【災害保健福祉部門】

(単位:億円)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
収入	保険料収入	33	33	34	34	33
	国庫補助金	1	1	0	0	1
	その他	3	3	2	2	8
	収入計	36	37	36	36	41
支出	保険給付費	20	19	19	19	17
	その他	13	13	15	17	16
	支出計	33	32	34	36	33
収支差		3	5	2	0	8
準備金残高		181	185	188	188	196

※ 2020 年度は、2020 年 1 月から 12 月分までの保険料に対して、納付猶予特例の措置がとられました。日本年金機構によって納付猶予（特例）された保険料の総額は 8.9 億円です。なお、2020 年度末時点において納付猶予（特例及び法定）の許可中の額は、9.2 億円です。

ii) 2021（令和 3）年度保険料率決定までの動き

2020 年 11 月の船員保険協議会において、現行保険料率を据え置いた場合の 2021 年度の収支見込み及び 2022（令和 4）年度～2026（令和 8）年度の中期的収支見通しをお示しし、併せて提出した 2021 年度保険料率の方向性についての事務局案をもとに議論を行いました。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた議論を行っていただくため、被保険者数、平均標準報酬月額、医療費の動向のほか、中期的収支見通しについては例年の試算に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した試算を新たに 2 つ作成し、合計 3 つの試算（図表 4-13 参照）を提出しました。

疾病保険料率^{※1}、災害保健福祉保険料率^{※2}の試算結果の概要及び 2021 年度保険料率の方向性は以下のとおりであり、疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率ともに現行の保険料率を維持するとの方向性について了承されました。

※1 疾病保険料率は、職務外疾病の保険給付や後期高齢者支援金等に充てるための保険料率であり、船舶所有者と被保険者が折半しています（ただし、被保険者負担分については、被保険者保険料負担軽減措置

により 0.50%軽減されています)

※2 災害保健福祉保険料率は、職務上疾病・年金の保険給付や保健福祉事業等に充てるための保険料率であり、すべて船舶所有者負担です

1) 疾病保険部門の財政収支及び疾病保険料率について

- いずれの試算においても、保険料収入の伸びの減少と高齢化の進展による医療費の増加により、単年度の黒字額は年々縮小する見通しとなる。
- さらには医療技術の進歩、高額な新薬の保険適用等による医療費の増加等によっても支出が増加する可能性がある。
- 我が国の経済状況が新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻るには、2～3 年を要するとされているが、回復が遅れる可能性も考え、中長期的な観点から、より慎重な財政運営を行うこととし、2021 年度の保険料率は 10.10%（据え置き）に設定することとしたい。

【(図表 4-13) 中期的収支見通し（疾病保険分）】

I - (1) 令和 5 年度以降、経済状況が回復に転じると仮定したケース

(単位:百万円)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収 入	保 険 料 収 入	30,636	31,027	31,382	31,811	31,669
	国 庫 補 助 等	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	そ の 他	1,335	1,022	707	391	692
	計	34,911	34,989	35,029	35,142	35,301
支 出	保 険 給 付 費	20,839	21,052	21,202	21,310	21,367
	拠 出 金 等	10,380	10,371	10,408	10,543	10,682
	業 務 経 費 等	858	857	857	856	854
	計	32,077	32,280	32,466	32,708	32,902
単 年 度 収 支 差		2,834	2,709	2,563	2,434	2,399
準 備 金 残 高		43,133	44,894	46,824	48,940	50,720
被保険者保険料負担軽減分 (基礎係数)		2,517	1,569	936	618	-
被 保 険 者 数 (対前年伸び率)		56,600人 0.0%	56,700人 0.2%	56,700人 0.0%	56,700人 0.0%	56,800人 0.2%
加 入 者 数 (対前年伸び率)		114,000人 ▲ 1.1%	113,000人 ▲ 0.9%	113,000人 0.0%	112,000人 ▲ 0.9%	111,000人 ▲ 0.9%
平 均 標 準 報 酬 月 額 (対前年伸び率)		414,000円 ▲ 1.0%	414,000円 0.0%	415,000円 0.2%	416,000円 0.2%	418,000円 0.5%
汽船 (対前年伸び率)		435,000円 ▲ 0.3%	437,000円 0.5%	439,000円 0.5%	442,000円 0.7%	444,000円 0.5%
漁船 (対前年伸び率)		369,000円 ▲ 3.2%	363,000円 ▲ 1.6%	356,000円 ▲ 1.9%	351,000円 ▲ 1.4%	347,000円 ▲ 1.1%
加入者1人当り医療給付費 (対前年伸び率)		156,000円 ▲ 0.1%	159,000円 1.9%	162,000円 1.9%	164,000円 1.2%	166,000円 1.2%

I - (2) 令和8年度まで経済状況が回復に転じないと仮定したケース

(単位:百万円)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収 入	保 険 料 収 入	30,636	30,749	30,824	30,971	30,514
	国 庫 補 助 等	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	そ の 他	1,335	1,013	694	381	719
	計	34,911	34,702	34,458	34,293	34,173
支 出	保 険 給 付 費	20,839	21,031	21,160	21,247	21,284
	拠 出 金 等	10,380	10,300	10,263	10,322	10,381
	業 務 経 費 等	858	857	856	855	854
	計	32,077	32,189	32,280	32,424	32,519
単 年 度 収 支 差		2,834	2,513	2,178	1,868	1,655
準 備 金 残 高		43,133	44,707	46,263	47,822	48,830
被保険者保険料負担軽減分		2,517	1,578	956	647	-
(基礎係数)						
平 均 標 準 報 酬 月 額		414,000円	411,000円	408,000円	405,000円	403,000円
(対前年伸び率)		▲ 1.0%	▲ 0.9%	▲ 0.7%	▲ 0.6%	▲ 0.5%
汽船		435,000円	433,000円	432,000円	431,000円	430,000円
(対前年伸び率)		▲ 0.3%	▲ 0.4%	▲ 0.2%	▲ 0.3%	▲ 0.2%
漁船		369,000円	358,000円	347,000円	337,000円	329,000円
(対前年伸び率)		▲ 3.2%	▲ 3.1%	▲ 3.0%	▲ 2.8%	▲ 2.6%

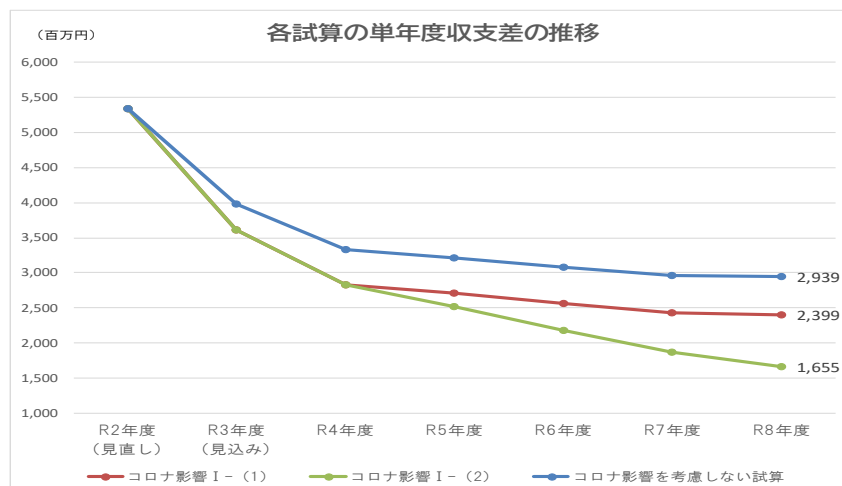
※平均標準報酬月額以外の基礎係数はI - (1) と同様。

II : 新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮しない試算

(単位:百万円)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収 入	保 険 料 収 入	31,294	31,712	32,095	32,554	32,534
	国 庫 補 助 等	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	そ の 他	1,363	1,044	722	399	604
	計	35,597	35,696	35,757	35,894	36,078
支 出	保 険 給 付 費	20,862	21,077	21,228	21,337	21,396
	拠 出 金 等	10,542	10,543	10,591	10,739	10,889
	業 務 経 費 等	859	858	857	856	855
	計	32,264	32,479	32,677	32,933	33,140
単 年 度 収 支 差		3,333	3,217	3,080	2,961	2,939
準 備 金 残 高		43,960	46,208	48,641	51,277	53,686
被保険者保険料負担軽減分		2,471	1,502	855	530	-
(基礎係数)						
平 均 標 準 報 酬 月 額		423,000円	424,000円	425,000円	426,000円	428,000円
(対前年伸び率)		0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%
汽船		443,000円	445,000円	449,000円	452,000円	455,000円
(対前年伸び率)		0.6%	0.5%	0.7%	0.6%	0.7%
漁船		380,000円	373,000円	367,000円	361,000円	357,000円
(対前年伸び率)		▲ 1.9%	▲ 1.8%	▲ 1.7%	▲ 1.5%	▲ 1.3%

※平均標準報酬月額以外の基礎係数はI - (1) と同様。



2) 災害保健福祉保険部門の財政収支及び災害保健福祉保険料率について

現時点では、現行の保険料率を据え置いた場合、2021 年度以降、単年度収支は赤字が見込まれているが、一定の準備金を保有していることから、2021 年度の保険料率は、2020 年度と同率の 1.05% としたい。

【(図表 4-14) 中期的収支見通し (災害保健福祉保険分)】

(単位:百万円)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収 入	保 険 料 収 入	3,364	3,377	3,386	3,403	3,424
	国 庫 補 助 等	8	8	8	8	8
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	86	75	66	58	51
	そ の 他	17	17	17	17	18
	計	3,475	3,478	3,478	3,487	3,502
支 出	保 険 給 付 費	1,882	1,877	1,869	1,860	1,850
	業 務 経 費 等	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290
	計	4,172	4,167	4,158	4,149	4,140
単 年 度 収 支 差		▲ 697	▲ 689	▲ 681	▲ 663	▲ 639
準 備 金 残 高		17,509	16,820	16,139	15,476	14,838

(基礎係数)

被 保 険 者 数 (対前年伸び率)	58,400人 0.0%	58,500人 0.2%	58,500人 0.0%	58,500人 0.0%	58,600人 0.2%
平 均 標 準 報 酬 月 額 (対前年伸び率)	423,000円 0.0%	424,000円 0.2%	425,000円 0.2%	426,000円 0.2%	428,000円 0.5%
被 保 険 者 1 人 当 り 医 療 給 付 費 (対前年伸び率)	26,000円 ▲ 2.1%	26,000円 0.0%	26,000円 0.0%	25,000円 ▲ 3.8%	25,000円 0.0%

※〔Ⅱ：新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮しない試算〕の前提を用いて算出している。

2021 年 1 月の船員保険協議会では、2020 年 11 月の同協議会での議論を踏まえた 2021 年度の保険料率案と、政府予算案を踏まえた収支見込みを作成し、報告しました。疾病保険部門の 2021 年度の単年度収支は、試算ケースによって約 32 億円から 38 億円の黒字（図表 4-15 参照）、災害保健福祉保険部門は約 11 億円の赤字（図表 4-16 参照）が見込まれる結果となりました。疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率ともに、現行の保険料率を維持する案について了承されました。

【(図表 4-15) 収支見込み (疾病保険分)】

○疾病保険分

I - (1) 令和5年度以降、経済状況が回復に転じると仮定したケース

【疾病保険料率:10.1%(被保険者負担軽減分:0.5%)】

(単位:百万円)

区 分		令和元年度 (決算)	令和2年度 (R2.12時点の見直し)	令和3年度 (R2.12時点の見込み)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収 入	保 険 料 収 入	31,182	29,649	30,309	30,373	31,078	31,441	31,879	31,712
	国 庫 補 助 等	2,941	2,941	2,941	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	雑 収 入 等	129	111	95	79	79	79	79	80
	準 備 金 戻 入	1,620	1,585	1,571	1,259	947	633	318	658
	計	35,871	34,285	34,916	34,651	35,045	35,093	35,217	35,391
支 出	保 険 給 付 費	20,369	19,251	20,464	20,812	21,028	21,178	21,287	21,345
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,865	2,847	2,985	2,851	2,565	2,333	2,183	2,091
	後 期 高 齢 者 支 援 金	7,081	7,131	7,376	7,430	7,789	8,063	8,354	8,592
	退 職 者 給 付 拠 出 金	1	0	0	0	0	0	0	0
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	52	88	94	94	94	94	94	94
	レ セ プ ト 業 務 経 費	9	21	20	20	20	20	20	20
	そ の 他 業 務 経 費	16	45	44	44	44	44	44	44
	一 般 管 理 費	564	598	656	656	656	656	656	656
	雑 支 出 等	104	110	108	104	103	102	101	99
	計	31,062	30,091	31,747	32,012	32,299	32,490	32,740	32,940
単 年 度 収 支 差		4,810	4,194	3,169	2,640	2,746	2,603	2,477	2,451
準 備 金 残 高		35,802	38,412	40,010	41,390	43,189	45,159	47,318	49,110
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		6,970	5,386	3,815	2,556	1,609	976	658	-

(注)端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

令和3年度業務経費及び一般管理費については暫定値であり、3月の協会予算決定までに必要な見直しを行う。

【基礎係数】

被 保 険 者 数	57,385人 (対前年伸び率) 0.2%	56,707人 ▲ 1.2%	56,545人 ▲ 0.3%	56,600人 0.1%	56,700人 0.2%	56,600人 ▲ 0.2%	56,700人 0.2%	56,700人 0.0%
加 入 者 数	118,903人 (対前年伸び率) ▲ 1.0%	116,592人 ▲ 1.9%	115,176人 ▲ 1.2%	114,000人 ▲ 1.0%	113,000人 ▲ 0.9%	112,000人 ▲ 0.9%	112,000人 0.0%	111,000人 ▲ 0.9%
平 均 標 準 報 酬 月 額	422,685円 (対前年伸び率) 0.3%	422,825円 0.0%	420,341円 ▲ 0.6%	414,000円 ▲ 0.9%	414,000円 0.0%	416,000円 0.5%	417,000円 0.2%	419,000円 0.5%
汽 船	433,238円 (対前年伸び率) 0.9%	438,476円 1.2%	439,036円 0.1%	435,000円 ▲ 0.3%	437,000円 0.5%	440,000円 0.7%	443,000円 0.7%	446,000円 0.7%
漁 船	408,089円 (対前年伸び率) ▲ 1.5%	394,254円 ▲ 3.4%	381,117円 ▲ 3.3%	368,000円 ▲ 3.2%	362,000円 ▲ 1.6%	356,000円 ▲ 1.7%	350,000円 ▲ 1.7%	346,000円 ▲ 1.1%
加 入 者 1 人 当 り 医 療 給 付 費	146,846円 (対前年伸び率) 3.0%	139,647円 ▲ 4.9%	151,574円 8.5%	156,000円 2.9%	159,000円 1.9%	162,000円 1.9%	164,000円 1.2%	166,000円 1.2%

I - (2) 令和8年度まで経済状況が回復に転じないと仮定したケース

【疾病保険料率:10.1%(被保険者負担軽減分:0.5%)】

(単位:百万円)

区 分		令和元年度 (決算)	令和2年度 (R2.12時点の見直し)	令和3年度 (R2.12時点の見込み)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収 入	保 険 料 収 入	31,182	29,649	30,309	30,373	30,463	30,520	30,648	30,141
	国 庫 補 助 等	2,941	2,941	2,941	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	雑 収 入 等	129	111	95	79	79	78	78	77
	準 備 金 戻 入	1,620	1,585	1,571	1,259	938	620	308	689
	計	35,871	34,285	34,916	34,651	34,420	34,158	33,974	33,848
支 出	保 険 給 付 費	20,369	19,251	20,464	20,812	21,005	21,133	21,221	21,255
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,865	2,847	2,985	2,851	2,565	2,333	2,183	2,091
	後 期 高 齢 者 支 援 金	7,081	7,131	7,376	7,430	7,634	7,825	8,030	8,179
	退 職 者 給 付 拠 出 金	1	0	0	0	0	0	0	0
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	52	88	94	94	94	94	94	94
	レ セ プ ト 業 務 経 費	9	21	20	20	20	20	20	20
	そ の 他 業 務 経 費	16	45	44	44	44	44	44	44
	一 般 管 理 費	564	598	656	656	656	656	656	656
	雑 支 出 等	104	110	108	104	103	102	101	99
	計	31,062	30,091	31,747	32,012	32,120	32,207	32,347	32,437
単 年 度 収 支 差		4,810	4,194	3,169	2,640	2,299	1,951	1,627	1,411
準 備 金 残 高		35,802	38,412	40,010	41,390	42,751	44,082	45,400	46,122
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		6,970	5,386	3,815	2,556	1,618	998	689	-

(注)端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

令和3年度業務経費及び一般管理費については暫定値であり、3月の協会予算決定までに必要な見直しを行う。

【基礎係数】

平 均 標 準 報 酬 月 額	422,685円 (対前年伸び率) 0.3%	422,825円 0.0%	420,341円 ▲ 0.6%	414,000円 ▲ 0.9%	410,000円 ▲ 1.0%	407,000円 ▲ 0.7%	405,000円 ▲ 0.5%	403,000円 ▲ 0.5%
汽 船	433,238円 (対前年伸び率) 0.9%	438,476円 1.2%	439,036円 0.1%	435,000円 ▲ 0.3%	433,000円 ▲ 0.5%	432,000円 ▲ 0.2%	431,000円 ▲ 0.2%	430,000円 ▲ 0.2%
漁 船	408,089円 (対前年伸び率) ▲ 1.5%	394,254円 ▲ 3.4%	381,117円 ▲ 3.3%	368,000円 ▲ 3.2%	357,000円 ▲ 3.0%	346,000円 ▲ 3.1%	337,000円 ▲ 2.6%	328,000円 ▲ 2.7%

Ⅱ：新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮しない試算

【疾病保険料率：10.1%（被保険者負担軽減分：0.5%）】										（単位：百万円）				
区 分		令和元年度 （決算）	令和2年度 （R2.12時点の見直し）	令和3年度 （R2.12時点の見込み）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度					
収 入	保 険 料 収 入	31,182	29,649	30,970	31,340	31,740	32,108	32,552	32,495					
	国 庫 補 助 等	2,941	2,941	2,941	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940					
	雑 収 入 等	129	111	95	80	80	80	80	80					
	準 備 金 戻 入	1,620	1,585	1,606	1,286	967	646	324	556					
計		35,871	34,285	35,611	35,646	35,727	35,774	35,897	36,071					
支 出	保 険 給 付 費	20,369	19,251	20,490	20,861	21,076	21,226	21,336	21,393					
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,865	2,847	2,985	2,851	2,565	2,333	2,183	2,091					
	後 期 高 齢 者 支 援 金	7,081	7,131	7,376	7,668	7,956	8,234	8,531	8,773					
	退 職 者 給 付 拠 出 金	1	0	0	0	0	0	0	0					
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	52	88	94	94	94	94	94	94					
	レ セ プ ト 業 務 経 費	9	21	20	20	20	20	20	20					
	そ の 他 業 務 経 費	16	45	44	44	44	44	44	44					
	一 般 管 理 費	564	598	656	656	656	656	656	656					
	雑 支 出 等	104	110	108	105	104	103	102	100					
	計	31,062	30,091	31,773	32,299	32,514	32,711	32,966	33,170					
単 年 度 収 支 差		4,810	4,194	3,838	3,347	3,213	3,063	2,931	2,901					
準 備 金 残 高		35,802	38,412	40,644	42,704	44,949	47,366	49,972	52,317					
被保険者保険料負担軽減分		6,970	5,386	3,780	2,494	1,527	881	556	-					

（注）端数処理のため、計数が整合しない場合がある。
令和3年度業務経費及び一般管理費については暫定値であり、3月の協会予算決定までに必要な見直しを行う。

【基礎係数】									
平 均 標 準 報 酬 月 額	422,685円	422,825円	425,288円	423,000円	423,000円	424,000円	426,000円	428,000円	428,000円
（対前年伸び率）	0.6%	0.0%	0.6%	0.0%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%
汽 船	433,238円	438,476円	443,399円	443,000円	445,000円	448,000円	451,000円	454,000円	454,000円
（対前年伸び率）	0.9%	1.2%	1.0%	0.6%	0.5%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
漁 船	408,000円	394,254円	388,283円	380,000円	373,000円	367,000円	361,000円	357,000円	357,000円
（対前年伸び率）	▲ 1.5%	▲ 3.5%	▲ 1.5%	▲ 1.9%	▲ 1.9%	▲ 1.7%	▲ 1.5%	▲ 1.3%	▲ 1.3%

【（図表 4-16）収支見込み（災害保健福祉保険分）】

○災害保健福祉保険分

【災害保健福祉保険料率：1.05%】										（単位：百万円）				
区 分		令和元年度 （決算）	令和2年度 （R2.12時点の見直し）	令和3年度 （R2.12時点の見込み）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度					
収 入	保 険 料 収 入	3,397	3,207	3,288	3,264	3,310	3,317	3,332	3,353					
	国 庫 補 助 等	38	13	12	9	9	9	9	9					
	福祉医療機構国庫納付金等	151	748	83	86	75	66	58	51					
	雑 収 入 等	17	17	16	17	17	17	17	18					
計		3,603	3,986	3,398	3,375	3,411	3,409	3,417	3,431					
支 出	保 険 給 付 費	1,869	1,676	1,872	1,880	1,875	1,867	1,858	1,848					
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	28	35	40	40	40	40	40	40					
	レ セ プ ト 業 務 経 費	0	2	2	2	2	2	2	2					
	保 健 事 業 経 費	735	921	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095					
	福 祉 事 業 経 費	458	460	511	511	511	511	511	511					
	そ の 他 業 務 経 費	6	12	10	10	10	10	10	10					
	一 般 管 理 費	489	596	932	932	932	932	932	932					
	雑 支 出 等	8	9	9	9	9	9	9	9					
計		3,594	3,713	4,471	4,479	4,474	4,465	4,456	4,447					
単 年 度 収 支 差		9	273	▲ 1,072	▲ 1,104	▲ 1,063	▲ 1,056	▲ 1,039	▲ 1,016					
準 備 金 残 高		18,776	19,049	17,977	16,873	15,810	14,755	13,715	12,699					

（注）端数処理のため、計数が整合しない場合がある。
令和3年度業務経費及び一般管理費については暫定値であり、3月の協会予算決定までに必要な見直しを行う。

【基礎係数】									
被 保 險 者 数	58,913人	58,350人	58,324人	58,300人	58,500人	58,400人	58,500人	58,500人	58,500人
（対前年伸び率）	0.1%	▲ 1.0%	0.0%	0.0%	0.3%	▲ 0.2%	0.2%	0.0%	0.0%
平 均 標 準 報 酬 月 額	421,117円	420,883円	418,051円	414,000円	414,000円	416,000円	417,000円	419,000円	419,000円
（対前年伸び率）	0.7%	▲ 0.1%	▲ 0.7%	▲ 1.0%	0.0%	0.5%	0.2%	0.5%	0.5%
被保険者1人当り医療給付費	26,391円	23,130円	26,333円	26,000円	26,000円	26,000円	25,000円	25,000円	25,000円
（対前年伸び率）	▲ 4.5%	▲ 12.4%	13.9%	▲ 1.3%	0.0%	0.0%	▲ 3.8%	0.0%	0.0%

※被保険者数には、疾病任意継続被保険者、独立行政法人等被保険者及び後期高齢者医療被保険者を含んでいる。

また、介護保険料率については、年末に国から示される介護納付金の額を船員保険の介護保険第2号被保険者の総報酬額で除すことにより機械的に算出する仕組みとなっていま

す。その結果、2021 年度の介護保険料率は 1.92%（2020 年度より 0.15%ポイント増加）と決定しました。

【(図表 4-17) 収支見込み（介護保険分）】

船員保険の収支見込み(介護保険分)

(単位:百万円)																
		令和元年度 (決算)	令和2年度 (R2.12時点の見直し)	令和3年度 (R2.12時点の見込み)	備考											
収 入	保 険 料 収 入	2,987	3,110	3,374	介護保険料率:1.92% 【令和3年度 基礎係数】 被保険者数 27,744人 ^{※1} (▲2.6%) ^{※2} 平均標準報酬月額 475,189円 ^{※1} (▲0.5%) ^{※2}											
	国 庫 補 助 等	38	—	—												
	そ の 他	—	—	—												
計		3,025	3,110	3,374												
支 出	介 護 納 付 金	3,179	3,134	3,207	※1: 疾病任意継続被保険者を含んでいる。 ※2: ()内は対前年度比											
	雑 支 出	—	—	—												
	計	3,179	3,134	3,207												
(参考)介護保険料率の推移					(単位:%)											
単 年 度 収 支 差		▲ 154	▲ 24	168	年度	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (令和1)	2019 (令和2)	2020
準 備 金 残 高		▲ 144	▲ 168	0	料率	1.47	1.62	1.73	1.63	1.71	1.67	1.68	1.59	1.61	1.61	1.77

(注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

(10) オンライン資格確認の円滑な実施

国全体で実施するオンライン資格確認は、患者が医療機関等を受診する際に保険証又はマイナンバーカードを提示し、医療機関等が社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が管理するオンライン資格確認等システムへ資格情報（どの保険者に属しているかの情報）の照会を行い、資格確認を行う仕組みです。これにより、限度額適用認定証の発行手続きが不要となるほか、既に資格喪失しているにもかかわらず協会の加入者として誤って医療機関等を受診したことで発生した医療費等について、その返還等を求める際の事務コストが軽減されることが期待されています。

協会では、当初の予定であった 2021（令和 3）年 3 月からの本格実施に向けて、加入者の資格情報を社会保険診療報酬支払基金に登録するためのシステム改修や、加入者のマイナンバーの収集などの準備を進めてきました。

加入者及び船舶所有者に対するマイナンバーカードの取得及び保険証利用の促進については、2019（令和元）年 6 月にデジタル・ガバメント閣僚会議で政府の方針が決定され、同年 9 月に保険者における促進策が公表されました。一方で、医療機関等がマイナンバーカードを使用してオンライン資格確認を行った場合に発生する個人認証手数料について、協会としては、その負担を保険者に求めないよう医療保険部会等の場で厚生労働省に対して要望していました。これを受け、2020（令和 2）年末の 2021 年度政府予算編成の過程で、個人認証手数料については国が負担することと整理されました。この決定を踏まえ、2021 年 2 月から保険料の納入告知書へのチラシ同封やメールマガジンへの掲載等による広報を開始しました。

また、2021 年 3 月からのオンライン資格確認の稼働に向けて、システムへ登録された資格情報の正確性確保の観点から、オンライン資格確認の運営実施主体である社会保険診療報酬支払基金において、医療保険者向け中間サーバー（情報を保管し、システム間の中継を行うサーバー）に登録された資格情報と住民基本台帳情報を突合し、その突合結果を各医療保険者へ連絡し、各医療保険者において登録誤りの確認を行うこととする事務連絡が 2020 年末に厚生労働省より発出されました（令和 2 年 12 月 21 日付事務連絡「J-LIS 照会による個人番号等のご登録の検知の実施並びに当該検知結果を踏まえた医療保険者の対応について」）。

この突合結果の協会への提供は、2020 年 12 月 23 日から 2021 年 1 月 25 日にかけて継続的

に行われ、協会では、提供された突合結果ファイルの内容を精査し、2021年2月19日に登録誤りの疑いが高い者については削除を完了しました。

その後、2021年3月4日より19医療機関・薬局でオンライン資格確認のプレ運用^{※1}が開始され、同月末の本格運用開始に向けた準備を進めていましたが、厚生労働省は、2021年3月26日に開催された医療保険部会において、システムの安定性確保やデータの正確性担保の観点からプレ運用を継続することとし、遅くとも2021年10月までに本格運用を開始することとしました。また、各個人へのマイナポータル^{※2}を活用した特定健康診査データの提供についても、その基盤となるオンライン資格確認等システムの本格実施が延期されたことに伴い、実施が延期されることとなりました。

協会としては、引き続き加入者のマイナンバー収録の精度向上や丁寧な周知広報を行うことで、オンライン資格確認の円滑な実施に努めてまいります。

※1 2021年3月末時点のプレ運用参加機関数は100機関、マイナンバーカードの交付枚数は約3,597万枚（人口比28.3%）となっています。なお、2021年6月末時点の参加機関数は872機関となっており、順次拡大されていく予定です

※2 政府が運営するオンラインサービスであり、行政機関などが保有する特定個人情報の閲覧や、行政手続きをオンライン申請で行うといったサービスをスマートフォンなどから利用できるサイトです

2. 戦略的保険者機能

船員保険被保険者の年齢構成は、協会けんぽ、健康保険組合と比べて50歳代後半から60歳代前半の被保険者の割合が高いという特徴があります（図表3-2参照）。このような状況もあり、他の被用者保険と比べてメタボリックシンドローム該当者の割合が高くなっています（図表4-18参照）。

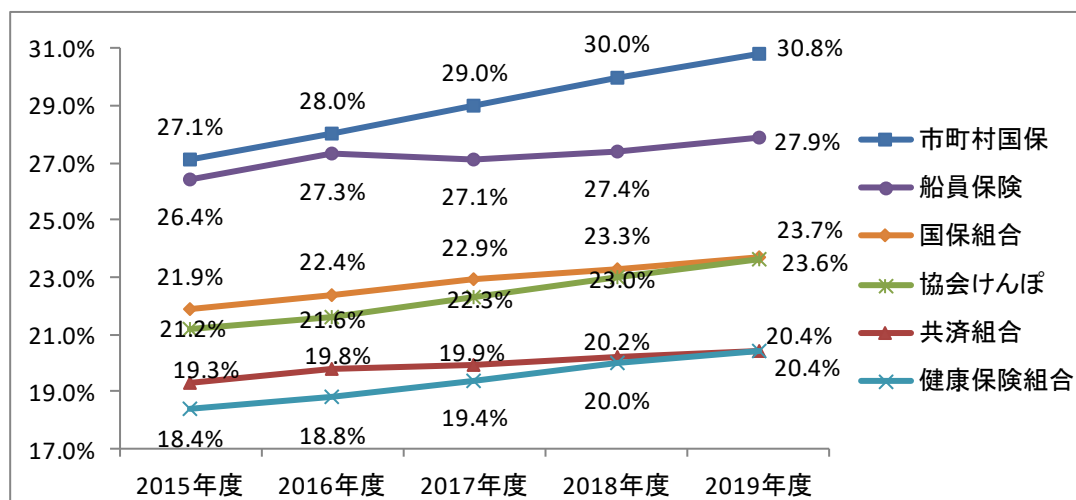
年齢が高くなるにつれて生活習慣病に罹病し医療費も増加する傾向にある（図表4-19参照）ことから、これらの方々に対する対策とともに、生活習慣病に罹病しない生活習慣を身に付けていただく取組が必要となります。

また、喫煙率は、国民健康栄養調査の結果と比べて非常に高く、40%台で推移（図表4-20参照）しており、喫煙率の減少が船員保険の重要な課題の一つであるといえます。

このような状況を踏まえ、第2期船員保険データヘルス計画（2018（平成30）年度～2023（令和5）年度）では、「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」と「喫煙率の減少」を目標としつつ、各種の取組を進めてきましたが、メタボリックシンドロームリスク保有率は増加、喫煙率はほぼ横ばいという状況であり、より効果的な取組が必要となります。

2021（令和3）年度から3年間の実施計画（後期計画）では、ICTの活用や取組対象の重点化による効果的・効率的な健診・保健指導を実施するとともに、船員の健康づくりを支援するため、船舶所有者と協働したコラボヘルスの取組を強化し、実行してまいります。

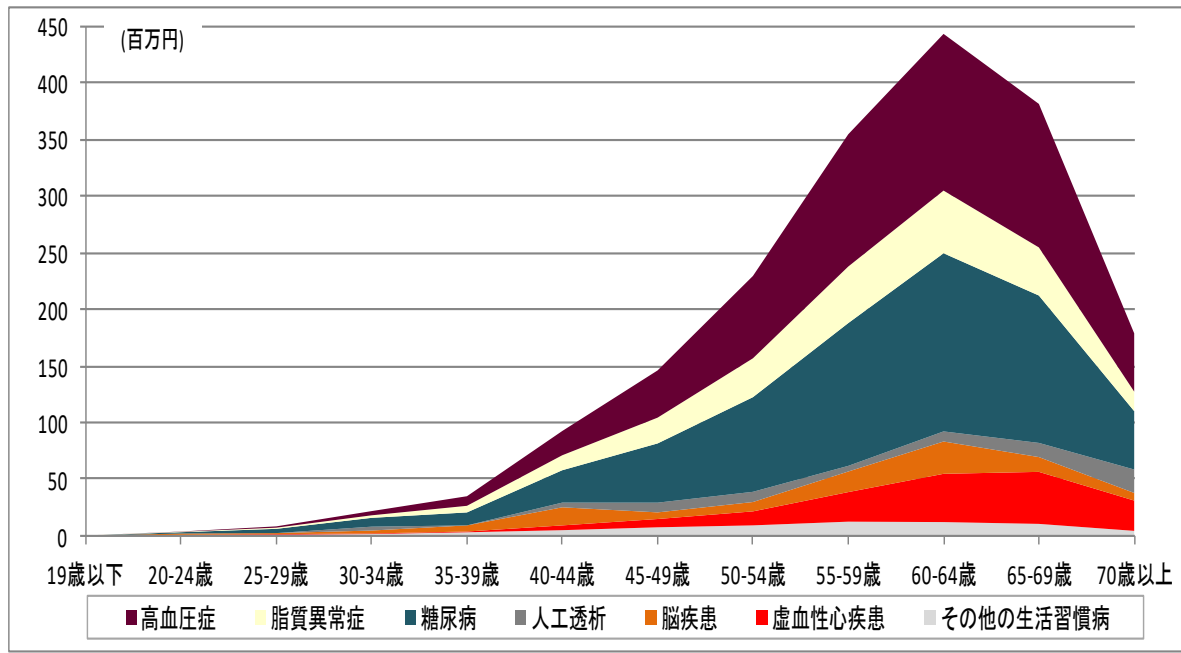
【（図表4-18）各医療保険者における特定健診受診者（男性）のメタボリックシンドローム該当者の割合】



《データ出典》2019（令和元）年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況（厚生労働省ホームページ）

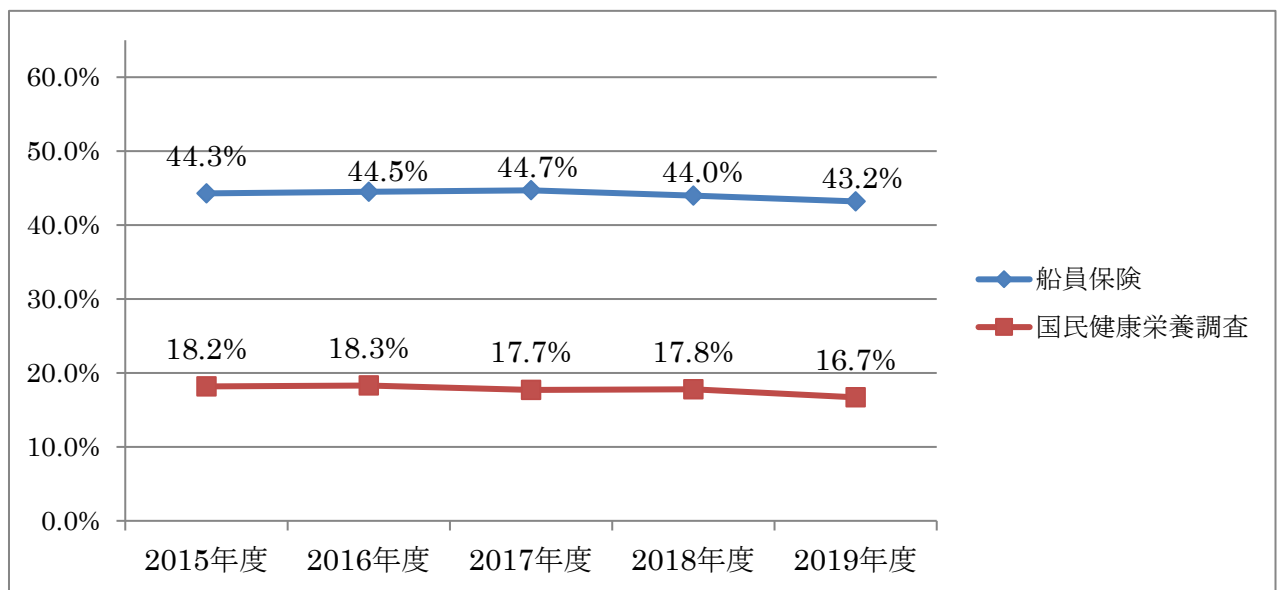
※船員保険については40～74歳の特定健診受診者（全体）に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合
その他の保険者については40～74歳の特定健診受診者（男性）に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合

【(図表 4-19) 船員保険被保険者の年齢階層別有病者数と医療費】



《データ出典》全国健康保険協会

【(図表 4-20) 国民全体と船員保険被保険者の喫煙率の比較】



《調査対象年齢》
国民健康・栄養調査 (20歳以上の被調査者)
船員保険 (35歳～74歳の被保険者)

《データ出典》
国民健康・栄養調査
船員保険健診結果データ

また、医療保険者は、40歳以上の加入者を対象にメタボリックシンドロームの予防等に重点を置いた特定健康診査及び特定保健指導を実施することが義務付けられています。厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本指針において、船員保険については2023年度までに健診実施率65%、特定保健指導実施率30%を達成することが目標として示されたことを踏まえ、第3期特定健康診査等実施計画（2018年度～2023年度）を策定し、実行しています。

【(図表 4-21) 第 3 期特定健康診査等実施計画の実施目標】

(単位：％)

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
特定健康診査	50	53	56	59	62	65
被保険者	68	71	74	77	80	82
生活習慣病 予防健診	40	42	44	46	48	50
手帳健診	28	29	30	31	32	32
被扶養者	20	23	26	29	32	35
特定保健指導	18	20	22	25	27	30
被保険者	18	20	22	25	28	31
被扶養者	12	14	16	18	20	22

(1) 特定健康診査等の推進

特定健康診査項目に加え、胃部レントゲン検査等のがん検査を含む生活習慣病予防健診（一般健診・巡回健診・総合健診）を実施しています。

また、健診受診率向上のため、2018（平成 30）年度からは生活習慣病予防健診費用の全額補助※（健診費用の無料化）を実施しています。

2020（令和 2）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令によって、2020 年 4 月から 2020 年 5 月まで、緊急事態宣言対象地域等で実施する健診を一時的に中止したほか、宣言解除後も、感染防止対策を徹底したうえで健診を実施していただくよう健診実施機関に要請しました。

このような状況の中、2020 年度の K P I として被保険者の生活習慣病予防健診受診率 44% 以上、船員手帳健康証明書データ取得率 30% 以上、被扶養者特定健康診査受診率 26% 以上とする目標を掲げ、その達成に向け次のような取組を行いました。

※ 一般健診及び巡回健診は無料、総合健診は 4,936 円の自己負担上限額を設けています

i) 受診勧奨及び健診実施機関の拡充

年度初めに、生活習慣病予防健診の受診券と健診案内パンフレットを対象となる被保険者とその被扶養者の方に送付しました（送付数：被保険者 39,432 人・その被扶養者 20,307 人、疾病任意継続被保険者 2,557 人・その被扶養者 1,545 人、合計 63,841 人）。

また、未受診者に対して 2020 年 11 月に受診勧奨を行いました。行動科学の知見を活用し、案内物を封書ではなく、圧着はがきでお送りすることで、受け取った加入者が開封して中身を読みたくするような工夫を施しました（送付数：被保険者 28,762 人、被扶養者 18,955 人、合計 47,717 人）。

さらに、受診環境を整え利便性を高めるため、地方運輸局の指定を受け船員手帳の健康証明を行うことができる医療機関等に対して、船員保険の生活習慣病予防健診実施機関となっただけよう電話勧奨等を実施した結果、2020 年度末における生活習慣病予防健診実施機関数は 441 機関（前年度比 20 機関増）、総合健診実施機関は 237 機関（同 11 機関増）、特定保健指導実施機関は 179 機関（同 8 機関増）となりました。

【(図表 4-22) 生活習慣病予防健診等実施機関の契約状況】

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
生活習慣病予防健診実施機関	244	262	365	421	441
総合健診実施機関	128	134	198	226	237
特定保健指導実施機関	99	101	151	171	179

※件数は各年度末時点の状況です

ii) 巡回健診を活用した利便性の向上

被保険者の乗船スケジュールに合わせて、漁業協同組合等を中心に健診車を使用した巡回健診を実施するとともに、被扶養者が利用しやすいように駅周辺等でも巡回健診を実施しています。

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令によって、2020 年 4 月から 2020 年 5 月に予定していた巡回健診の実施を延期しましたが、他の月に振り替えるなどの対応を行うことで受診機会の確保に努めるとともに、加入者が多く居住している高知県土佐清水市で新たに巡回健診を実施しました。

また、加入者及び船舶所有者のニーズを踏まえた巡回健診の拡充を図る観点から、これまで巡回健診を利用したことのない船舶所有者等に対し、利用希望などに関するアンケートを実施しました。巡回健診の利用を希望すると回答のあった船舶所有者に対しては、個別に対応を検討してまいります。

【(図表 4-23) 巡回健診の実施状況】

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実施回数	346 回	338 回	331 回	339 回	320 回
受診者数	8,601 人	8,531 人	9,132 人	9,147 人	8,417 人

iii) 船員手帳の健康証明書データの取得

生活習慣病予防健診を受診されなかった被保険者については、健康状態を把握するため、船員手帳の健康証明書データの提供を依頼しています。

2020 年度は、2020 年 11 月に 3,185 の船舶所有者に対し、生活習慣病予防健診を受診されなかった被保険者の船員手帳の健康証明書データの提供を依頼する文書を送付し、その後、2021（令和 3）年 3 月に文書による再依頼と電話による提出勧奨を行いました。

また、国土交通省海事局に依頼し、国土交通省から船員手帳の健康証明書データを全国健康保険協会船員保険部に提出するよう、関係団体宛に事務連絡を発出していただきました。

このような取組を行いましたが、提供いただいた健康証明書データは 8,807 件で、2019（令和元）年度と比べて 396 件減少しました。これは、健康証明書データを提供すること自体の理解不足や提供しやすい仕組みの構築が不十分であることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、国土交通省海事局から各関係団体宛に、「有効期間が経過した健康証明については、当面の間、有効な健康証明として同等に取り扱う」との内容の事務連絡が発出されたことで、健康証明を更新^{*}するための検査自体を見送る方がいたと

思われることも要因の一つと考えられます。

※ 船員手帳の健康証明は、地方運輸局の指定を受けた医師が所定の検査の結果に基づき行うものであり、有効期間は1年とされています

iv) 被扶養者に対する取組

被扶養者の特定健康診査受診の利便性の向上を目的として、被扶養者が多く居住している自治体（むつ市、長門市、萩市）と連携し、がん検診と特定健康診査を同時に受診できるようにしています。

また、協会けんぽの各支部が主催する集団健診に船員保険の被扶養者も受診できるよう調整を行っており、2020年度は、青森支部、大分支部、長崎支部に加え、新たに岩手支部、愛媛支部とも調整を行い、岩手県宮古市、愛媛県今治市及び松山市にお住いの船員保険の被扶養者に対し、受診案内を送付しました。

以上のような取組を行いました。

被保険者の生活習慣病予防健診受診者数は、2019年度と比べて521人減の15,133人となりました。健診実施率は、2019年度と比べて0.9%ポイント減の42.5%となり、KPI（生活習慣病予防健診受診率44%以上）は達成できませんでした。

船員手帳健康証明書データについては、2019年度と比べて0.8%ポイント減の24.7%となり、KPI（健康証明書データ取得率30%以上）は達成することができませんでした。

被扶養者の特定健康診査受診者数は、2019年度と比べて352人減の4,969人となりました。健診実施率は、2019年度と比べて0.7%ポイント減の24.4%となり、KPI（被扶養者特定健診受診率26%以上）は達成できませんでした。

加入者全体の特定健康診査実施率は、2019年度と比べて1.1%ポイント減の51.6%となり、2020年度の実施目標（56%）は達成できませんでした。

実施目標の達成に向け、受診環境の整備、効果的な勧奨、船舶所有者との協働により、健診実施率の向上に努めてまいります。

(2) 特定保健指導の実施率の向上

特定保健指導については、健診と併せて実施している健診機関に加えて、特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用し実施しています。

2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令によって、2020年4月から2020年5月まで、対面による保健指導を一時的に中止したほか、宣言解除後も、感染防止対策を徹底したうえで保健指導を実施しました。

このような状況の中、加入者の利便性向上を図りながら特定保健指導を推進するため、巡回健診実施時に保健師等が同行するなどして、初回面談の分割実施[※]の取組を進めるとともに、スマートフォン等のビデオ通話機能を活用したICT面談による保健指導の利用案内を積極的に行いました。その結果、ICTを利用した特定保健指導の実施件数は、2019（令和元）年度と比べて187件増の191件となりました。

このような取組を行った結果、被保険者の保健指導実施率は、2019年度と比べて2.7%ポイント増の11.0%となりましたが、KPI（被保険者の特定保健指導実施率22%以上）は達成できませんでした。

一方、被扶養者の保健指導実施率は、2019 年度と比べて 3.0%ポイント増の 20.7%となり、K P I（被扶養者の特定保健指導実施率 16%以上）を達成しました。

加入者全体の保健指導実施率は、2019 年度と比べて 2.7%ポイント増の 11.5%となりましたが、2020 年度の実施目標（22%）は達成できませんでした。

※ 健診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる方に対して、把握できる情報（腹囲・体重、血圧、問診票の回答を含めた既往歴、前年度の健診結果等）をもとに初回面接を行うことをいいます

【(図表 4-24) 生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実績】

		2018 年度		2019 年度		2020 年度		2019 年度比	
			実施率		実施率		実施率	受診者数	実施率
生活習慣病予防健診 (被保険者) 40～74 歳		[対象者] 36,418 人 [受診者] 14,998 人	41.2%	[対象者] 36,061 人 [受診者] 15,654 人	43.4%	[対象者] 35,617 人 [受診者] 15,133 人	42.5%	▲521 人	▲0.9%
船員手帳健康証明書 データ取得率 40～74 歳		[対象者] 36,418 人 [受診者] 9,138 人	25.1%	[対象者] 36,061 人 [受診者] 9,203 人	25.5%	[対象者] 35,617 人 [受診者] 8,807 人	24.7%	▲396 人	▲0.8%
生活習慣病予防健診 (被保険者) 35～39 歳		[対象者] 4,692 人 [受診者] 2,269 人	48.4%	[対象者] 4,732 人 [受診者] 2,393 人	50.6%	[対象者] 4,779 人 [受診者] 2,328 人	48.7%	▲65 人	▲1.9%
特定健康診査 (被扶養者) 40～74 歳		[対象者] 21,791 人 [受診者] 5,441 人	25.0%	[対象者] 21,201 人 [受診者] 5,321 人	25.1%	[対象者] 20,380 人 [受診者] 4,969 人	24.4%	▲352 人	▲0.7%
特定保健指導 (被保険者)	初回 面談	[対象者] 9,039 人 [受診者] 1,338 人	14.8%	[対象者] 9,724 人 [受診者] 1,636 人	16.8%	[対象者] 9,357 人 [受診者] 1,639 人	17.5%	3 人	0.7%
	3 か月 後評価	762 人	8.4%	806 人	8.3%	1,027 人	11.0%	221 人	2.7%
特定保健指導 (被扶養者)	初回 面談	[対象者] 527 人 [受診者] 97 人	18.4%	[対象者] 548 人 [受診者] 132 人	24.1%	[対象者] 569 人 [受診者] 156 人	27.4%	24 人	3.3%
	3 か月 後評価	96 人	18.2%	97 人	17.7%	118 人	20.7%	21 人	3.0%

※1 生活習慣病予防健診を含む特定健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者（独立行政法人等職員被保険者を除く。）を「(対象者)」とし、当該年度中に受診した者を「(受診者)」としています

(3) 加入者に対する支援

i) 健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供

生活習慣病予防健診等を受診しても健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、健診結果に関心が低い方の意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを作成し、配付

しています。

2020（令和2）年度は、2020年4月から2021（令和3）年3月までの間に、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は船員手帳健康証明書データ（証明日が2020年度中のもの）の提供があった方、合計11,952人に、以下の5つの健康リスクに応じた情報提供を行いました。

【健康リスク】

- ① 生活習慣病で医療機関を受診している確認が取れない方で、糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、速やかに医療機関に受診していただきたい方
- ② 糖尿病、脂質異常症、高血圧のいずれかで医療機関に受診していただいているが、検査数値から見て、継続して医療機関に受診していただきたい方
- ③ 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導（積極的支援）をご利用いただきたい方
- ④ 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導（動機づけ支援）をご利用いただきたい方
- ⑤ 糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、まずは生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方

医療機関への受診勧奨を行った1,388人のうち、2021年3月末時点で13.8%にあたる243人について医療機関の受診が確認できました。受診率は2019（令和元）年度と比べて、0.7%ポイント下回りました。

【(図表 4-25) オーダーメイドの情報提供リーフレット】

本紙に関するお問合せ

全国健康保険協会 船員保険部

電話 03-6862-3060
(携帯電話・PHS・IP電話ご利用の方)
電話 0570-300-8000
(固定電話ご利用の方は市内通話料金)
※ おかけ間違いの恐れがあります。

お問合せ番号 008-300-1011

〒761-0130
東京都千代田区高土原

船員 太郎 様

大切なお知らせをお届けしています。
今すぐご開封ください！

いつも船員保険の事業にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。
このお知らせは、先に受けられた健診の結果に基づき「検査値や問診等から生活習慣病のリスクが高く、すぐに医師の診断を受けることが必要」な方にお届けしています。
内容をご確認ください。早急に医療機関を受診してください。

船員 太郎 さんに行動して欲しいこと

危険

今すぐ医療機関を受診しましょう

血圧	脂質	血糖	肥満	喫煙	血管年齢
危険	正常	危険	注意	喫煙あり	92歳

健診は毎年忘れずに！ 目で見るだけでなく体内の状態を把握するのが健診です。
毎年の変化をしっかりと確認し、体のSOSを早期に発見しましょう。

全国健康保険協会 船員保険

今の健康状態からみたあなたの疾病発症リスクは？

あなたの健診結果から脳卒中（脳梗塞・脳出血）や心筋梗塞、糖尿病の発症確率と血管年齢を算出しています。発症確率は「同性・同年代で危険度が一番低いグループと比較した結果を倍率で表示しています。」

あなたの血管年齢 **92** 歳
(+29歳)

脳卒中 あなたの発症確率 17.8 %
(今後10年間) 約 **5.9** 倍

糖尿病 あなたの発症確率 28.0 %
(今後5年間) 約 **10** 倍以上

心筋梗塞 あなたの発症確率 5.2 %
(今後10年間) 約 **10** 倍以上

～ 脳卒中で入院すると ～

平均在院（入院）日数	平均医療費
約 78 日	約 151 万円 (自己負担3割で約45万円)

～ 心筋梗塞で入院すると ～

平均在院（入院）日数	平均医療費
約 19 日	約 43 万円 (自己負担3割で約13万円)

※ ここでご示される疾病発症率はこれまでの統計結果を参考に算出した値であり、今後の検査により、結果が変わることがあります。
※ 疾病発症率はあくまでも目安であり、治療方針等については医師の診断に基づいてください。
※ 「血管年齢」は国立がん研究センターが発表したリスクを元に算出しています。
※ 「脳卒中」「心筋梗塞」の疾病発症率は国立がん研究センターが発表した「悪性新生物リスクチェック」を用いて算出しています。
※ 糖尿病はHbA1c値で判定し、HbA1c値が6.0%以上ある方を判定対象とし、HbA1c値が6.0%未満の方は判定対象とはなりません。
※ 「糖尿病」の疾病発症率はニッセイデータヘルスセンターが発表した「糖尿病リスクスコア」を用いて算出しています。
※ 疾病発症率は過去に健康診断を受けていない期間で算出しています。
※ 健診データにおいて検査項目が欠損、又は基準範囲外の場合、過去のデータ又は世代平均値等を利用しています。

ii) 禁煙支援に関する情報提供等

船員保険加入者は他の医療保険加入者と比べて喫煙率が高い傾向にあることから、第2期船員保険データヘルス計画では「喫煙対策」を重点事項として掲げ、禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、スマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラム（船員保険卒煙プロジェクト）を実施しています。

2020年度は、6月から募集を行った結果、182人の方にプログラムに参加いただきました。2021年3月末時点でプログラムが終了した方は24人でKPI（オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者100人以上）は達成できませんでしたが、そのうち17人の方が禁煙に成功し、禁煙成功率は約70.8%で禁煙外来における禁煙成功率^{※1}を上回る成果を上げることができました。

また、参加申し込みはしたものの、乗船スケジュールや既往歴、通信環境の都合等によりプログラムの開始に至らなかった方が24人、途中解約となった方が6人、2021年4月以降もプログラム継続中の方は152人です。

2020年度に本事業に要した外部委託費用は約1.6百万円^{※2, 3}でしたが、禁煙してから一定程度経過した後に医療費は徐々に減少していくと見込まれます。将来的な年間の1人当たり医療費削減額を5万円^{※4}とし、30人が禁煙に成功すると仮定すると、年間1.5百万円の医療費抑制効果が見込まれ、またその効果は複数年にわたって持続すると考えられることから、本事業への参加者及び成功者を増加させることは有益と考えられます。

このほか、禁煙支援に関する情報提供として、健診受診時の問診で「喫煙している」と回答した4,310人に、喫煙習慣が自身や周囲の健康に及ぼす悪影響に関するリーフレットを送付するとともに、オンライン禁煙プログラムの周知を行いました。

※1 第131回中央社会保険医療協議会提出資料「診療報酬改定結果検証に係る特別調査（平成19年度調査）ニコチン

依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態調査報告書」より、指導終了3か月後の禁煙継続率は40.8%

※2 「外部委託費用」とは、プログラム参加者の面談に要した費用をいい、プログラムの企画設計費等の固定経費や参加者募集のための広報に要する費用は含みません

※3 2020年度中にプログラムを終了（途中解約者を含む）した参加者の費用対効果を明示するため、2020年度の外部委託費用約9.2百万円から、2021年4月以降もプログラム継続中の参加者に要した費用約7.6百万円を除いた金額を記載しています

※4 厚生労働省科学研究費補助金（第3次対がん総合戦略研究事業）分担研究報告書「職域における効果的な禁煙支援法の開発と普及のための制度化に関する研究（平成18（2006）年4月）」を参考に仮定したものです

【(図表 4-26) 船員保険卒煙プロジェクトリーフレット】

船員保険 卒煙プロジェクト

船員保険加入者対象の
スマートフォンでの禁煙プログラム

医師開発アプリ オンライン面談 禁煙補助剤

医師開発アプリ「ascure卒業」によるサポート。
保健師・看護師・薬剤師などのビデオ通話による
完全オンラインの禁煙指導、禁煙補助剤（無料）の
3本柱の「禁煙プログラム」を提供します！

医師開発
アプリ

オンライン面談
(1回30～40分)

禁煙補助剤
(ニコチンパッチなど)

プログラム参加費が無料！

¥0

全額補助
自己負担無しで、
ご参加いただけます

※諸費用は自己負担

⑧ 詳しくはWEBサイトに掲載

プログラム概要や申し込み方法、Q&Aなどの詳しい情報は、
右のQRコードもしくは以下のURLからご覧いただけます。

✉ お問い合わせ先

プログラムに関するご相談やお問い合わせにつきましては
(株)キュアアップの以下のメールアドレスまで

<https://cureapp.zendesk.com/hc/ja>

ascure@cureapp.jp

QSCORE 卒煙 の特徴

資格保持者の指導員が オンラインで丁寧に指導

指導員は、禁煙支援・禁煙科学学会認定の指導者資格を持つ保健師・看護師・薬剤師などです。定期的にオンライン面談を行い、時間をかけてお話を伺い、しっかりと禁煙をサポートします。

医師が開発した アプリが毎日フォロー

専任アプリで禁煙成功のノウハウを学んだり日々の記録ができます。利用状況は指導員にフィードバックされるため、個人ごとの状態や悩みに応じてより的確なサポートができます。

「卒煙する」まで しっかり6ヶ月サポート

ニコチン依存は長期にわたるため、3ヶ月間禁煙できても再燃してしまう方も少なくありません。ニコチンの依存が少なくなると、しっかりと6ヶ月間の禁煙支援を実施します。

ご予約から禁煙スタートまでの流れ

専任アプリの中で手順通りに進めるだけで、簡単に申し込みに可能です。

ご予約～初回面談までの流れ

- ① アプリから初回面談の日にちを予約します
- ② QSCORE専任会LINEと友達登録をします
- ③ LINEに初回面談日についての案内が届きます
- ④ 初回面談を行います(40～50分程度)

初回面談後～禁煙スタートまでの流れ

- ① 初回面談を終えたら、QSCORE専任プログラム申し込み手続きを行います
- ② 手続き完了後、約1週間ほどでお振込みです*
- ③ お振込みしたら、プログラムのスタートです

*①：初回面談から2週間以内にお振込みを受け取るスケジュールでの参加をご案内しています。

ご参加の条件

● 禁煙専任に加入の方 (船員及びそのご家族)

※申し込み時、お申し込みの禁煙専任に加入していただく方

● 20歳以上の方

● アプリを判別できる方

※動作環境：iOS 9.0以上 (Phone)
(Android 5.0以上スマートフォン・タブレットはご利用できません)

● 禁煙を希望する方

以下に当てはまる方は、ご参加いただけない場合がございます。

- ・禁煙希望の方
- ・借金返済を続けたい方
- ・加熱式タバコの継続利用を希望される方
- ・禁煙したくない方に、プログラム参加を強制される方

【注意事項】上記以外の方でも、禁煙中の不安感がある場合、主治医の許可が必要な場合は参加をお断りさせていただきますこととなります。

プログラムの参加方法

① アプリをダウンロード

App StoreまたはPlayストアで「QSCORE®」と検索、もしくは22円ダウンロードコードからアプリをダウンロードしてください。

② ユーザー登録

アプリの手帳に必要で登録を教えてください。途中で必要となる船員番号は全国禁煙保険協会 船員保険部 (TEL:03-6862-3061) までお問合せください。

③ アプリ内で面談予約

アプリで初回面談の予約をいただいた後、指導員から面談方法についてご連絡を差し上げます。

iii) 健康相談の提供

加入者の健康づくりをサポートするため、船員やその家族が健康について気軽に相談できる「船員保険電話健康相談」の提供を、2020年10月から開始しました。

ホームページや関係団体の機関誌等を通じて広報を行った結果、2021年3月末時点の相談件数は74件であり、気になる体の症状や受診すべき診療科の選び方などについての相談が寄せられました。

iv) ヘルスツーリズムの試行的実施

加入者の健康づくりに関する啓発活動の一環として、ヘルスツーリズム※を試行的に実施するための検討を行いました。新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえ、2020年度は見送ることとしました。今後の感染状況等を見ながら、実施に向けて引き続き検討を進めてまいります。

※ ヘルスツーリズムとは、旅行など非日常的な楽しみの中で、健康増進・維持・回復・疾病予防に寄与する活動を行い、それらをきっかけに健康意識の醸成を促すことをいいます

(4) 船舶所有者等に対する支援

i) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり

船員保険では、船舶所有者と協働した船員保険加入者の健康づくり支援、いわゆるコラボヘルスを推進しています。

1) 健康度カルテ

船舶所有者が自社船員の抱える健康課題を把握し、健康づくりの取組の参考として活用

していただくため、「健康度カルテ」を毎年度作成しています。

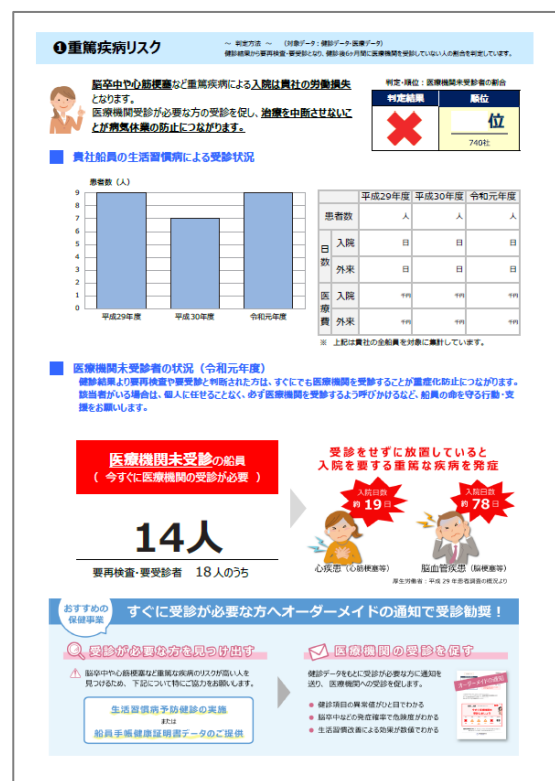
2020（令和2）年度は、健診結果等※に基づき①重篤疾病リスク②生活習慣病リスク③生活習慣④健康診断・特定保健指導の4つの項目により、船舶所有者単位で会社の健康度を判定し、その結果を740の船舶所有者に送付しました。

【判定項目】

判定項目	目的	主なデータ
①重篤疾病リスク	健康危険度や労働損失を把握	・生活習慣病患者数の経年変化 ・要再検査・要受診者のうち、医療機関未受診者の人数
②生活習慣病リスク	生活習慣病発症の可能性を把握	・メタボ該当者や生活習慣病リスク（血圧、血糖、脂質、肝機能）の経年変化
③生活習慣	生活習慣病を発症させる背景を把握	・生活習慣リスク（喫煙、飲酒、運動、睡眠・休養、朝食）
④健康診断・特定保健指導	健康意識を把握	・健診受診率、船員手帳証明書データ提出率の経年変化 ・特定保健指導対象者の割合 ・特定保健指導利用率の経年変化

※ 2017（平成29）年度から2019（令和元）年度までの間の健診に関するデータ、特定保健指導に関するデータ、レセプトデータを使用

【(図表 4-27) 健康度カルテ】



2) 「プロジェクト “S”」(船員保険コラボヘルス)

自社船員の健康課題を把握し、それらを解消するため、船員保険部の提供する支援メニューと合わせて健康づくりプランを実行するコラボヘルス「プロジェクト “S”」のエントリー募集を、2020 年 9 月から開始しました。

ホームページや関係団体の機関誌等を通じて募集を行いましたが、2021 (令和 3) 年 3 月末時点のエントリー数は 3 社で K P I (協働する船舶所有者数 30 社以上) は達成できませんでした。プロジェクトの内容や事業自体の周知不足に加え、健康づくりへの取組の必要性は感じつつも、健康づくりプランの実行にハードルの高さを感じていることが要因と考えられます。引き続き、健康度カルテ等を活用した動機付けを行うとともに、取り組みやすい内容に見直すなど、より多くの船舶所有者に参加いただけるよう検討を進めてまいります。

【(図表 4-28)「プロジェクト “S”」リーフレット】



ii) 出前健康講座の実施

船員が研修や会合等で集まる機会に講師を派遣し、健康づくり等に関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座を実施しています。

2020 年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、オンラインビデオ通話方式も併用しながら実施しましたが、研修や会合自体の実施が見送られたため例年と比べて申し込みが少なく、年間で 5 回の実施にとどまりました。

講習のテーマは、船舶所有者や参加される被保険者のご要望を踏まえながら、健康づくりに積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、メタボリックシンドローム対策、メンタルヘルス対策としました。

受講後のアンケート結果では、講座の満足度について、「とても満足」、「おおむね満足」とご回答いただいた方が約 9 割を占めました。

また、受講後に生活習慣やメンタルヘルスの改善に取り組もうと思うかとの問いに対して、「取り組もうと思う」と回答した方が約 8 割を占めました。

一方で、実施日や少人数での開催要望への柔軟な対応や新型コロナウイルス感染防止の観点から、動画コンテンツの作成も進めました。2020年度は、洋上勤務の特殊な生活環境を踏まえたメタボリックシンドロームと食生活の関係性及び対策に関する動画「洋上羅針盤」を作成し、2020年12月にホームページに掲載しました。

【(図表 4-29) 出前健康講座の実施状況】

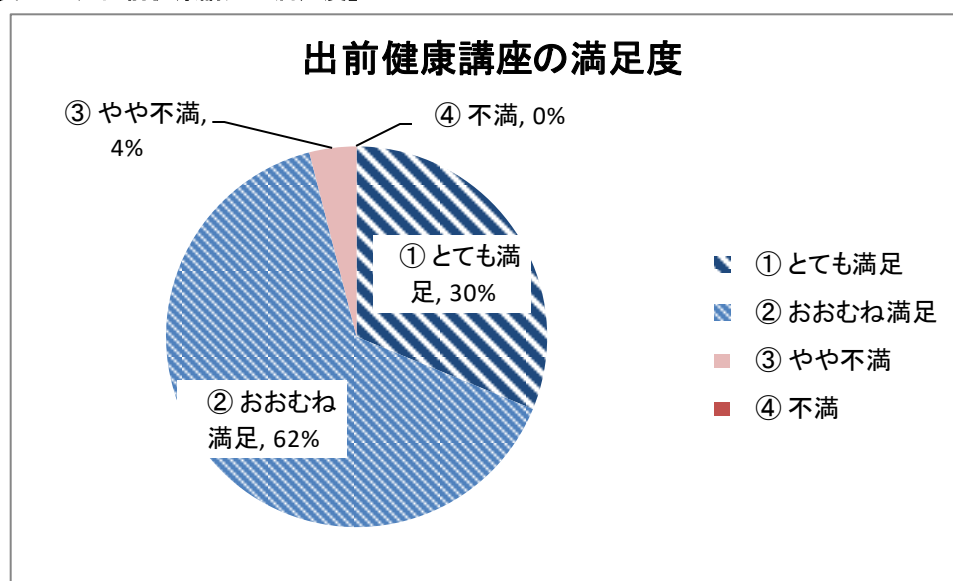
	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実施回数	26 回	25 回	32 回	33 回	5 回
参加人数	1,114 人	1,265 人	1,271 人	1,253 人	182 人

【(図表 4-30) 2020 年度の出前健康講座実施状況の内訳】

		テーマ			
		生活習慣病 メタボ基礎知識	食生活改善 栄養指導	メンタルヘルス	合計
開催月 及び 開催 場所	7月				
	沖縄県	1			1
	8月				
	大阪府			1	1
	9月				
	新潟県			1	1
	11月				
	東京都			1	1
	12月				
	東京都	1			1
合計		2		3	5

参加人数（単位：人）

【(図表 4-31) 出前健康講座の満足度】



iii) 船員養成校での健康に関する特別講義の開催

船員保険への加入が見込まれる海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、若年時からの健康意識の醸成を目的として、メンタルヘルス等を中心とした健康づくりに関する特別講義を開催しています。

2020 年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、オンラインビデオ通話方式も併用しながら、海上技術学校等や東海大学海洋学部で計 22 回実施（うち 12 回は練習船内で実施）し、1,273 人の学生に受講していただきました。

講義内容は、船員としての乗船経験のある臨床心理士の方からご自身の体験談を交えつつ、船上という限られた空間での集団生活や、不規則な勤務形態となる特殊な労働環境を踏まえたメンタルヘルスケア、船内におけるコミュニケーションの取り方等を中心とし、練習船における乗船経験後に受講する学生に対しては、乗船して初めて感じるストレス等への対処法を紹介するなど、受講者の状況に応じた内容としました。

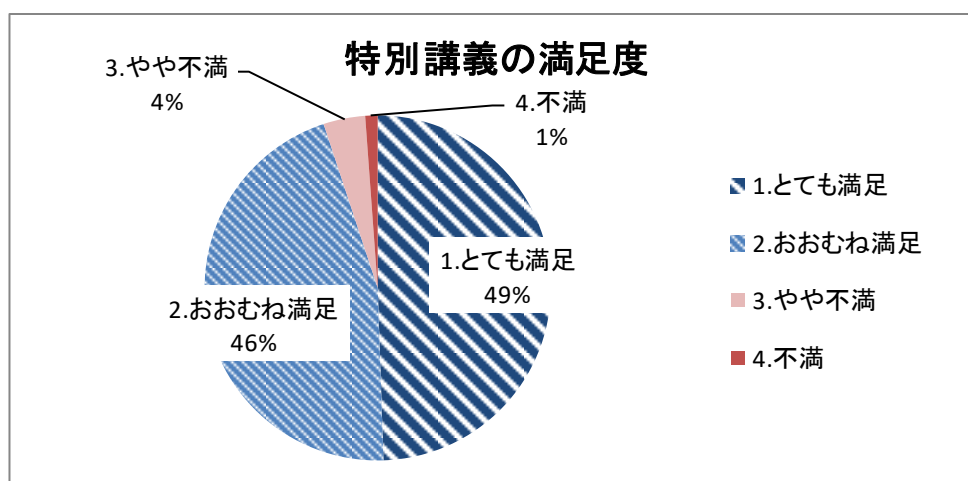
その結果、受講時は周りの受講者と、練習船における乗船時に感じたストレスやその発散方法等についての意見交換に積極的に取り組むなど、大変熱心に参加していただきました。

受講後のアンケートでは、「具体的かつ実践的な講義でとても役に立つ内容だった」、「ストレスと上手に向き合い、しっかりセルフケアしていきたい」等の肯定的な意見が多かった一方で、「グループワークの時間をもう少し長くしてほしい」など、今後の参考とすべき意見も寄せられました。

【(図表 4-32) 特別講義の実施状況】

開催場所	開催日	人数
①練習船大成丸（初回）	2020 年 8 月 4 日	45 人
②練習船大成丸（2 回目）	2020 年 8 月 4 日	45 人
③練習船銀河丸（初回）	2020 年 8 月 8 日	80 人
④練習船銀河丸（2 回目）	2020 年 8 月 8 日	80 人
⑤練習船青雲丸（初回）	2020 年 8 月 21 日	120 人
⑥練習船青雲丸（2 回目）	2020 年 8 月 21 日	120 人
⑦練習船海王丸（初回）	2020 年 8 月 26 日	45 人
⑧練習船海王丸（2 回目）	2020 年 8 月 27 日	55 人
⑨練習船日本丸（横浜停泊）	2020 年 9 月 14 日	90 人
⑩小樽海上技術学校（北海道）	2020 年 10 月 6 日	43 人
⑪館山海上技術学校（千葉）	2020 年 10 月 14 日	40 人
⑫海技大学校（初回）（兵庫）	2020 年 11 月 30 日	20 人
⑬海技大学校（2 回目）（兵庫）	2020 年 11 月 30 日	30 人
⑭唐津海上技術学校（佐賀）	2020 年 12 月 2 日	35 人
⑮口之津海上技術学校（長崎）	2020 年 12 月 4 日	24 人
⑯宮古海上技術短期大学校（岩手）	2020 年 12 月 14 日	45 人
⑰波方海上技術短期大学校（愛媛）	2020 年 12 月 18 日	90 人
⑱東海大学（静岡）	2021 年 1 月 20 日	18 人
⑲清水海上技術短期大学校（静岡）	2021 年 1 月 26 日	115 人
⑳練習船銀河丸（乗船後）	2021 年 1 月 29 日	14 人
㉑練習船海王丸（乗船後）	2021 年 2 月 28 日	56 人
㉒練習船銀河丸（乗船後）	2021 年 3 月 2 日	63 人

【(図表 4-33) 特別講義の満足度】

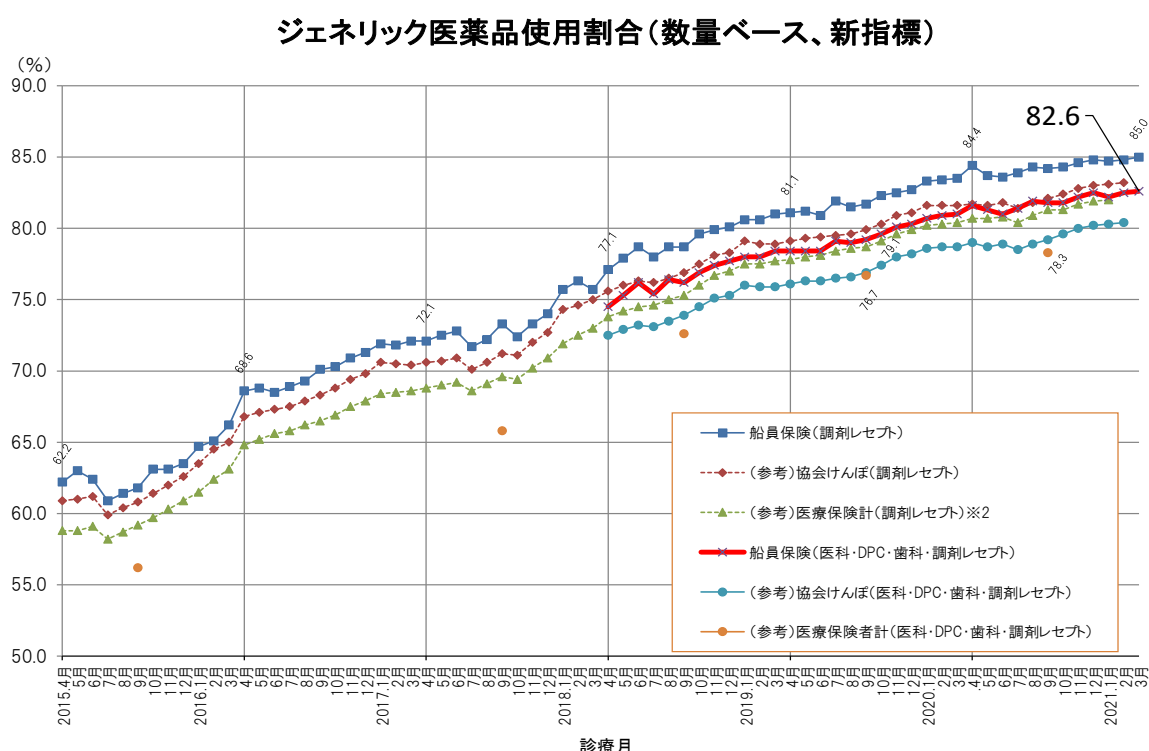


(5) ジェネリック医薬品の使用促進

加入者の薬代負担の軽減や船員保険財政の改善につながるジェネリック医薬品の使用を促進するため、ジェネリック医薬品軽減額通知の送付、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行ったほか、ホームページや関係団体の機関誌等を活用してジェネリック医薬品に関する広報を実施しています。

2021（令和3）年3月診療分のジェネリック医薬品の使用割合は82.6%となり、K P I（ジェネリック医薬品使用割合80%以上）を2.6%ポイント上回るとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2017」における目標（2020（令和2）年9月までに使用割合80%以上）を達成しました。

【(図表 4-34) ジェネリック医薬品使用割合】



※1.「新指標」とは、〔後発医薬品の数量〕／〔〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品の数量〕〕で算出しています。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」によります
 ※2. 医療保険計(公費負担医療を含む)は厚生労働省調べです
 ※3. 後発医薬品の収載月(6月と12月)には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、新指標による後発医薬品割合が低くなる場合があります

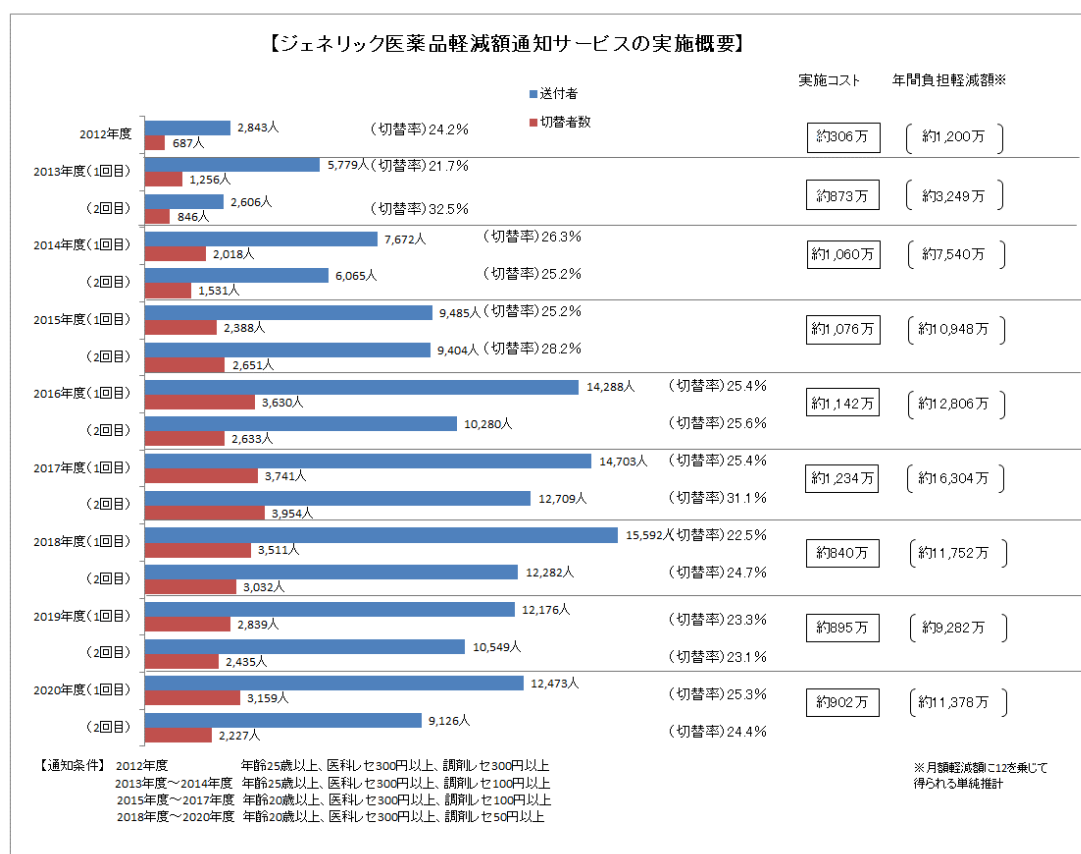
i) ジェネリック医薬品軽減額通知の送付

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担の軽減額をお知らせする取組を実施しました。

2020年度の通知条件は、医科レセプト300円以上、調剤レセプト50円以上とし、1回目のお知らせとして2020年8月に12,473人、2回目のお知らせとして2021年3月に9,126人にそれぞれ送付しました。

2020年9月時点では1回目通知を送付した方のうち25.3%に当たる3,159人の方が、また、2021年4月時点では2回目通知を送付した方のうち、24.4%に当たる2,227人の方がジェネリック医薬品に切り替えているという分析結果を踏まえ、これらの方は軽減額通知を受け取らなければ切り替えを行わなかったと仮定して推計すると、年間約114百万円の財政効果が得られたこととなります。

【(図表 4-35) ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの実施結果概要】



ii) シールの作成・配布

ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼ることができるジェネリック医薬品希望シールを作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約62,000枚を配布するなどの取組を行いました。

iii) ジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案に対する対応

2020年度後半に、ジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案が立て続けに発生し、2事業者が県から業務停止命令処分を受けました。

当協会では、ジェネリック医薬品の使用促進を最重要事業の一つとして位置づけ、取り

組んできた立場から、一連の事案を非常に重く受け止めています。

当協会が今後も継続してジェネリック医薬品の使用促進に取り組むためには、ジェネリック医薬品業界全体として、医薬品の適正な製造管理や品質管理、コンプライアンスの徹底等について、万全の体制を整備して取り組んでいただくとともに、国民が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、国民向けのわかりやすいメッセージを発信していただく必要があるとの考えから、2021年3月に、ジェネリック医薬品の業界団体である日本ジェネリック製薬協会に対して、これらに対する現状認識や今後の対応方針についての回答を求める要望書を提出しました。

この要望書に対し、日本ジェネリック製薬協会からは、ジェネリック医薬品の信頼回復のため、以下の4つの観点から取組を実施していくとの回答を、文書及び対面説明にて受けました。

1) 品質確保への取組

- 製造販売承認書と製造実態の整合性の自主点検や原薬取り違い防止策の事例調査結果等から、課題の抽出や改善方策の策定等を行う
- 重大事案を発生した会員会社が公表した外部機関による調査報告書及び再発防止策を、是正措置・予防措置（CAPA）事例対象として活用する

2) 安定供給確保への取組

- 各社における安定供給体制の強化及び徹底を図る
- 供給不安時に業界全体として迅速に対応できるよう、各社の製品在庫管理者間の連絡体制を確立し、関係法令を遵守したうえで代替品の供給に取り組むとともに、医療現場への情報提供の充実を図る

3) コンプライアンス・ガバナンス体制の強化

- 日本ジェネリック製薬協会として、コンプライアンス・ガバナンスに関わる研修の充実を図るとともに、会員会社での取組の徹底を確認し、その内容を公表する
- 経営層自らが先頭に立ってこの課題に取り組むための研修の実施や、日本ジェネリック製薬協会における相談体制を確立する

4) 組織体制の強化、情報の共有、外部への取組の発信

- ジェネリック医薬品の信頼性確保のための日本ジェネリック製薬協会の組織体制の強化を図る
- 行政当局と、課題の共有や協働できる取組を検討する
- 国民の皆様が安心してジェネリック医薬品をご使用いただけるよう、日本ジェネリック製薬協会の取組について、記者会見、日本ジェネリック製薬協会のホームページ等を通じて定期的な発信を行う

また、国（厚生労働省）においても、再発防止に向けた業界全体の自助努力に加え、行政における監視指導の徹底、行政当局間の連携強化を図ることとし、①無通告立ち入り検査のガイドラインの作成、②行政処分基準の適正化、③法令順守体制の整備状況調査といった施策を実施していくこととしています。

(6) 情報提供・広報の充実

2020（令和2）年度は、特に、スマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムや「プロジェクト“S”」（船員保険コラボヘルス）の募集案内について、重点的に周知、広報を行いました。

新たに船員保険に加入された方等への情報提供を目的として、船員保険制度の概要や利用手続き等について説明したパンフレット「船員保険のご案内」を作成し、協会けんぽ支部の窓口、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所、各地方運輸局等の窓口に設置していただきました。

船員保険のご案内

全国健康保険協会

目次

船員保険制度のご案内	
各種手続き・ご提出先	P1
疾病任意継続	P2
船員保険の保険給付	P3 ~ 5
船員保険の健康診断等	P6 ~ 7
船員保険の保険事業	P8
無難医療助言事業	P9
ジェネリック医薬品について	P9

船員保険は、船員とそのご家族の皆さまに公的な医療保険サービスなどを提供する制度です。加入者の皆さまが医療機関等を受診したときの医療費の負担、病気やけがで仕事を休まれたときの傷病手当金の支給、健康診断や保健指導の実施などによる生涯にわたる健康づくりの支援などを行っています。

今後とも加入者の皆さまの健康と福祉を支援していくため、公正で効率的な運営を図ってまいります。

全国健康保険協会
船員保険

各船主様へのご案内

Q 船員保険関係の申請はどこで手続きをすればいいですか？
A 下記をご参照のうえ、お手続きください。
 手続き先をお間違えにならず、書類の送達などのため通常より事務総局に時間を要することになりますので、ご注意ください。

船員保険関係の申請	年金事務所
船員保険への申請・届出は、下記まで郵送いただくようお願いいたします。 T 102-8016 東京都千代田区西見 2-2-2 ステージビルディング14階 御書信はホームページからダウンロードできます。 船員保険	- 船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者様 - 船員保険・厚生年金保険被保険者氏名(氏名)住所(所在地)変更 - 船員保険・厚生年金保険不適用船舶所有者様
船員保険の申請・届出は、下記まで郵送いただくようお願いいたします。	- 船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 - 船員保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届) - 船員保険(傷病)医療機関 滞り発生届・滞り発生届 など
- 船員保険被保険者証再交付申請書 - 船員保険高齢受給者証再交付申請書	- 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届
- 船員保険出度手当金支給申請書 - 船員保険出度費一時金支給申請書 - 出度費貸付金貸付申請書	- 船員保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届) - 船員保険・厚生年金保険被保険者氏名(氏名)住所(所在地)変更(訂正)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者住所変更届
- 船員保険喪失手当金申請書 - 船員保険傷病手当金支給申請書 - 高額医療費還付金申請書 - 船員保険療養費還付金申請書(下船後の療養期間) - 船員保険医療給付届(滞り発生届)第3号行為による医療給付 など	- 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届
- 船員保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届) - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届	- 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届
- 船員保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届) - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届	- 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届
- 船員保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届) - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届	- 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届
- 船員保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届) - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届	- 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届
- 船員保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届) - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届	- 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届
- 船員保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届) - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届	- 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届
- 船員保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届) - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届	- 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届
- 船員保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届) - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届	- 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届
- 船員保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届) - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届	- 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届
- 船員保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届) - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届	- 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届
- 船員保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届) - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届	- 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届
- 船員保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届) - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届	- 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届
- 船員保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届) - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届	- 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届
- 船員保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届) - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届	- 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(準)届 - 船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失

- 51 -

ii) 保険料納入告知書への広報チラシの作成・同封

日本年金機構と連携を図り、日本年金機構から船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険に関する様々な情報を盛り込んだチラシ「船員保険丸」を同封し、船舶所有者に時宜を得た情報提供を行いました。

【(図表 4-37) 船員保険丸】

令和3年3月
船員保険丸
船内に掲示してください

令和3年度 健診のご案内

船員保険では35歳から74歳の加入者（ご家族は40歳から74歳）の皆さまを対象に、毎年度、健診を実施しています。健診の受診対象となる方には、3月下旬に船舶所有者様宛（ご家族はご自宅宛）に「受診券」をお送りします。

生活習慣病は、一人一人が、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けることにより予防可能です。
ご自身の健康状態を毎年確認し、健康づくりにつなげていくことが重要です。1年に一度、「生活習慣病予防健診」をご受診ください。

1 健診の種類と自己負担額

「生活習慣病予防健診」には、一般健診、巡回健診、総合健診の3種類があります。
・同時に船員手帳の健康証明を受けることができます。
（※一部例外機関があります。また、別途証明費用がかかります。）

健診の種類	自己負担額(税込)	健診報酬(税込)	内 容
一般健診	無料(0円)	21,714円	全国約440の健診機関で受けることができますが、人域部を含んだ検査です。
巡回健診	無料(0円)	23,034円	漁船または会社等の単位での受診となり、上記の一般健診と同程度の検査を健診車で受診することができます。
総合健診	4,936円	37,972円	一般健診より詳細な内部の検査（即座り人間ドック）で、一部の健診機関で受診することができます。
特定健診 ※ご家族の方の申請可	健診費用総額 -7,150円	健診機関により異なります。協会けんぽHWPでご確認ください。	メタボリックシンドロームに罹患した、手帳に受診しなくてはいけない機関です。要後援金は企業に約5万円あり、約2,500の機関では原則に受診いただけます。

2 受診方法

受診券と一緒に送る「生活習慣病予防健診実施機関」をご覧ください。受診する健診機関をお選びください。（ご家族は「特定健康診査実施機関」からもお選びいただけます。）
健診は予約制となっていますので、事前に希望する健診機関をご予約のうえ、ご受診ください。

～保険料率についてお知らせ～

令和3年3月分から船員保険の介護保険料率が1.92%に変わります！（一般保険料率は変わりません。）詳しくは先月号のチラシもしくは船員保険部ホームページからご確認ください。

～ホームページについてお知らせ～

より使いやすい、快適にご利用いただけるよう、ホームページを全面リニューアルしました。皆さまのお役に立てるよう最新情報を掲載していきますので、ぜひ、ご活用ください。

【2020 年度実績】

発送月	内容
4 月	限度額適用認定証の利用促進、傷病手当金申請時のポイント
5 月	下船後の療養補償について、特別支給金・独自給付
6 月	保険証回収について、感染症対策について
7 月	禁煙プログラムの募集案内、「音声コード Uni-Voice（ユニボイス）」の案内
8 月	健診及び「健康情報リーフレット」の案内、ジェネリック医薬品軽減額通知送付案内
9 月	特定保健指導の案内、任継書類一部省略について、禁煙プログラムオンラインセミナーの案内
10 月	プロジェクト“S”の案内、被扶養者資格再確認業務の周知、オンライン形式による事務担当者説明会の案内
11 月	電話健康相談の開設、無線医療助言事業の利用について、任継書類一部省略について、オンライン形式による事務担当者説明会の案内
12 月	船員手帳健康証明書の写しの提供のお願い、ジェネリック医薬品軽減額通知、下船後の療養補償について、たびゲーターの利用開始、オンライン形式による事務担当者説明会の案内

発送月	内容
1 月	医療費通知送付案内、被扶養者資格再確認業務の周知、休業手当金の案内、オンライン形式による事務担当者説明会の案内
2 月	2021（令和3）年度保険料率改定案内
3 月	2021 年度健診の案内、マイナンバーカードの保険証利用について、2021 年度保険料率改定案内、ホームページのリニューアルについて

iii) 「船員保険のしおり」の作成・同封

船員保険に加入された方に船員保険についてご理解いただくため、給付内容等について説明した、保険証と一緒に携帯できる大きさのリーフレット「船員保険のしおり」を、保険証を送付する際に同封しました。

【(図表 4-38) 船員保険のしおり】

船員保険

船員保険のしおり

船員保険の主な給付

医療給付

病気やけがをしたとき、必要な医療を受けることができます。

また、一定割合の自己負担を支払うだけで、必要な医療費が受けられます。

なお、正常な妊娠・出産や美容整形、健康診断など病気とみなされない場合は、船員保険はご使用いただけません。

自己負担割合は次のとおりです。

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で 二割減額

区分	窓口負担割合
義務教育終了前	2割
義務教育終了後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)</	

《配付枚数》 約 41,000 枚

iv) 「船員保険通信」の作成・配付

加入者及び船舶所有者に船員保険を身近に感じていただくため、船員保険の運営状況や決算状況等を記載したリーフレット「船員保険通信」を毎年度作成しており、2020 年度も 8 月にすべての被保険者及び船舶所有者に送付しました。

【(図表 4-39) 船員保険通信】

船員保険通信

令和2年8月発行

全国健康保険協会船員保険部では、船員保険を身近に感じていただくため、毎年度、船員保険の運営状況や決算状況等を掲載した「船員保険通信」を発行しています。



【もくじ】

- 2ページ …… 令和元年度決算、被保険者の状況
- 3ページ …… 令和元年度の船員保険事業の概況
- 4～5ページ …… 船員保険の加入者・船舶所有者の募集
- 6ページ …… 船員保険の加入者・船舶所有者の募集
- 7ページ …… 船員保険の加入者・船舶所有者の募集
- 8～9ページ …… 船員保険の加入者・船舶所有者の募集
- 10ページ …… 下船後の被保険者に関するご案内
- 11～12ページ …… 被保険者の加入者・船舶所有者の募集
- 12ページ …… ジェネラル・エグゼクティブの募集

メールマガジン「うみがめ〜」会員を募集しています!

船員保険では、加入者や船舶所有者の皆さまに船員保険制度の内容や制度改正等の最新情報など、お役立ち情報をお届けするメールマガジン「うみがめ〜」の配信を月1回行っています。どなたでもご利用できますので、ぜひご登録ください。

メールマガジンのポイント

- ①お役立ち情報をいち早くお届けします。
- ②船員保険の最新情報
- ③保険給付のお手続き情報
- ④保険料率の変更 など

ご登録方法

右の二次元コードをご利用いただくか、インターネットで「船員保険メールマガジン」を検索してください。メールアドレス等の入力ページへ移動します。



令和元年度決算の状況

令和元年度の収入は約48,254百万円、支出は約43,590百万円で、収支差は約4,664百万円でした。財政状況につきましては、船員保険では比較的安定していますが、元年度は、高齢、障害任意継続の被保険者の減少により、全体の被保険者数が前年度より減少するとともに、平均標準報酬月額についても、前年度より減少したため、平均標準報酬月額が前年度より減少しました。このような傾向が続くかどうかは不明ですが、今後も必要費の増加が見込まれることから、中長期的な観点からは、引当金や備蓄金等の増額を必要とするものと認識しています。

◆令和元年度決算

項目	金額(百万円)
保険料等収入	36,629
疾病補償金等	1,048
国家補償金等	3,017
船主等年金等交付金	5,800
準備金収入	1,620
その他	140
収入計	48,254
保険給付金	26,637
支払金等	9,947
介護給付金	3,179
業務経費等	3,779
その他	48
支出計	43,590
収支差	4,664

※ 引当金収入のため、一時的に低い値となる。

船員保険事業の費用の一部について、国から補助金が交付されています。

給付者の疾病保険料負担を軽減するため、保険料の0.5%に相当する準備金を約16億円取り崩し、収入に繰り入れています。

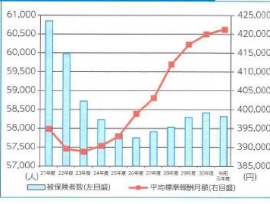
【内訳】

- 医療給付金 19,090百万円・・・病院の診療等にかかった費用
- 年金給付金 3,301百万円・・・傷病手当金などの給付金
- 年金給付金 4,245百万円・・・障害年金や遺族年金など

高齢者医療にかかる額出金等です。

（※）平成22年1月に改正法が施行され、船主・年金給付及び失業給付については、それぞれ支払保険及び失業保険に転送されました。

船員保険被保険者の状況



令和元年度末の被保険者数は58,309人でした。平成30年度末から104人の減少となりました。

令和元年度の被保険者一人あたりの平均標準報酬月額は421,117円でした。24年度から8年連続の増加となりました。

※ 標準報酬月額とは船員保険の被保険者が受ける報酬を一定の幅で区分したものです。この標準報酬月額をもとに、保険料の額や保険給付の額が引算されます。

《配布内訳》

被保険者 約 57,600 部 、船舶所有者 約 4,200 部
 合計 約 61,800 部

v) 関係団体への広報

関係団体の皆様にご協力をいただき、9つの機関誌に延べ69件掲載していただいたほか、日本海事新聞、水産経済新聞に定期的に「健診受診勧奨」、「禁煙プログラムの募集案内」、「プロジェクト“S”の募集案内」、3月には「2021年度保険料率改定案内」についての広報を掲載しました。

また、加入者及び船舶所有者等の認知度を把握する取組として、日本海事新聞電子版に「プロジェクト“S”」の広告バナーを掲載※しました。

※ 広告バナー掲載期間におけるクリック率は約1.0%（日本海事新聞社の電子版における同サイズの広告バナー掲載時の平均的なクリック率は約1.4%）

《掲載いただいた関係団体》※50音順

- 一般財団法人船員保険会
- 一般社団法人大日本水産会
- 一般社団法人日本船主協会
- 一般社団法人日本旅客船協会
- 公益財団法人日本海事広報協会
- 国土交通省海事局
- 船員災害防止協会
- 全日本海員組合
- 日本内航海運組合総連合会

vi) ホームページやメールマガジンでの広報

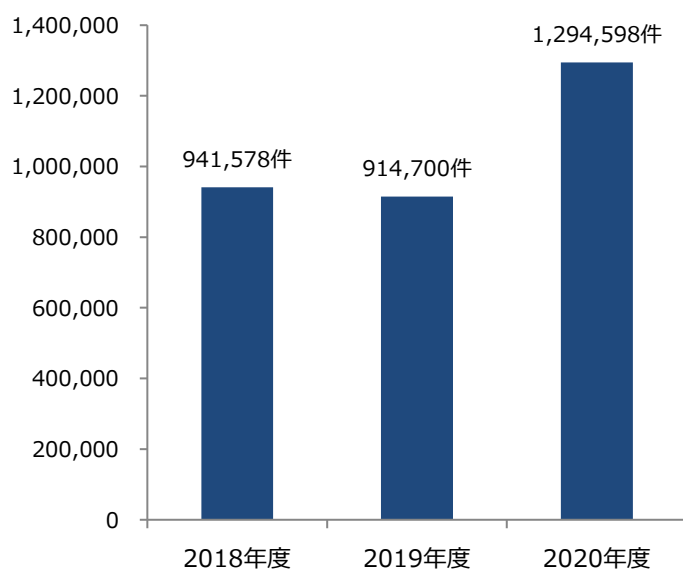
ホームページについては、加入者及び船舶所有者が必要な情報を容易に見つけることができるようにするとともに、協会が積極的に推進する取組の情報をタイムリーに発信することを目的に、2020 年 12 月に全面的なリニューアルを行いました。

具体的には、加入者が、各種申請を行う際にご覧いただく「申請書ダウンロード」及び「よくあるご質問」に容易にアクセスできるよう、全てのページに常時リンクを表示しました。また、社会のグローバル化に対応するため、6 か国語への対応を行いました。

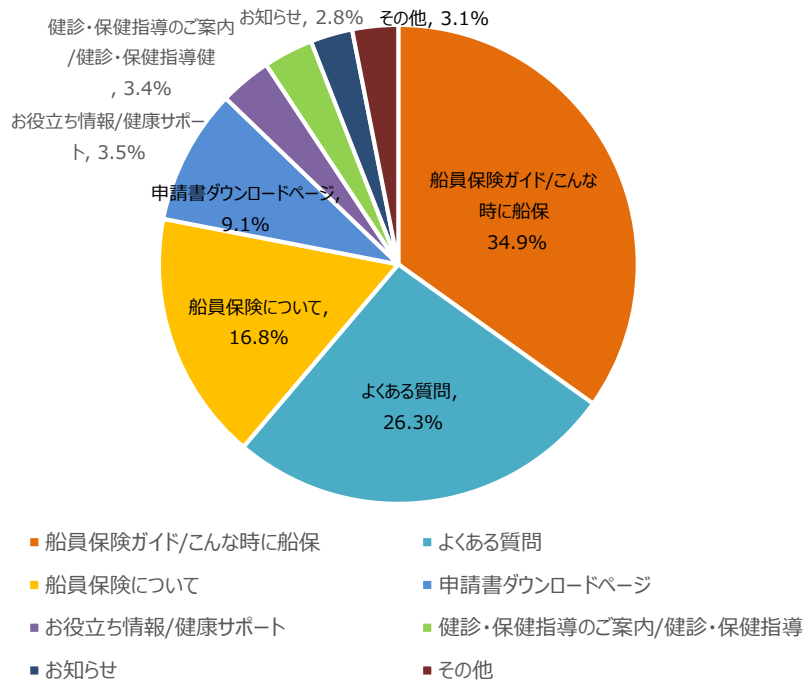
2020 年度のホームページの総アクセス件数は、2019（令和元）年度と比べて 397,898 件増の 1,294,598 件（1 日平均で 3,547 件）となり、K P I（ホームページのアクセス総件数 935,888 件以上）を達成しました。ページ別の内訳をみると、船員保険制度の内容や利用方法等を説明した「こんな時に船保（リニューアル前は「船員保険ガイド）」が全体の約 35%を占め、その次に「よくある質問」が全体の約 24%を占めました。

引き続きコンテンツの整理や充実により、より一層加入者及び船舶所有者が利用しやすいホームページとなるよう改善していきます。

【(図表 4-40) 船員保険ホームページのアクセス件数（全体）】



【(図表 4-41) 船員保険ホームページのアクセス件数の内訳】



メールマガジンについては、毎月第3営業日を配信日として加入者及び船舶所有者を中心とした会員に、折々における船員保険の取組、各種事務手続きや健康づくりに関する情報をお届けしました。また、2月には臨時号として「2021年度の保険料率」に関するお知らせを行いました。

メールマガジンの登録件数の拡大に向けては、船員保険部で使用する封筒や、すべての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」にメールマガジン登録フォームに繋がる二次元コードの掲載等を行いました。2021年3月末現在の配信数は832人でKPI（メールマガジンの配信数1,000人以上）は達成できませんでした。

vii) 船員養成校等へのイベントの参加

健康づくりのための取組等の船員保険の活動を周知・アピールするため、これまでは各地で開催されている港イベント等にブースを出展するなどの取組を行ってきました。

2020年度は、若年層への情報発信を強化する観点から、船員養成校等のイベントへの参加を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、参加を予定していたイベントが中止となりました。

viii) 事務説明会の開催

船員保険制度の実務に関する知識を深めていただくため、事務担当者に向けた事務説明会を開催しました。

2020年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点からオンラインにより計12回開催し、延べ144人の方に参加していただきました。

開催テーマは、問い合わせの多い傷病手当金や下船後の療養補償、疾病任意継続等につ

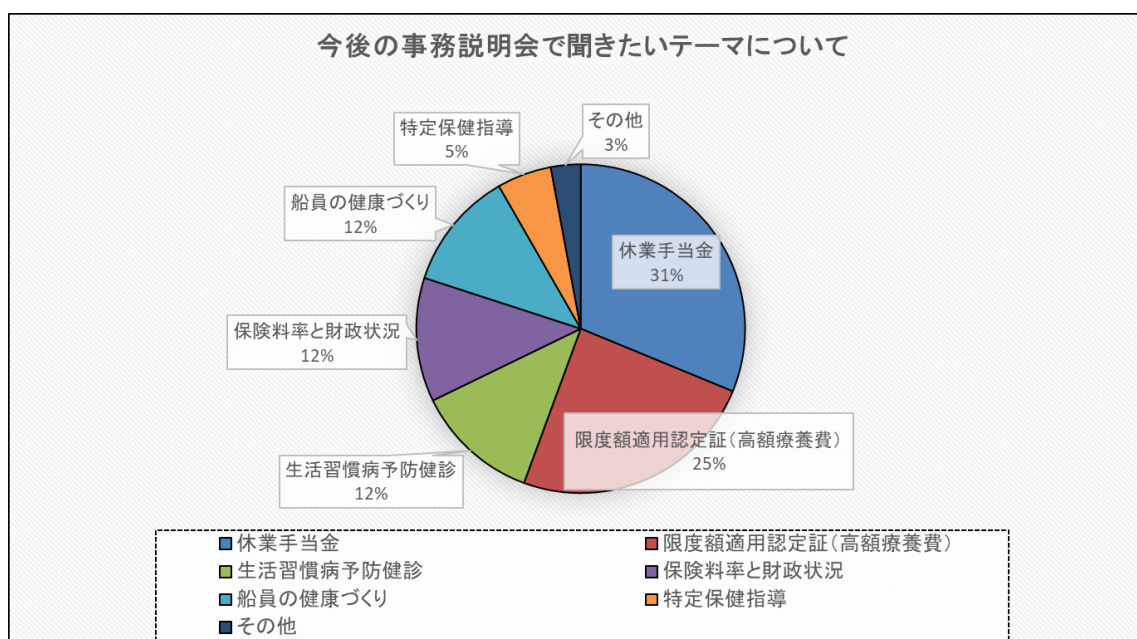
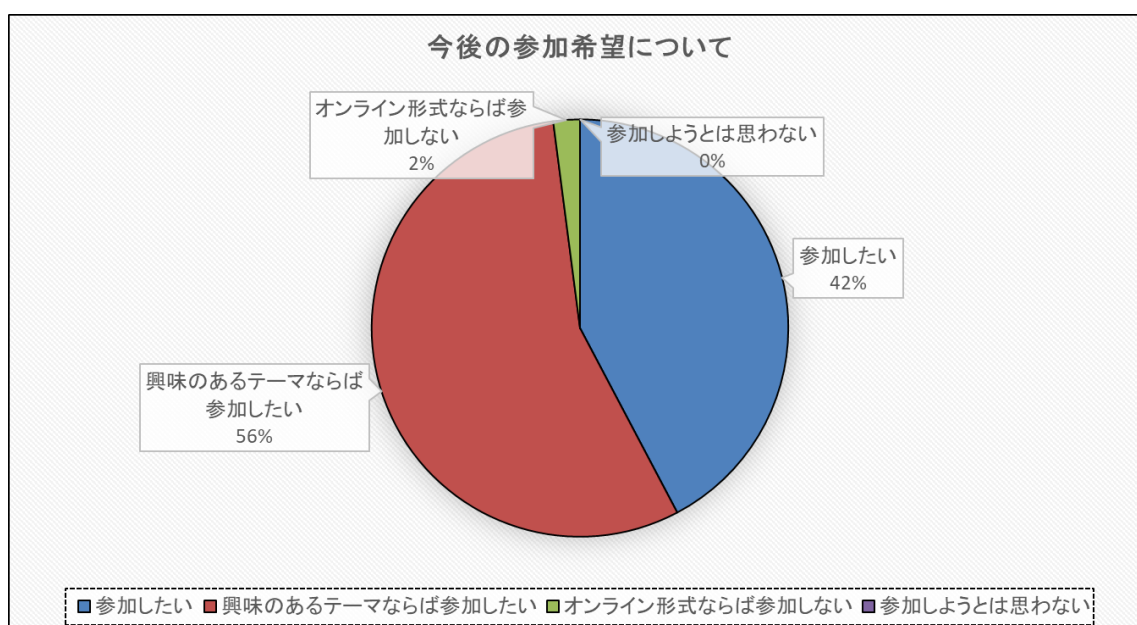
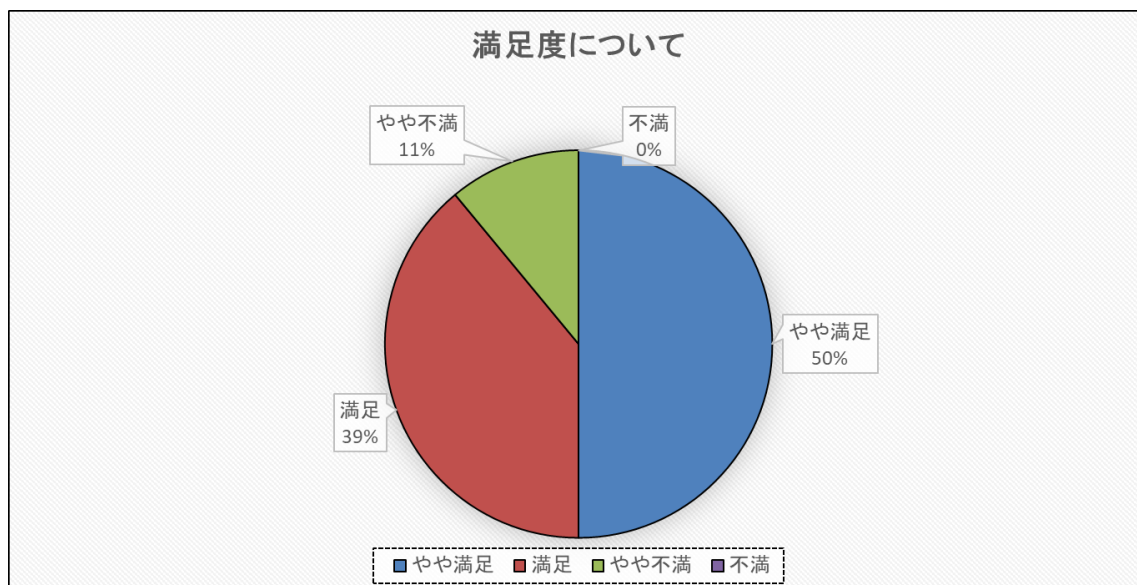
いて、申請の際のポイントやご注意いただきたい点を中心に、「プロジェクト“S”（船員保険コラボヘルス）」の概要説明も含めた内容としました。

開催後のアンケートでは、「今後も参加したい」、「興味のあるテーマならば参加したい」の回答が多く、今後、聞きたいテーマについては、「限度額適用認定証（高額療養費）」、「休業手当金」を希望する意見が多く寄せられたため、次年度以降開催する際の参考としていきます。

【(図表 4-42) 事務説明会の開催状況】

開催月	回数	テーマ	参加人数
2020 年 9 月	1 回	傷病手当金/疾病任意継続保険	7 人
2020 年 11 月	4 回	疾病任意継続保険	18 人
2020 年 12 月	2 回	疾病任意継続保険/健康講座	3 人
2021 年 1 月	2 回	傷病手当金/下船後の療養補償	35 人
2021 年 2 月	3 回	傷病手当金/下船後の療養補償	81 人

【(図表 4-43) 事務説明会の満足度】



viii) 広報戦略の検討

保険者機能の更なる発揮を広報面から支援していくことを目的として、加入者及び船舶所有者等との的確なコミュニケーション実施による情報発信を行うため、2021年度以降の広報戦略を検討しました。

一貫性のある広報物デザインによる「わかりやすい情報発信」、SNSの活用を含めた「多様化する通信技術・媒体の活用」などの観点から施策を検討してまいります。

(7) データ収集活用方法の研究

船員保険が保有するデータ（船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診情報等）から得られる結果をもとに事業の立案や効果検証を行うことで、効果的・効率的に事業運営を行うため、2020（令和2）年度は、以下の2つをテーマに研究を実施しました。

i) 地域別ジェネリック医薬品使用割合について

ジェネリック医薬品使用割合の更なる引き上げに向けた施策を検討するため、市区町村レベルでの使用割合をもとに、使用割合の下位5位の地域（一定以上の処方量のある地域）の傾向を分析しました。

協会けんぽとの比較では、対象とした5地域において船員保険加入者に特有の要因があるとは認められず、当該地域の医療提供側に要因があることが推測されました。

船員保険全体の使用割合を院内処方と院外処方に分けて見ると、院外処方による使用割合は、院内処方と比べて高い傾向にありますが、当該5地域のうち4地域では、他の地域と比べて院外処方率が低いことがわかりました。また、厚生労働省保険局調査課の分析※によると、「公的医療機関の使用割合は他の医療機関と比べて高い」との結果がでていますが、当該5地域のうち3地域では、公的医療機関による処方割合が高い一方で、他の地域と比べて公的医療機関における使用割合が低いことがわかりました。

これらの分析結果等を踏まえ、必要な対策について検討を進めてまいります。

※「都道府県別処方せん発行元医療機関別に見た後発医薬品割合」（平成30年2月）

ii) 地域別柔道整復施術療養費について

市区町村レベルでの受診頻度について協会けんぽのデータとの比較を行い、船員保険の方が高い地域を抽出することにより、その地域の傾向を把握し、注意喚起を行う必要のある施術所を選定しました。

選定した施術所に対する注意喚起は、文書により、2020年10月から2020年12月にかけて実施し、一定の効果が認められました。

3. 組織・運営体制の強化

(1) 人事評価制度の適正な運用

協会では、職員の目標管理を明確にした人事評価制度を通じて、組織目標の達成を促すとともに、高い実績を上げた職員に対して適正な処遇を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図っています。

2020（令和2）年度は、グループ長補佐以上の階層別研修にて実施する評価者研修において、人事評価における目標設定やその目標を達成するための日々の業務管理や進捗管理、評価結果のフィードバックが、協会が期待する職員の育成や組織強化に通じることについて、意識付けを促しました。また、新たに採用された職員に対しては、採用時の研修において当該制度の目的、基本構成及び目標管理のプロセスなどを説明し、理解の深化に努めました。

(2) OJTを中心とした人材育成

基盤的保険者機能及び戦略的保険者機能を一層発揮していくため、協会では、日々の業務遂行を通じた人材育成（OJT）を中心とし、それを補完する集合研修・自己啓発（Off-JT）を効果的に組み合わせることにより、計画的な人材育成に取り組んでいます。職員一人ひとりが「自ら育つ」という成長意欲を向上させるとともに、「現場で育てる」という組織風土の醸成を進めました。

集合研修については、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、各階層に求められる役割や知識を習得するための階層別研修、業務上必要となる専門的な知識やスキルを習得するための業務別研修及びテーマに応じた幅広い知識を習得するためのテーマ別研修を実施しました。加えて、職員の自己啓発支援として、通信教育講座の斡旋を実施しました。また、戦略的保険者機能の更なる発揮のため、効果的な人材育成の仕組みの導入に向けた課題について検討を進めました。

なお、集合研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、Web会議システムを活用したオンライン形式を基本として実施しました。

(3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

調達にあたっては、契約の透明性を高めるとともに調達コストの削減を図るため、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約は、「事務所の賃貸借」や「システムの改修・保守」など、契約の性質などから競争が困難な場合等に限定し調達審査委員会に付しています。

一般競争入札においては、競争性を高めるため、「業者への声かけの徹底」、「公告期間や納期までの期間の十分な確保」、「仕様書や競争参加資格の見直し」、「複数者からの参考見積の聴取」などの取組を行いました。

このような取組の結果、2020（令和2）年度に一者応札となった調達は2件であり、2019（令和元）年度と比べて4件減少しました。

また、消耗品については、本部で全国一括調達（入札）を行っています。消耗品のうち、コ

ピー用紙、トナーについてはスケールメリットによるコストの削減を図ったほか、その他の事務用品については、web 発注システムを活用し、随時発注による在庫量の適正化も併せて図りました。

(4) コンプライアンスの徹底

コンプライアンス（法令等規律の遵守）の推進を図るため、協会ではコンプライアンス基本方針を定め、コンプライアンス委員会を設置してコンプライアンスに関する取組等を推進しています。

また、コンプライアンスの重要性について、職員の理解を深めるために、コンプライアンス及びハラスメント防止に関する研修の実施や、コンプライアンス通信（2 か月に 1 回発行）・ポスター等の各種ツールを活用した啓発活動を実施しました。

さらに、ハラスメント防止に関しては、パワーハラスメントの防止対策が法制化されたことを受け、関係規程を改正するとともに、「ハラスメント防止に関するガイドライン」及び「ハラスメント相談一次対応マニュアル」を策定し、全職員に周知しました。

このほか、全職員に行動規範小冊子を常時携行させ、コンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する職員の意識の醸成を図りました。

(5) リスク管理

大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応等、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図るため、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施しました。

i) 大規模自然災害等への対応

大規模な災害が発生した場合において、協会内における災害時の初動対応等をまとめた「初動対応マニュアル」及び加入者・船舶所有者等の利益に影響を及ぼす業務を優先して継続・復旧させるための体制構築を目的として、「事業継続計画（BCP）」を策定しています。また、事業継続計画に定めた優先業務を継続・復旧するためには、協会の業務運営の根幹を担っている情報システムの安定的な継続稼働が不可欠であることから、この備えとして、「情報システム運用継続計画（IT-BCP）」も定めています。

2020（令和 2）年度においては、2020 年 7 月に協会本部事務室を移転したことに伴い、「初動対応マニュアル」及び「事業継続計画（BCP）」を移転先の環境に即した内容に改めるとともに、9 月には災害時模擬訓練を実施し、有事に万全に対応できるよう、連絡体制の確認や事業継続計画の発動後の流れなどを確認しました。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、国内で感染が顕在化してきた 2020 年 2 月以降、感染拡大防止対策を講じながら業務を遂行してきました。

具体的には、協会職員の関係機関等への訪問活動を控えるとともに、感染防止対策を徹底した上で、集団健診や特定保健指導を実施するなどの対応を行いました。

さらに、緊急事態宣言時においては、政府から「三つの密」を避けるため、「出勤者数の 7 割削減」、「テレワーク導入」、「時差出勤への対応」などの取組を講ずるよう要請がある一方、協会は、政府が示している、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令

和2年3月28日)」において、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者として、事業の継続も求められていることから、事業の継続を維持しつつも、可能な範囲で職員の出勤削減や時差出勤など感染拡大防止に努めてまいりました。依然として、新型コロナウイルス感染症の終息の兆しは確認できませんが、国や関係機関とも連携しながら、引き続き、感染拡大防止に配慮しつつ、円滑な業務遂行に努めてまいります。

ii) 個人情報保護の徹底

全職員を対象に個人情報保護に関する研修を実施するとともに、個人情報保護管理委員会を開催し、自主点検の結果を踏まえた個人情報管理体制の現状把握と問題点の是正等を行いました。

iii) 情報セキュリティの強化

情報セキュリティに関しては、「令和2年度情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、全職員を対象に情報セキュリティ教育や訓練・自己点検等の取組を実施しました。

1) 自己点検

情報セキュリティのルールが遵守されているかを検証するため、2020年7月に自己点検を実施し、前年度と同水準の99.5%という高い遵守率を維持していることを確認しました。その後、自己点検結果の分析から課題を洗い出した行動計画を具体化し、計画を実践することで情報セキュリティ対策の実効性を高めました。

2) 研修・訓練

2020年11月から12月にかけて情報セキュリティ研修をオンラインで実施し、理解度の低い職員に対する個別指導を行うことで協会全体の理解度の底上げを図りました。

また、2020年11月にCSIRT※における「被害の拡散を防止するための迅速かつ的確な初動対応の実施」、「再発防止に向けた対策の速やかな実施」を念頭に置いて、厚生労働省と連携し、インシデント対応訓練（マルウェア感染により、協会職員のメールアドレスから協会外部に不審メールが送信され、外部の方から通報があった場合を想定）を実施し、インシデント発生時の連絡体制の確認及び連携の強化を図りました。

このほか、不審メールを受信した際に定められた手順で対処しているか検証するため、標的型メール攻撃のインシデント対応訓練を2020年12月に実施し、不審メールを受信した際の初動対応や報告先について確認しました。また、ホームページを対象に、外部からの不正アクセスに対して十分なセキュリティ強度があるか検証するため、2021（令和3）年2月にペネトレーションテストを実施し、脆弱性がないことを確認しました。

※ CSIRTとはComputer Security Incident Response Teamの略です。情報セキュリティインシデント発生時の対応を専任する体制として2016（平成28）年9月に本部内に設置しています

(6) 内部統制の強化に向けた取組

協会の内部統制の在り方を整理するとともに、内部統制の強化に向け、今後取り組むべき内容を明確にした内部統制基本方針を策定（2020（令和2）年10月1日施行）し、職員が内部統制に対する理解・意識を高めるよう周知しました。

また、リスクの発生を抑制するための未然防止策について検討し、まずは協会業務の実施を阻害するリスク要因の洗い出し等の取組を進めています。

(7) システム関連の取組

協会の基盤的業務である、保険証の発行や保険給付の支払い等の業務が停止することがないよう、これらの業務を支える協会システムの安定稼働を継続的に実施しています。2020（令和2）年度も、情報セキュリティを担保しながら、各種サーバー及びソフトウェアのバージョンアップ等のメンテナンス作業や、日々の運行監視を行うことにより、加入者及び船舶所有者に影響を及ぼすシステム障害を発生させることなく、協会システムの安定稼働を実現しました。

また、制度改正等に合わせて、協会システムの開発・改修を実施しました。2020年度は、4月の診療報酬改定に伴うシステム改修を行い、6月にシステムリリースを完了しました。併せて、国のオンライン資格確認に伴うシステム開発・改修を行い、2021（令和3）年3月予定としていた同サービスの開始に先立ち、10月にシステムリリースを完了しました。いずれも、制度改正等のスケジュールに合わせてリリースを行うとともに、リリース後もシステム障害等を発生させることなく、協会システムの安定稼働を達成しました。

(8) ペーパーレス化の推進

事務担当者に向けた事務説明会をオンラインにより開催するなどの取組により、コピー用紙の使用量は、2019（令和元）年度と比べて10.2%減少しました。引き続き、会議資料等のペーパーレス化に取り組んでまいります。

4. 運営に関する重要業績評価指標（KPI）一覧

（１）基盤的保険者機能

具体的施策	KPI		結果	達成状況
適正な保険給付の確保	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月１５日以上の施術の申請の割合について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか低い値以下とする	0.81%	0.67%	達成
効果的なレセプト点検の推進	レセプト点検の査定率について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする	0.050%	0.064%	達成
返納金債権の発生防止の取組の強化	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後１か月以内の保険証回収率について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①89.1%	①90.8%	①達成
	② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか低い値以下とする	②0.081%	②0.117%	②未達成
	③ 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする	③93.1%	③93.7%	③達成
債権回収業務の推進	① 現年度の返納金債権回収率について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①87.3%	①83.4%	①未達成
	② 過年度の返納金債権回収率について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする	②14.5%	②12.8%	②未達成

具体的施策	KPI		結果	達成状況
制度の利用促進	① 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 80%以上とする	①80%	①78.0%	①未達成
	② 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	②77.1%	②81.7%	②達成
サービス向上のための取組	お客様満足度調査について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	90.2%	90.2%	達成

(2) 戦略的保険者機能

具体的施策	KPI		結果	達成状況
特定健康診査等の推進	① 生活習慣病予防健診受診率を 44%以上とする	①44%	①42.5%	①未達成
	② 船員手帳健康証明書データ取得率を 30%以上とする	②30%	②24.7%	②未達成
	③ 被扶養者の特定健診受診率を 26%以上とする	③26%	③24.4%	③未達成
特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を 22%以上とする	①22%	①11.0%	①未達成
	② 被扶養者の特定保健指導実施率を 16%以上とする	②16%	②20.7%	②達成
加入者に対する支援	オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を 100 人以上とする（ただし、当該年度中にプログラムが終了した者）	100 人	24 人	未達成
船舶所有者等に対する支援	協働する船舶所有者数を 30 社以上とする	30 社	3 社	未達成
ジェネリック医薬品の	ジェネリック医薬品使用割合	78.7%	82.6%	達成

具体的施策	KPI		結果	達成状況
使用促進	を 80%以上とする ※医科・DPC・調剤・歯科における使用割合			
情報提供・広報の充実	① メールマガジンの配信数を 1,000 人以上とする	① 1,000 人	① 832 人	① 未達成
	② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	② 935,888 件	② 1,294,598 件	② 達成

第 5 章 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大への対応

2020（令和 2）年 2 月から国内での感染が顕在化し、その後、急速に感染が拡大してきた新型コロナウイルス感染症の影響を受け、加入者や協会職員等への感染を防止する観点から、協会も当初計画していた事業の変更や縮小を余儀なくされるなど、感染収束を見通すことができない混乱した状況の中、業務を遂行してきました。

このため、加入者及び船舶所有者の皆様には、協会が開催する各種セミナーや特定健診・特定保健指導等の保健事業などをご利用いただく機会を十分に提供することができず、ご不便をおかけすることとなりました。

依然として、予断を許さない状況ですが、国や関係機関とも連携をしながら、引き続き、感染拡大防止に配慮しつつ、可能な限り加入者サービスの低下を招くことがないよう、工夫をしながら業務を遂行してまいります。

(加入者等に対する感染防止対策)

国内での感染が顕在化してきた 2020 年 2 月以降、協会では加入者、船舶所有者、関係機関の方々及び協会職員への感染防止対策を講じながら、業務を遂行してきました。

具体的には、協会職員の関係機関等への訪問活動を控えるとともに、感染防止対策を徹底した上で、集団健診や特定保健指導を実施するなどの対応を行いました。

また、2020 年 4 月の緊急事態宣言時においては、政府から「三つの密」を避けるため、「出勤者数の 7 割削減」、「テレワーク導入」、「時差出勤への対応」などの取組を講ずるよう関係各所に要請がありました。その一方で、協会は、政府が示している「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日）」において、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者として、事業の継続を求められていることから、事業継続を維持しつつも、可能な範囲で職員の出勤削減や時差出勤を行うなど、感染拡大防止に努めてまいりました。

このほか、職員の移動に伴う感染を防止するため、協会内における会議や研修等については、Web 会議システムを積極的に活用し、オンライン形式で実施しました。

【(図表 5-1) 新型コロナウイルス感染症に係る主な対応の経過 (2019 年度及び 2020 年度)】

対応月	国等における主な動向・対応	協会における加入者等への主な対応
2020 年 2 月	・政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定。 ・厚生労働省より、医療保険関係事業者の対応、感染事例の発生に伴う特定健診・特定保健指導等における対応（注意喚起）が示される。	・加入者及び事業主に対し、極力郵送による申請手続きをしていただくようホームページ等で依頼。 ・ジェネリック医薬品の使用促進に向けた医療機関及び薬局への訪問を 2 月末から中止。
3 月	・政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定。	・対面による特定保健指導を中止。 ・協会主催の集団健診を中止。
3～4 月	国内の感染者数が増加し、感染が拡大（第 1 波）	
4 月	・政府が 7 都府県に緊急事態宣言を発出（期間：4 月 7 日～5 月 6 日）。その後、16 日には緊急事態宣言区域を全都道府県に拡大。	・健診・保健指導の一部を中止するとともに、訪問・面会を伴う業務を中止。
5 月	・緊急事態宣言期間を 5 月 31 日まで延長。 ・緊急事態宣言区域について、14 日には 39 県、21 日には 3 府県が解除され、25 日には全ての都道府県で解除。	・（医療機関の体制のひっ迫を懸念し）生活習慣病予防健診受診後未治療者へ受診勧奨文書の発送を延期。
6 月	・日本年金機構が、コロナ禍の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった方に対する標準報酬月額の特例改定を実施。	・緊急事態宣言により休止していた業務を再開。 ・協会の調査研究の成果を発表する調査研究フォーラムの開催を中止。 ・標準報酬月額の特例改定に係る周知広報を実施。
7～8 月	国内の感染者数が増加し、感染が再拡大（第 2 波）	
8 月		・感染再拡大を受け、特に訪問・面会を伴う業務については一層の感染防止に配慮しつつ業務を遂行。
9～10 月	・日本年金機構が、コロナ禍の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった方に対する標準報酬月額の特例改定を延長	・コロナ禍における適切な医療機関の受診の呼びかけに係る周知広報及び標準報酬月額の特例改定の延長に係る周知広報を実施。
11～12 月	国内の感染者数が増加し、感染が再拡大（第 3 波）	
2021 年 1 月	・政府が 4 都県に緊急事態宣言を発出（期間：1 月 8 日～2 月 7 日）。その後、7 府県を緊急事態宣言区域に追加（期間：1 月 14 日～2 月 7 日）。	・緊急事態宣言区域において、訪問・面談を伴う業務の一部を中止（健診・保健指導については、感染防止に配慮しつつ業務を遂行）。
2 月	・栃木県を除く 10 都府県の緊急事態宣言期間を 3 月 7 日まで延長。その後、6 府県について、28 日をもって緊急事態宣言を解除。	
3 月	・4 都県の緊急事態宣言期間を 3 月 21 日まで延長。その後、21 日には全ての都道府県で緊急事態宣言が解除。	・緊急事態宣言により中止していた業務を再開。

(2) 東日本大震災への対応

2011（平成 23）年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対しては、国の方針や財政措置等を踏まえ、2020（令和 2）年度においても引き続き、以下の対応を行いました。

i) 医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除

原発事故に伴う警戒区域等の被災された加入者について、船員保険部が発行する免除証明書を提示することにより、医療機関等を受診した際の窓口負担（一部負担金等）を免除する措置を 2020 年度も継続実施しました。

【(図表 5-2) 船員保険における一部負担金等の免除証明書の有効枚数】

	有効枚数
2021（令和 3）年 3 月末時点	20 枚(9 世帯)

ii) 健診及び保健指導を受けた際の自己負担分の還付

原発事故に伴う警戒区域等の被災された加入者について、受診した健診・保健指導に係る自己負担分の還付を 2020 年度も継続実施しましたが、対象となる方はいませんでした。

(3) 毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付

2019（平成 31）年 1 月に判明した厚生労働省における毎月勤労統計調査の不適切な取扱いにより、船員保険の職務上災害に係る障害年金や遺族年金等について追加給付が必要となりました。

対象者数は 11,114 人であり、保険給付の種類別の内訳は以下のとおりです。

- ① 障害年金、遺族年金を受給中の方が 6,609 人(障害年金 1,013 人、遺族年金 5,596 人)
- ② 過去に障害年金や遺族年金を受給されていた方が 4,280 人(障害年金 838 人、遺族年金 3,442 人)
- ③ 障害手当金や傷病手当金等の給付を受けていた方が 225 人(傷病手当金 122 人、休業手当金 2 人、障害手当金 19 人、遺族一時金 19 人、遺族年金差額一時金 4 人、葬祭料 59 人)

このうち、障害年金、遺族年金を受給中の方については、2019 年 4 月 15 日に不足分の支払いを行いました。内訳は、障害年金として約 63 百万円（1,013 人）、遺族年金として約 280 百万円（5,596 人）となっています。

その他の方々については、請求者の住所等が判明した方から順次お知らせをお送りし、提出があった方に支払いを行っており、2020（令和 2）年度は新たに、過去に障害年金や遺族年金を受給されていた方については、障害年金として約 64 万円（51 人）、遺族年金として約 239 万円（161 人）の支払いを行いました。また、障害手当金や傷病手当金等の給付を受けていた方については、傷病手当金等として約 34 万円（11 人）、障害手当金として約 10 万円（1 人）、遺族一時金等として約 8 万円（1 人）、葬祭料として約 2 万円（5 人）の支払いを行いました。

この結果、2021（令和 3）年 3 月末時点における未支給対象者数は 652 人となり、保険給付の種類別及び進捗状況別の内訳は以下のとおりです。

【保険給付の種類別】

- ・ 過去に障害年金や遺族年金を受給されていた方が 641 人(障害年金 145 人、遺族年金 496 人)
- ・ 障害手当金や傷病手当金等の給付を受けていた方が 11 人(傷病手当金 5 人、障害手当金 2 人、遺族一時金 1 人、葬祭料 3 人)

【進捗状況別】

- ・ ご家族等に「お知らせ」をお送りし、その提出を待っているもの・・・192 人
- ・ 市町村に住民票等の公用請求を行い、その回答を待っているもの・・・21 人
- ・ 「お知らせ」を提出いただき、請求可能な方がいないと判明したもの・・・8 人
- ・ 公用請求等を行っても、「お知らせ」を送るべきご家族等が判明しないもの・・・431 人

今後も引き続き、請求者の住所等が判明した方へのお知らせや、提出がない方への再案内等の取組を進めてまいります。

【(図表 5-3) 毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付（全国健康保険協会支給分）】

保険給付の種類		対象者数	支給済		未支給者数 (2021年3月末)
			2019年度	2020年度	
①年金給付 (現在受給中の方)	障害年金	1,013	1,013	0	0
	遺族年金	5,596	5,596	0	0
②年金給付 (過去に受給していた方)	障害年金	838	642	51	145
	遺族年金	3,442	2,785	161	496
③短期給付	傷病手当金	122	108	9	5
	休業手当金	2	0	2	0
	障害手当金	19	16	1	2
	遺族一時金	19	17	1	1
	遺族年金差額一時金	4	4	0	0
	葬祭料	59	51	5	3
		11,114	10,232	230	652

また、2020 年 11 月 5 日には、毎月勤労統計調査において、全数調査を行っているものの集計に含めていない事業所が 79 事業所あったことが新たに厚生労働省から公表され、2019 年 1 月分から 2020 年 8 月分までの集計結果が遡って訂正されました。このため、この調査の平均給与額を基礎としたスライド率を活用している船員保険の職務上災害に係る年金受給者 247 人について、2021 年 4 月支払い分より、月額平均 513 円の給付額引き下げが生じることとなりました。

対象の方々には、本事案の概要とともに、給付額の引き下げが行われること、正式な改定額については追ってお知らせすること等を記載した文書を 2020 年 11 月 18 日に送付し、2021 年 4 月 15 日から改定後の金額での支払いを開始しました。

2020 年度の財務諸表等

令和 2 年度
決 算 報 告 書

第 13 期

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 31 日

全国健康保険協会

船員保険勘定

決算報告書

(船員保険勘定)

(単位:百万円)

収 入				
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
保険料等交付金	38,292	36,381	△1,910	総報酬が予算時の見込を下回ったことによる保険料収入の減
疾病任意継続被保険者保険料	1,026	1,143	117	被保険者数が見込みを上回ったことによる保険料収入の増
国庫補助金	2,791	2,869	77	
国庫負担金	163	163	-	
職務上年金給付費等交付金	5,381	5,381	-	
貸付返済金収入	0	-	△0	
運用収入	0	1	0	
雑収入	108	97	△11	
累積収支からの戻入	1,639	1,603	△36	
計	49,401	47,638	△1,763	
支 出				
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
保険給付費	26,458	25,364	△1,094	加入者1人当たりの医療費が見込みを下回ったことによる減
拠出金等	10,064	9,978	△86	
前期高齢者納付金	2,857	2,847	△10	
後期高齢者支援金	7,207	7,131	△76	
病床転換支援金	0	0	△0	
介護納付金	3,147	3,134	△14	
業務経費	3,061	2,456	△604	
保険給付等業務経費	136	92	△44	船員保険給付等補助員経費が見込みを下回ったことによる減
レセプト業務経費	24	14	△10	レセプト内容点検業務委託費が見込みを下回ったことによる減
保健事業経費	1,121	772	△349	受診者1人当たりの健診受診費用が見込みを下回ったことによる減
福祉事業経費	1,723	1,545	△178	保養所の利用が見込みを下回ったことによる減
その他業務経費	57	34	△23	ジェネリック医薬品の使用促進に係る経費が見込みを下回ったことによる減
一般管理費	1,238	878	△360	
人件費	445	357	△89	職員給与の減
福利厚生費	1	1	△1	
一般事務経費	791	521	△271	システム開発費等が予算を下回ったことによる減
貸付金	0	-	△0	
雑支出	46	48	2	
予備費	140	-	△140	
累積収支への繰入	5,247	-	△5,247	
計	49,401	41,858	△7,543	
収支差	0	5,780	5,780	

(注1) 東日本大震災関係については以下のとおり。

- ① 国庫補助金には、令和2年度災害臨時特例補助金、令和2年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金を含めて計上している。
- ② 保険給付費には、一部負担金等免除に伴う費用(1百万円)を含めて計上している。
- ③ 雑支出には、令和元年度災害臨時特例補助金返還金、令和元年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金返還金を含めて計上している。

(注2) 平成30年7月豪雨について、保険給付費に一部負担金等免除に伴う費用(0.07百万円)を含めて計上している。

(注3) 令和元年台風19号について、保険給付費に一部負担金等免除に伴う費用(1百万円)を含めて計上している。

(注4) 福祉事業経費には、特別支給金(予算額:1,365百万円、決算額:1,347百万円)など、職務上の事由による保険給付を受給している者に対し付加的に支給する現金給付の費用が含まれている。

(注5) 令和2年7月豪雨について、保険給付費に一部負担金等免除に伴う費用(0.1百万円)を含めて計上している。

(注6) 常勤職員に係る人件費は、決算報告書では一般管理費の人件費として計上しているが、損益計算書では各業務に従事する者に係る人件費は各業務経費に計上している。

(注7) 収支差5,780百万円は、累積収支に繰り入れる。

(注8) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

令和 2 年度

財 務 諸 表

第 1 3 期

自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 3 年 3 月 3 1 日

全国健康保険協会

船員保険勘定

貸 借 対 照 表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目		金 額	
資産の部			
Ⅰ 流動資産			
現金及び預金		58,735,211,693	
未収入金		2,848,899,979	
前払費用		69,315	
その他		50,565	
貸倒引当金		△ 93,173,008	
流動資産合計			61,491,058,544
Ⅱ 固定資産			
1 有形固定資産			
建物		5,144,182	
工具備品		1,226,313	
リース資産		6,264,567	
有形固定資産合計		12,635,062	
2 無形固定資産			
ソフトウェア		261,260,587	
ソフトウェア仮勘定		360,800	
無形固定資産合計		261,621,387	
固定資産合計			274,256,449
資産合計			61,765,314,993

(単位：円)

科 目	金	額
負債の部		
I 流動負債		
未払金	3,124,903,204	
未払費用	8,656,751	
預り補助金	2,000	
前受収益	121,852,718	
短期リース債務	1,733,654	
賞与引当金	30,709,184	
役員賞与引当金	1,664,063	
流動負債合計		3,289,521,574
II 固定負債		
長期リース債務	4,704,378	
退職給付引当金	563,770,920	
役員退職手当引当金	172,101	
固定負債合計		568,647,399
負債合計		3,858,168,973
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金	465,124,590	
資本金合計		465,124,590
II 船員保険法第124条の準備金		
準備金	53,277,212,831	
準備金合計		53,277,212,831
III 利益剰余金		
当期末処分利益	4,164,808,599	
(うち当期純利益)	(4,164,808,599)	
利益剰余金合計		4,164,808,599
純資産合計		57,907,146,020
負債・純資産合計		61,765,314,993

損 益 計 算 書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額			
経常費用				
事業費用				
保険給付費			25,302,269,010	
拠出金等				
前期高齢者納付金		2,847,377,212		
後期高齢者支援金		7,130,654,809		
退職者給付拠出金		242,203		
病床転換支援金		38,853	9,978,313,077	
介護納付金			3,133,652,935	
業務経費				
保険給付等業務経費				
人件費	262,899,662			
福利厚生費	387,911			
委託費	5,648,530			
郵送費	23,163,554			
減価償却費	37,806,650			
その他	37,250,113	367,156,420		
レセプト業務経費				
人件費	24,213,809			
福利厚生費	49,732			
委託費	8,003,253			
郵送費	2,339,337			
その他	551,420	35,157,551		
保健事業経費				
健診費用	465,317,419			
委託費	299,689,586			
郵送費	3,434,588			
その他	3,273,816	771,715,409		
福祉事業経費				
福祉事業給付金	1,360,188,959			
委託費	177,024,068			
郵送費	2,179,896			
減価償却費	17,531,498			
その他	3,746,440	1,560,670,861		
その他業務経費		34,028,947	2,768,729,188	
一般管理費				
人件費		123,175,765		
福利厚生費		123,992		
一般事務経費				
委託費	182,334,828			
地代家賃	89,739,068			
システム関連費	4,310,059			
その他	196,897,467	473,281,422		
減価償却費		28,324,616		
その他		1,001,304	625,907,099	
事業費用合計				41,808,871,309

(単位：円)

科 目	金 額			
事業外費用				
財務費用				
支払利息		68,651	68,651	
事業外費用合計				68,651
經常費用合計				41,808,939,960
經常収益				
事業収益				
保険料等交付金収益			36,381,226,000	
疾病任意継続被保険者保険料収益			1,074,522,710	
職務上年金給付費等交付金収益			5,381,310,000	
国庫補助金収益			2,868,599,362	
国庫負担金収益			163,247,000	
診療報酬返還金収入			146,465	
返納金収入			52,283,131	
損害賠償金収入			15,066,492	
拋出金返還金収入			30,147,782	
その他			300	
事業収益合計				45,966,549,242
事業外収益				
財務収益				
受取利息		557,978	557,978	
雑益			60,901	
事業外収益合計				618,879
經常収益合計				45,967,168,121
經常利益				4,158,228,161
特別利益				
貸倒引当金戻入益			6,585,731	6,585,731
税引前当期純利益				4,164,813,892
法人税、住民税及び事業税				5,293
当期純利益				4,164,808,599

【船員保険勘定】

キャッシュ・フロー計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日
(単位：円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 25,375,865,126
拠出金等支出	△ 9,945,823,295
介護納付金支出	△ 3,137,424,935
国庫補助金返還金支出	△ 25,000
人件費支出	△ 388,693,391
その他の業務支出	△ 2,838,400,868
保険料等交付金収入	36,370,226,000
疾病任意継続被保険者保険料収入	1,073,021,138
国庫補助金収入	8,249,911,362
国庫負担金収入	163,247,000
その他の業務収入	13,785,992
小計	4,183,958,877
利息の支払額	△ 63,554
利息の受取額	557,978
法人税等の支払額	△ 7,015
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,184,446,286
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 661,449
無形固定資産の取得による支出	△ 159,449,565
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 160,111,014
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 1,574,786
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,574,786
IV 資金の増加額	4,022,760,486
V 資金期首残高	54,712,451,207
VI 資金期末残高	58,735,211,693

【船員保険勘定】

利益の処分に関する書類

(単位：円)

科 目	金 額
I 当期末処分利益	4,164,808,599
当期純利益	4,164,808,599
II 利益処分数額	4,164,808,599
船員保険法第124条の準備金繰入額	4,164,808,599
III 次期繰越利益	-

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の船員保険法第124条の準備金残高は 57,442,021,430円となります。

注 記 事 項

I 財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成 20 年 9 月 26 日厚生労働省令第 144 号）に定める基準により作成しております。

II 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	13～15 年
工具備品	5～15 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用のソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に 5 年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 23 日法律第 30 号）附則第 26 条第 3 項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第 27 条第 2 項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 182 号）第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

3. 船員保険法第 124 条の準備金の計上基準

船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、船員保険法施行令（昭和 28 年 8 月 31 日政令第 240 号）第 28 条に定める基準により、計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

5. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

Ⅲ 貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額	25,590,712 円
----------------	--------------

Ⅳ 損益計算書関係

該当事項は、ありません。

Ⅴ キャッシュ・フロー計算書関係

1. 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	58,735,211,693 円
資金期末残高	58,735,211,693 円

2. 重要な非資金取引の内容

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 8,012,818 円であります。

VI 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正 15 年 6 月 30 日勅令第 243 号）第 1 条に定める金融商品に限定しております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

リース取引は、設備投資等に係るものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	58,735,211,693	58,735,211,693	—
(2) 未収入金	2,848,899,979		
貸倒引当金	△93,173,008		
	2,755,726,971	2,755,726,971	—
資産 計	61,490,938,664	61,490,938,664	—
(1) 未払金	3,124,903,204	3,124,903,204	—
(2) リース債務	6,438,032	6,432,039	△5,993
負債 計	3,131,341,236	3,131,335,243	△5,993

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様の割賦又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

VII 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当協会は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤続年数及び等級に基づく累積ポイント並びに退職事由に基づき決定された一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	511,694,456 円
勤務費用	26,444,560 円
利息費用	564,495 円
数理計算上の差異の発生額	△25,782,407 円
退職給付の支払額	△1,378,122 円
退職給付債務の期末残高	511,542,982 円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	511,542,982 円
未積立退職給付債務	511,542,982 円
未認識数理計算上の差異	52,227,938 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	563,770,920 円
退職給付引当金	563,770,920 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	563,770,920 円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	26,444,560 円
利息費用	564,495 円
数理計算上の差異の費用処理額	△1,027,548 円
確定給付制度に係る退職給付費用	25,981,507 円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.11%

VIII 重要な債務負担行為

該当事項は、ありません。

IX 重要な後発事象

該当事項は、ありません。

X その他の注記事項

1. 東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した令和2年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱（令和2年4月16日厚生労働省発保0416第10号厚生労働事務次官通知）の3及び令和2年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金交付要綱（令和2年4月23日厚生労働省発保0423第4号厚生労働事務次官通知）の3に定める事業に係る国庫補助金受入額並びにその使用状況は以下のとおりであります。

（単位：円）

対象事業	受入額	使用状況（*1）	残額（*2）
医療保険事業（*3）	871,000	871,000	—
特定健診事業	2,000	—	2,000
合 計	873,000	871,000	2,000

（*1）船員保険における一部負担金等の免除、特定健康診査に係る自己負担金の免除等による費用であり、保険給付費及び健診費用として計上しております。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

（*2）国庫補助金の未使用額は、翌事業年度以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上しております。また、前事業年度の未使用額については、当事業年度に25,000円を返還しております。

（*3）令和2年度の補助金受入額871,000円に対し、一部負担金免除額は1,120,339円でした。なお、令和元年度までは、補助金受入額（補助金未使用額（返還額）を除く。）と一部負担金免除額等は同額でした。

附属明細書

(船員保険勘定)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細
4. 国等からの財源措置等の明細
5. 役員及び職員の給与費の明細

【船員保険勘定】

附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却 累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額	摘 要
有形固定資産	建物	19,068,093	-	-	13,923,911	1,284,507	5,144,182	
	工具備品	11,144,863	-	-	9,918,550	1,309,444	1,226,313	
	リース資産	-	8,012,818	-	1,748,251	1,748,251	6,264,567	
	計	30,212,956	8,012,818	-	25,590,712	4,342,202	12,635,062	
無形固定資産	ソフトウェア	1,044,592,860	81,428,765	-	864,761,038	79,320,562	261,260,587	注 1
	ソフトウェア仮勘定	34,461,680	47,327,885	81,428,765	-	-	360,800	注 2
	計	1,079,054,540	128,756,650	81,428,765	864,761,038	79,320,562	261,621,387	

(注 1) 当期増加額は、船員保険システムオンライン資格確認改修作業(81,428,765円)であります。

(注 2) 当期増加額は、船員保険システムオンライン資格確認改修作業によるもの(44,105,325円)であります。

2. 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	114,852,046	93,173,008	15,093,307	99,758,739	93,173,008	注 1
賞与引当金	30,250,758	30,709,184	30,250,758	-	30,709,184	
役員賞与引当金	1,668,762	1,664,063	1,668,762	-	1,664,063	
退職給付引当金	539,167,535	25,981,507	1,378,122	-	563,770,920	
役員退職手当引当金	440,405	79,997	348,301	-	172,101	
計	686,379,506	151,607,759	48,739,250	99,758,739	689,489,276	

(注 1) 当期減少額のその他は、洗替法による戻入額を計上しております。

3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金					
政府出資金	465,124,590	-	-	465,124,590	
船員保険法第124条の準備金	50,148,433,923	3,128,778,908	-	53,277,212,831	注1
利益剰余金					
当期末処分利益	3,128,778,908	4,164,808,599	3,128,778,908	4,164,808,599	

(注1) 当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

4. 国等からの財源措置等の明細

(単位：円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘 要
		前受交付金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	2,776,986,000	-	2,776,986,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金	8,139,000	-	8,139,000	
高齢者医療運営円滑化等補助金	3,332,562	-	3,332,562	
災害臨時特例補助金(医療保険)	871,000	-	871,000	
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	79,270,800	-	79,270,800	
事務費負担金	163,247,000	-	163,247,000	
計	3,031,846,362	-	3,031,846,362	

5. 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	(37,757) 17,882,919	(-) 1	(-) 348,301	(-) -
職 員	(24,717,435) 290,384,409	(11) 49	(-) 1,378,122	(-) 1
計	(24,755,192) 308,267,328	(11) 50	(-) 1,726,423	(-) 1

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

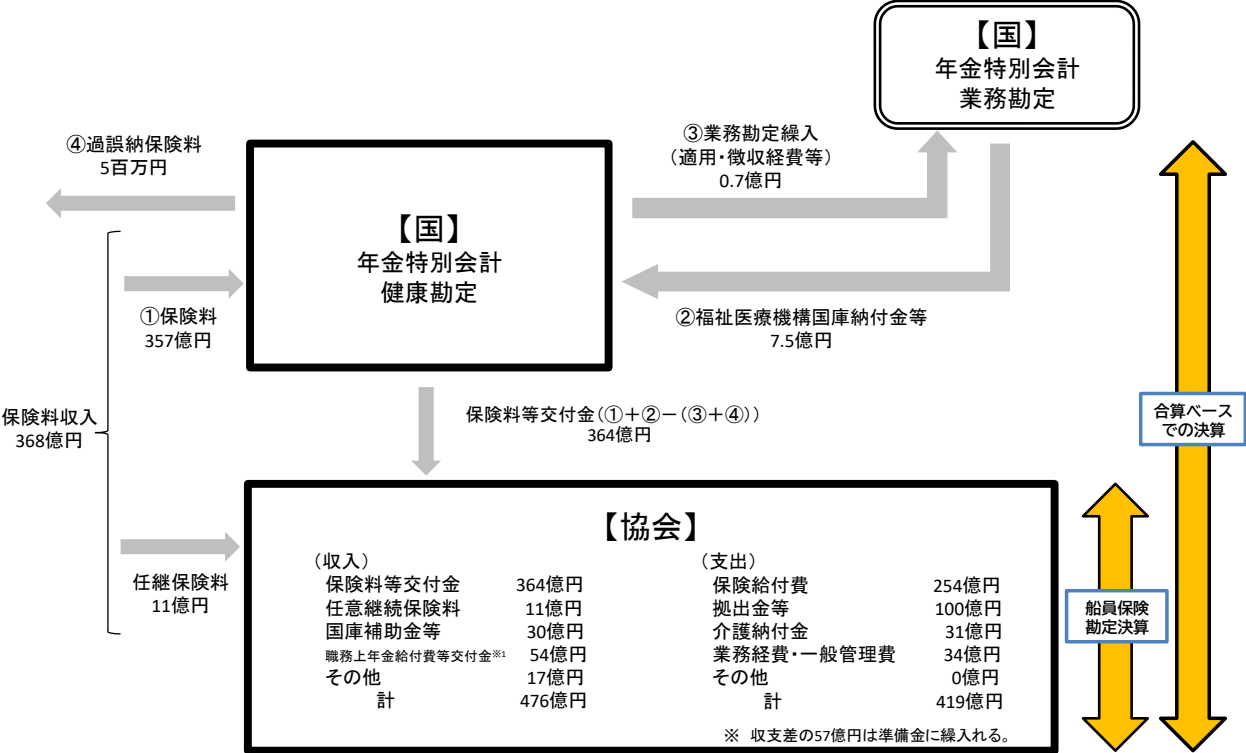
(注3) 支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与、退職手当については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

(注4) 非常勤の役員及び職員は、外数として () で記載しております。

参考資料

国の特別会計における収支を合算した決算と船員保険勘定決算との関係



※1 職務上年金給付費等交付金については、労働保険特別会計(国)より交付される。